

シン・子育て王国とっとり計画



令和7年7月
鳥取県

目 次

	ページ
1 はじめに	1
2 基本的方針	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進	2
(3) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	2
(4) 計画の評価・見直し	2
3 シン・子育て王国とつとりの推進体制	3
(1) 施策の推進体制	3
(2) 数値目標と指標の設定	4
4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援	4
(1) 子どものライフステージを通した取組	4
(2) 子どもの誕生前から幼児期までの取組	5
(3) 学童期・思春期の取組	9
(4) 青年期の取組	17
5 子育て当事者への支援	20
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	20
(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援	23
(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立	26
(4) ひとり親家庭への支援	27
6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援	29
(1) 孤独・孤立への対応	29
(2) 子どもの貧困対策	31
(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	33
(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援	34
(5) 児童虐待防止対策等の推進	37
(6) 社会的養護施策の推進	39
(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	41
参考資料	
1 シン・子育て王国とつとり計画の全体像	44
2 シン・子育て王国とつとりの推進体制	45
3 シン・子育て王国とつとり計画の目標指標一覧	46
4 子育て王国とつとり条例第 10 条に定める子育て支援等に関する施策	49
5 鳥取県の出生数及び合計特殊出生率の推移	50
6 推進する施策に対応した令和 7 年度の事業	51
7 子ども・若者に関する主な相談機関	63
別添 教育・保育の提供体制	69

シン・子育て王国とっとり計画

令和6年3月29日策定
令和7年7月22日改訂

1 はじめに

本県では、平成22年の「子育て王国とっとり」建国以来、妊娠・出産・育児に関する様々な不安や困難に寄り添い、不妊治療費助成、産後ケアの無償化、小児医療費の助成対象の拡大、多子世帯の保育料軽減、中山間地域市町村保育料無償化への支援など全国に先行して切れ目のない子育て支援施策を展開してきました。

令和4年の人口動態統計では、全国で唯一出生数が増加し、合計特殊出生率も1.60に回復しましたが、少子化傾向に歯止めをかけるためには更なる対策が必要であり、子ども・若者¹、子育て中の方を尊重し、その意見を聴き、最善の利益を考えた取組を一層進めなければなりません。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、また同年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が示されるなど、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進しようとしています。

本県においても地域一体となって子どもや子育て中の方を応援する機運を醸成しようと、令和5年7月から「シン・子育て王国とっとり運動」²として、とっとり子育てプレミアムパートナー³の登録や子育て応援駐車場⁴の設置促進などの取組を開始しました。

また、子ども・若者、子育て中の方との意見交換や広く意見募集を行い、当事者の意見を取り入れた施策展開を図っているところであり、令和6年4月からは小児医療費の完全無償化を始めました。

子どもは地域の未来を担う存在であるとともに今を生きているかけがえのない存在です。鳥取県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を、「シン・子育て王国とっとり」として実現していきます。

なお、本計画は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、子ども関連3計画（子育て王国とっとり推進指針、とっとり若者自立応援プラン、鳥取県子どもの貧困対策推進計画）を包括的に見直し、一体のものとして策定⁵したものです。

¹ 子どもは、こども基本法並びに子育て王国とっとり条例で定義する「心身の発達の過程にある者」をいう。若者は、そのうち思春期（概ね中学生から18歳まで）から概ね30歳までの方を示し、施策によっては40歳未満を含む。なお、法令等で「子供」、「こども」と表記されている場合を除き、本計画では、「子ども」と表記している。

² 地域や社会全体で「こどもまんなか社会」の機運を高める取組を官民一体となって推進する本県独自の運動。「こどもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

³ 子育て支援のモデルとなる優良な取組を横展開し、地域における子育てを応援する機運を醸成するため、妊娠・出産・子育てを応援する団体や企業を新たに登録する本県独自の制度

⁴ 妊娠中の方や就学前の乳幼児等を連れた方等が駐車時に安心して乗り降りできるよう、優先する駐車区画を設置する本県独自の取組

⁵ とっとり若者自立応援プラン（令和5年4月改訂）は令和5年度から令和9年度まで、鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期計画）は令和2年度から令和6年度までをそれぞれ計画期間として策定したが、いずれの計画も令和6年度から「シン・子育て王国とっとり計画」に統合し、従前の計画は令和6年3月31日をもって終了した。

2 基本の方針

(1) 基本的な考え方

- 「シン・子育て王国とっとり⁶」の実現に向けて、子ども・若者を権利の主体として認識し、まんなか
に据えた施策を展開するために、子ども・若者の意見を聴き共に進めていきます。
- 子ども・若者の良好な成育環境の実現と、多様な価値観・考え方を前提とした若い世代の結婚、子育て
への希望が叶うよう施策に取り組んでいきます。
- 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）第10条に定める子育て支援等に関する施策⁷
を市町村と協力して展開していきます。

計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条の規定に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定します。

(2) 政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進

こども基本法第3条に基づき、全ての子どもがその年齢や発達の程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、多様な社会的活動に参画する機会を作っていきます。また、子育て王国とっとり会議等への若者委員の参画を促進します。

(3) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

「こどもまんなか」⁸の考えの下で、これから生まれてくる子どもや今を生活している子どもと、結婚や子育て当事者となる若者を真ん中に据えていくことが求められています。

「シン・子育て王国とっとり運動」を核として推進し、こどもまんなか応援サポーター宣言の拡大推進、こどもファスト・トラック⁹及び子育て応援駐車場の設置促進、とっとり子育てプレミアムパートナーの登録者拡大、男性の育児休業取得率の向上 など、地域全体で子育てを応援する意識を高めていきます。

(4) 計画の評価・見直し

この計画に掲げる施策の実施状況を継続的に点検して計画の進行・評価を行い、その内容についてインターネットなどにより公表します。

子ども・若者、子育て中の方等の意見、本計画の達成状況及び各種実態調査の結果等を踏まえ、毎年度、見直しを行います。

⁶ 国の子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進する動きを受け、鳥取県としても、これまでの取組をもう一段階発展させるために「子育て王国とっとり」を令和5年に「シン・子育て王国とっとり」に改名。

⁷ 参考資料として計画の末尾に掲載

⁸ こどもまんなか（社会）については、脚注2を参照のこと。

⁹ こどもまんなか応援サポーター宣言、こどもファスト・トラック：国が進める子育て応援の機運醸成の取組であり、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、自らが考える「こどもまんなか」につながる行動を実行してSNS等で情報発信する宣言、及び子ども連れや妊娠中の方が長時間並ばずに入場できる優先窓口（専用レーン）を設置する取組。

3 シン・子育て王国とっりの推進体制

(1) 施策の推進体制

子育てを地域全体で支えるためには、行政や県民、事業者が連携して子育て支援等に取り組んでいくことが大切です。そのため、県、市町村、保護者、子育て支援者¹⁰・団体、県民、事業者の責務や役割を、子育て王国とっとり条例に基づき次のとおり明確にし、互いに連携して推進していきます。

また、推進の方向性を子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会等で審議していきます。

なお、子ども・若者の育ちの大きな柱である教育の推進については、本計画に掲げる事項のほか、「鳥取県の『教育に関する大綱』」及び「鳥取県教育振興基本計画」に沿って取組を推進します。

① 責任と役割分担

県の責務

- ① 子育て王国とっとり条例に掲げる基本的な考え方（以下「基本方針」という。）に基づき、子育て支援等に関する施策を総合的に推進する。
- ② 子育て支援等に関し専門性の高い施策及び広域的な対応が必要な施策を実施するとともに、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成に努める。
- ③ 市町村及び子育て支援者・団体がそれぞれの役割を果たし、県、市町村及び子育て支援者・団体が連携協力して子育て支援等を行うことができるよう必要な助言及び適切な援助に努める。
- ④ 基本方針に対する保護者、県民及び事業者の理解を深め、県民及び事業者が子育て支援等に協力するよう努める。

市町村の責務

- ① 子育てしやすい地域社会の形成に関し重要な役割を担っていることから、基本方針に基づき、子育て支援等に取り組む人材の確保及び育成を図り、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努める。
- ② 県、保護者、子育て支援者・団体、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組む体制を整備するよう努める。

保護者の役割

- ① 自らが子育てについての第一義的責任¹¹を有することを自覚して、子どもを大切にし、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育み、子どもが心身共に健やかに成長するよう努める。
- ② ①の役割を果たすため、保護者・親として学び成長していくこと及びそれぞれの子どもに応じた最良の子育て支援等を受けるよう努める。

子育て支援者・団体の役割

- ① 基本方針にのっとり、子育て支援等に関する専門的な知識及び経験を活かすとともに、子育て支援等を積極的に行うことにより、県民及び事業者の子育て支援等への関心と理解を深めるよう努める。
- ② 県、市町村、保護者、県民及び事業者と連携協力して子育て支援等に取り組むよう努める。

県民の役割

基本方針にのっとり、子ども及び子育てに対する関心を高め、地域における子育て支援等に協力し、子どもを産み育てやすい環境の整備に努める。

事業者の役割

- ① 基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることに併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域に

¹⁰ 子育てを経験された方が、個人で子育て支援事業を起業される事例があり、子育て中の方の支えとなっている。

¹¹ 最も大切に根本的な責任

おける子育て支援等に協力するよう努める。

- ② 職場の慣行、雰囲気その他の事情により職場における出産及び子育てを支援する制度の活用が妨げられることのないよう、労働者の意識啓発及び労働者相互の理解促進に特に配慮し、希望する全ての女性が安心して子どもを産むことができる条件整備を行うとともに、男女を問わず子育てしやすい職場とするよう努める。

② 施策推進に係る審議会

シン・子育て王国とっとり計画を策定・改訂するときは、子育て王国とっとり会議、鳥取県青少年問題協議会において意見を聴いて行うこととする。

また、シン・子育て王国として、子ども・若者、子育て当事者等に関する施策の重要事項や課題の調査審議を一元的に行うため、児童福祉審議会を設置し、児童福祉分野等の有識者による専門的かつ客観的な審議の充実を図り、施策の課題解決に向けた推進体制の構築を進めている。

(2) 数値目標と指標の設定

この計画の進捗状況を的確に把握するため、関連事業の遂行に際しては、「P (Plan) -D (Do) -C (Check) -A (Action) サイクル」を取り入れて進行管理を行うとともに、事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、毎年度、施策や数値目標等の検証・評価等を行い、継続的な施策等の点検と見直しを行っていきます。

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 子どものライフステージを通じた取組

子ども・若者、子育て世帯にとって、それぞれのライフステージに特有の課題と、ライフステージ全体を通して対処すべき課題があります。ライフステージを通じて、悩んだり困ったり、情報を知りたい時に、どこに相談すれば良いか分かっていることは大きな安心感につながります。また、家庭、地域が子ども・若者、子育て当事者にとって安心して過ごせる場所であることは、シン・子育て王国として最も大切なことです。

① 情報提供、相談体制の充実

【現状と課題】

子どもの悩みや心配ごと、性や健康に関すること、子育て当事者の悩み等に対応する様々な相談窓口を設置し、とりネット、子育て王国とっとりサイト、各種広告媒体及び子育て王国とっとりアプリにより情報掲載と広報を行っているが、情報が必要な方に十分に認知されていない状況がある。また、対面や電話相談のほか気軽に相談できるLINE（ライン）の相談窓口を求める声もある。

【取組の方向性】

- 既存の相談窓口に加え、スマートフォンでいつでも気軽に相談できるLINE等の相談窓口を増やしていく。
- SNSや子育て王国とっとりアプリのプッシュ機能を活用し、適時に複数の媒体で広報を行うことにより、相談を必要とする方に相談窓口が十分に認知されるよう周知を行う。

② 家庭・地域での子どもの育成

【現状と課題】

乳児健診会場でのブックスタート事業¹²や、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後子ども教室などで遊びや学習、生活の場が提供されているが、価値観の変化や核家族化などを背景に、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まり、地域の教育力の低下が課題となっている。また、少子化や高齢化による地域コミュニティの担い手不足により、子ども会の団体数、会員数とも大きく減少している。

【取組の方向性】

- 家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育が行えるよう、保護者の学びの機会を提供し、身近に相談相手がいらない状況にある保護者を支援する。また、子育て支援センター等、乳幼児期の保護者が多く利用する施設において保護者自身の成長につながる学びの機会を提供する。
- 子ども会活動を活性化するとともに、地域での子育て支援を担う貴重な人材である祖父母世代の子育て支援者としての活動を推進する。
- こども家庭センター¹³の設置や、地域の資源・人材を活用した子どもの居場所や親子の相談・交流拠点づくりを推進するとともに、対象者に情報が届くよう情報発信を強化する。

【目指す姿】

ライフステージや相談内容に応じた様々な相談体制が整備されるとともに、子どもや子育て当事者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながっている。

家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等が育まれ、地域においては、全ての子どもが安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができている。また、県内全ての市町村に設置されたこども家庭センターにおいて、切れ目のない総合的な支援が行われている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こども家庭センター設置市町村数	5市町 (令和6年度)	19市町村

参考：関連事項の掲載

- ・ 4（3）①ケ「互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成」

（2）子どもの誕生前から幼児期までの取組

安心したゆとりのある子育てには、子どもが誕生する前からの準備が重要です。妊娠・出産に関して正しい知識が得られ、困ったり不安なときに気軽に相談ができ、必要に応じて専門的な支援・医療につながり健康が守られるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築します。

① 妊娠・出産期、幼児期までの支援

ア 妊娠準備期から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

¹² 絵本を通して赤ちゃんと保護者がかけがえのないひとときを持つことを応援する運動

¹³ 改正児童福祉法（令和6年4月施行）により市町村が設置に努めることとされた、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。従来の子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を併せ持つ。

【現状と課題】

全国と同様に本県でも若い女性のやせの増加、出産年齢の高齢化などからリスクの高い妊娠が増加している。また、人工妊娠中絶率の高い状況が続いている。若い世代が自分の体の状態を知り、健康な生活習慣を身につけ、併せて、安心・安全に出産できる体制を維持する必要がある。

【取組の方向性】

- 性別を問わず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、日々の生活や健康と向き合うことができるよう、プレコンセプションケア¹⁴の普及啓発ややプレコンセプションケア健診の支援を行うとともに、妊娠や育児に関する悩みを抱える方や思春期の若者等の相談支援を行う。また、妊婦等包括支援事業に取り組む市町村と協働して、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談支援等を行うことで、妊産婦に寄り添った切れ目のない妊娠・出産支援を強化する。
- 周産期母子医療センターへの支援や医師確保奨学金、医療従事者の処遇改善、医師の働き方改革への影響を踏まえた機動的対策などによる産科医、小児科医や助産師等の確保策の推進により、周産期医療体制の確保を図る。

イ 不妊治療等への助成

【現状と課題】

経済的負担を理由に不妊治療をためらうことのないよう、令和4年度から保険適用となった後も、不妊治療費について県独自の助成を行っているが、依然として相当の負担がある。また、年齢が高くなるにつれて妊孕性¹⁵が低下することから、出産を希望する方に早期の不妊検査を促し、治療が必要な方を早期の治療につなげていくことも必要である。

【取組の方向性】

- 不妊治療の経済的負担の更なる軽減を図るとともに、不妊治療に係る保険適用の範囲の拡充を国に働きかける。
- 不妊専門相談センター等による不妊症、不育症及び不妊治療に関する相談・指導や知識の普及啓発等を充実させる。

ウ 乳幼児健診の実施について

【現状と課題】

出産後から就学前まで切れ目のない支援に繋がるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談・情報提供等に対応できる体制づくりが必要である。また、市町村が実施する乳幼児健診について、健診医の確保や実施体制の標準化等に向けた中長期的な体制整備が必要である。

【取組の方向性】

- 県内の乳幼児健診に係る実施体制について現状及び課題の把握を行いながら、1か月児及び5歳児健診の全市町村での実施、体制整備を含め、中長期的な対応策について市町村及び医療機関等と検討を進めていく。

エ 産前・産後ケアの充実

【現状と課題】

妊娠中や出産後に不安や悩みを抱き、孤独感を感じている妊婦や産婦の心身の負担を軽減し、

¹⁴ 男女ともに、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、若いうちから健康管理を行うこと。

¹⁵ 妊娠するための力のこと。「にんようせい」と読む。

子育ての円滑なスタートを支援するために、国、県及び市町村で産前産後ケアの充実に取り組んできた結果、産後ケアの利用希望者は増加している。

一方で、受け皿となる産後ケアを行う施設は不足しているとの声があるほか、産後ケア施設は市部に多く、町村部に少ないといった地域的な偏りがあり、市町村と協働した広域的な連携体制の構築が必要である。

また、妊婦に対するメンタルヘルスに係る課題等への対応のため、市町村や医療機関等の連携体制の構築が必要である。

【取組の方向性】

- 妊産婦の不安を解消するため、心身のケアや妊産婦の交流支援により、心の休息（レスパイト）のとれる居場所として産後ケアカフェを開催する。
- 産後ケア利用料の無償化を継続するとともに、どこに住んでいても産後ケアを受けられるよう、十分な産後ケア施設や助産師の確保に向け市町村等と協調しながら取り組んでいく。
- 妊産婦に寄り添った支援を実施するため、市町村及び周産期医療機関等の連携体制の構築に取り組んでいく。

【目指す姿】

妊娠・出産について誰もが気軽に相談でき、経済的理由により不妊治療等を諦めることのないような支援体制が整備されている。いざという場合でも妊婦や新生児がスムーズに医療機関につながり、出産から専門的な医療まで、分娩のリスクに応じた安全な医療が受けられる医療体制のもとで、妊産婦が孤立感や孤独感を感じることなく安心して出産や子育てに向かうことができ、産後の女性がためらわず産後ケア等の支援を受けるための環境が整備されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
産後ケア施設数	26 施設 (令和7年3月末時点)	27 施設

② 多様な保育ニーズへの対応

ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保

【現状と課題】

鳥取県の女性有業率は全国に比べて高く、保育ニーズは高いものとなっている。また、年度当初の保育施設の待機児童は0人（平成18年度以降、19年連続）であり、令和6年10月調べでは、調査開始以降、初めて年度途中の待機児童0人となったが、現場の保育人材の不足感は解消されていない。

【取組の方向性】

- 市町村と連携しながら、潜在保育士の復職支援や令和7年10月から一般制度化される地域限定保育士制度活用の検討など保育人材不足を解消する取組を進める。
- 鳥取県独自の加配制度による配置基準改善及び保育現場の負担軽減を図り、多様な保育ニーズに対応していく。
- 県内最大の養成機関である鳥取短期大学と、保育の質の向上と保育人材確保について連携協力して取り組む。

イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善

【現状と課題】

教育・保育施設等における重大事故の未然防止の取組は着実に行われているが、引き続き更なる取組の促進を行うことが必要である。また、万が一事故や災害が発生した際の適切な対応について徹底を図り、教育・保育施設等における安全・安心な保育環境を整備することが必要である。

併せて、子どもの性暴力防止に向けて国の施策と連動した取組を進める必要がある。

【取組の方向性】

- 安全管理研修の実施等により重大事故が発生しない保育環境整備を更に推進する。
- 重大事故が発生した場合、事故後の対応・再発防止策を検証するほか、安全確保施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検討を行う。
- 他施設で同様の事案が発生しないよう研修や指導を実施する。
- 災害時に適切な対応ができるよう、避難確保計画または非常災害対策計画に基づく継続的な訓練を実施する。
- 子どもの性暴力防止法に基づく対策について、国が示すガイドラインに沿って周知啓発を含めた取組を進める。

ウ 幼児期までの子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

【現状と課題】

本県では、豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設を認証する制度を創設し、自然保育や森のようちえんの取組を推進している。

一方、家庭や地域における遊びが変化し、外遊びや直接体験が不足している傾向が見られる。また、集団の中で自分の思いを言葉にして伝えたり相手の思いを受け止めたりすることが苦手であるといった傾向も見られる。

【取組の方向性】

- 鳥取県のめざす子どもの姿「遊びきる子ども」の育成に向けて、園や地域の特色を生かした子どもたちの遊びや体験を充実させる取組を推進する。
- 同年齢や異年齢、障がいの有無や国籍の違い等に関わらず、子どもや大人、地域の人々との様々な関わりを深める活動を推進する。
- 遊びや生活を通じた善悪の判断や友達への思いやりの心を育成するなど、道徳性の芽生えを培う活動を充実させる。
- 生命を大切に作る気持ちを養う活動、愛情や信頼関係、自己肯定感の育みを支援する。
- 食事、睡眠、排泄、着脱衣など基本的な生活習慣の確立と共に主体的に物事を判断し、行動する力を育成する。
- 子どもたちの豊かな感性を育むため、未就学児が早期にアートに触れるアートスタートの取組を進める。

エ 保育におけるインクルージョンの推進

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、全ての子どもを受け入れるインクルーシブ保育の推進に向けて、保育施設の職員を対象とした各種研修を実施するとともに、市町村が特別な支援が必要と認めた児童に対する保育士等の配置や、保育所等における医療的ケア児受入にあたって必要となる看護師配置経費等の支援を行っているが、支援を必要とする児童の増加により保育士や看護師の確保が課題となっている。

【取組の方向性】

○市町村や保育現場等の意見を踏まえながら、研修や補助制度の充実等を図り、医療的ケア児を含む障がい児保育の充実を進めていく。

オ 病児・病後児保育の充実

【現状と課題】

病児・病後児保育施設を設置運営する市町村への運営費、施設整備費等の支援を行っており、病児・病後児保育を実施する施設数は増えてきているものの、感染症の流行期など利用希望が集中する時期は利用ができないこともあることから、施設数の充実を期待する声もある。

【取組の方向性】

○病児・病後児保育施設の設置運営に必要な支援に取り組む。
○市町村や事業者、利用者等の意見を踏まえながら施策の充実を検討し、病児・病後児保育サービスの充実を進めていく。

カ 幼保小の連携の接続推進

【現状と課題】

本県では、幼保小の連携・接続に係る取組を進めてきたが、地域や園、小学校等によって理解や取組に差が見られる。鳥取県幼児教育センターでは、幼稚園、認定こども園、保育所等の職員の指導力向上に向けて、研修会や訪問指導のほか、幼保小の連携・接続の取組を推進するため各市町村や小学校・園に幼保小接続アドバイザーを派遣するなど支援を行っているが、さらに地域の実態に応じた架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）の教育の充実が求められている。

【取組の方向性】

○鳥取県幼保小の架け橋プログラム推進事業の実践事例を共有し全県へ普及させていく。
○引き続き幼保小接続アドバイザーの派遣による指導助言や各種研修会の開催など、幼保小の円滑な接続に向けて幼保小の架け橋プログラムの実施に係る取組を推進していく。

【目指す姿】

年度途中の待機児童が0人となっているほか、希望する全ての障がい児（医療的ケア児を含む）や病児・病後児を施設で保育できる環境が整っている。また、重大事故の未然防止が図られるとともに、事故・災害等が発生した際に適切な対応ができる保育環境が確保されている。

全ての子どもたちが、満足感や達成感、自己肯定感を得て、義務教育以降の学びの土台となる力を身に付けており、就学後、安心して学校生活を送ることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
年度途中の保育施設の待機児童数	0人 (令和6年10月1日時点)	0人

（3）学童期・思春期の取組

学童期（小学生年代）は、体も心も大きく成長し友人関係や遊びを通じて協調性・自主性を身に付ける時期、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）はアイデンティティを形成していく時期です。

子ども・若者が権利の主体であることの認識の共有を図り、発達に応じて基本的な生活習慣を身に付け、健康や性に関する正しい知識を得て自らに合ったサポートを受けられるよう取り組むとともに、体力向上や、成長の原点である遊びや体験活動の機会を増やしていきます。

また、地域の小児医療体制、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、子どもの生命を守るとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、子どもを地域全体で育みます。

全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開くことができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していきます。

① 子どもの心身の成長の支援

ア 基本的な生活習慣の形成

【現状と課題】

学齢期（小・中学校）の子どもについて、毎日朝食を食べる割合は8割程度だが年々減少傾向にあること、肥満傾向の割合はほぼ横ばい状況であるが、痩身傾向の割合が増加傾向にあること等が課題となっている。子どもや若者が心身ともに健やかに成長していくためには、食事をはじめとする基本的な生活習慣の形成が不可欠であり、朝食と学力、体力との相関関係も含めた望ましい生活習慣の重要性についての継続的な意識啓発や食育活動の推進が求められる。

【取組の方向性】

- 基本的な生活習慣の定着を図る啓発運動を効果的に展開していく。
- 家庭において栄養バランスのとれた食事をするなど健全な食生活を身につけ実践するため、子どもや保護者への情報発信を行うとともに、学校における栄養教諭・学校栄養職員の専門性を活かした指導の充実を図る。

イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実

【現状と課題】

性に関する意識の変化、性のあり方の多様化、性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒が増加する懸念がある。また、予期しない妊娠により、相談相手がおらず孤立することなどが背景にあると考えられる新生児の児童虐待死亡事例が発生しており、思春期などの早い段階から性や生殖に関する正しい知識を備える必要がある。

【取組の方向性】

- 医師・助産師等専門家の学校への派遣や民間機関による学習会、年齢に応じた啓発冊子・学習教材の作成・活用を通して、若年層への命や健康、性、妊娠・出産、プレコンセプションケアに関する正しい知識の普及、子どもや若者を性暴力の当事者にしないための啓発を行う。
- 予期せぬ妊娠などによる戸惑いや緊急的な状態に対する不安等に対して、助産師等による相談窓口（電話・メール・LINE）を設けて相談支援を行う。また、困難事案等については、保健所が積極的に関わっていく。

ウ 子ども・若者が権利の主体であることの理解促進

【現状と課題】

子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体として尊重されるような社会の実現に向けた人権尊重の意識を高める教育の推進が求められている。

【取組の方向性】

- 子ども自身が自分の持っている権利について正しく理解し、自他の権利の大切さを認めながら、子どもの権利条約等で示されているような「権利の主体」意識を育てる学習や主権者教育などを推進する。また、子ども自身が悩みや困りごとの相談先を認知できるよう、十分な周知を行う。
- 子どもの社会参画の機会づくりとして、子どもたちが社会に向けて伝えたいことを主体的に話し合う「子どもミーティング」を実施し、市町村の参画も得ながら県内全域で子どもが社会の一員として意見表明できる場を増やしていく。
- 教職員、保護者や地域住民が、子どもの人権の重要性について学習する機会の充実を図る。

エ 運動意欲の増進、体力づくり

【現状と課題】

鳥取県体力・運動能力調査では、全国平均値を下回る種目がある。幼児期・学童期から運動の大切さへの理解を深め、体を動かす心地良さの体験を通じた運動意欲の向上と多様なスポーツ活動の体験ができる環境づくりが重要である。

【取組の方向性】

- 教員の指導力及び児童生徒の運動意欲の向上を図る。
- 体力向上に係る各学校の取組や地域と連携した取組を推進する。
- 子どもが安全に様々なスポーツを楽しむとともに、全国や世界での活躍など高みを目指すことができる環境づくりを進める。

オ 遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

家庭や地域における遊びの変化、長く続いたコロナ禍等により、人や地域との関わりが弱まり外遊びや子どもたちの体験機会が大きく減少している。基本的な生活習慣の定着や精神的な自立、携帯ゲーム機やスマートフォン、メディアとの関わりに課題が見られ、家庭環境が多様化している中、全ての子どもが地域で様々な年代の人と関わり、安全・安心に過ごせる居場所の確保が求められている。

また、年齢、居住地、経済的状況などに関係なく、文化芸術を鑑賞したり体験したりできる環境づくりが必要である。

【取組の方向性】

- 自然の中での遊びや地域の文化・伝統、人物・団体及び産業を学び、体験・探究活動を通じて心身の成長を促すとともに、ふるさとキャリア教育¹⁶を推進する。
- 公民館等の社会教育施設や児童館等を活用し、子どもの居場所づくりや、保護者同士の学び合い、交流が促進されるよう支援する。
- 鳥取砂丘こどもの国においては、子どもが一層楽しめる遊具の充実を図り、多様な年齢層が楽しめる遊びや体験、学びのコンテンツを提供するとともに、都市公園等において、誰でも安全・安心に利用できる遊具等の設置を検討する。
- 学校や地域において、子どもたちが文化芸術・スポーツに触れる機会を充実させる。
- 県立青少年社会教育施設では、利用者の心に残るようなふるさととの自然や歴史・文化といった地域の誇りを体感できる活動メニューの充実や様々な事情で活動の機会が少ない子どもへの支援、体験活動の機運を高める取組を引き続き検討し、実施する。

カ 安全・安心の通学環境

【現状と課題】

県内では自転車通学中の事故が毎年発生しており、通学路の安全対策と児童等に対する交通安全教育の充実及び運転者の安全運転マナーを徹底する必要がある。

また、子どもに対する声かけ等の不審者事案が後を絶たず、制服警察官によるパトロール強化や保護者や防犯ボランティア等と連携した通学路の見守り活動、学校における注意喚起を実施している。

近年、全国的に登下校中の熱中症事故も発生しており、子どもへ発達段階に応じた熱中症予防

¹⁶様々な学習を通して地域の魅力を学ぶ「ふるさと教育」と、なりたい自分や自分の生き方について考える「キャリア教育」を合わせた本県教育施策の基軸となる教育。学校や地域で取り組むことにより、ふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち、自分らしい生き方を実現するとともに、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を育成する。

への適切な指導が必要である。

生徒等の主な通学手段である鉄道や路線バスなどは、減便や路線の廃止などにより利便性が低下しており、改善を求める声が多数寄せられている。

【取組の方向性】

- 子どもが安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得できるよう、年齢に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- 運転者に対して、子どもへの思いやり運転、交通ルール遵守、交通マナー向上を呼び掛ける。
- 定期的な通学路の合同点検により指摘された箇所は、改善に向けて必要な整備を迅速に行うとともに、若者世代を中心とした防犯ボランティアの拡充、「ながら見守り」、青色防犯パトロールの普及など、学校、PTA、自治会等が一体となって通学路における見守り活動を強化する。
- 登下校時や運動などの活動前後・活動中における熱中症の予防方法などについて、子どもや保護者に周知する。
- 鉄道やバスの利活用の促進、バス等の交通事業者が行うドライバー確保の取組への支援等により交通事業者の供給力を維持・確保するほか、自家用有償旅客運送の仕組みの活用や他の事業者等が行う地域の送迎サービスとの連携・活用を推進する。

キ インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発

【現状と課題】

子どもや保護者に対して、ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する啓発、情報モラル、メディアリテラシーに関する学習教育を行っている。

一方で、全国的に青少年がSNSにより犯罪の実行者を募集する情報（いわゆる闇バイト広告）に応募して犯罪に加担させられる事案や、作成された生成AIにより実在する子どもたちの性的画像が拡散される問題が発生しているほか、県の意識調査¹⁷では、SNSに起因する子どもの自撮り被害や特定の児童生徒への誹謗・中傷が問題になるなど、インターネットの利用の仕方によっては子どもたちが被害者にも加害者にもなってしまう危険がある。

【取組の方向性】

- 鳥取県青少年健全育成条例に基づき、ペアレンタルコントロールなど家庭での取組の必要性について保護者に周知するとともに、携帯電話販売店等による購入者への適切な情報提供等の取組を推進する。
- 子どもへの情報モラル教育などを通じて、インターネットやSNSの安全な利用やスマートフォン、ゲーム機・タブレット端末等の電子メディア機器とのより良い関わり方について啓発する。
- SNSやデジタル技術を使った被害やトラブルに巻き込まれそうになったときに気軽に相談できる専門の窓口を設置する。

ク 小児医療体制の充実

【現状と課題】

小児科医師数は増加傾向で推移していたが、直近では、減少している。また、診療所勤務の医師数は増加していない一方で、医師の高齢化が進んでいることや、地域偏在により小児医療体制の維持が困難な地域もあることから、地域医療の維持・確保に必要な医師を養成・確保する必要がある。

小児の休日夜間における救急医療体制は整備されているが、小児の救急搬送人員は増加傾向で、軽症者の受診も多く、小児救急に係る医療機関の負担が大きくなっている。

¹⁷ 鳥取県青少年育成意識調査（令和3年度）

【取組の方向性】

- 医師確保奨学金や医師の働き方改革の影響を踏まえた機動的対策により、小児医療に従事する医師確保をはじめ、総合診療医の育成強化、市町村における医師確保の取組を後押しすることによる地域偏在対策や専門医の育成等を推進する。
- 保護者の不安軽減、小児医療に係る医療機関の負担軽減を図るため、とっとり子ども救急ダイヤル（#8000）の活用促進や様々な機会を捉えた適正受診の更なる普及啓発に努める。

ケ 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成

【現状と課題】

住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりの弱まり、高齢化による地域コミュニティの担い手不足、少子化に伴う子ども会活動などの停滞により、地域における子どもの育成力の低下が課題となっている。

本県のボランティア活動参加率は高く、ボランティアへの参加促進、若者の力を活用した協働・支援を引き続き実施し、子どもの居場所づくりに活用していくことが求められる。

【取組の方向性】

- NPO等団体活動の支援、協働の取組及びボランティア活動を促進し、小さい頃から子どもや若者が地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 地域一体となった子育て、世代間のつながりや助け合いが大切であることの理解を促進する。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動を一体的に推進し、家庭・地域・学校の連携・協働体制を構築する。
- 地域コミュニティの基盤を支える公民館・コミュニティセンターの職員等、社会教育に携わる人材を育成する。
- 子ども会活動の活性化と、子ども会を入口に様々な地域資源をネットワークとしてつなげる取組を全県に推進する。

【目指す姿】

子どもたちが学童期・思春期において自らが権利の主体であることを自覚し、安全な環境の中で心身ともに健やかに成長し、家庭・地域・学校が一体となって子どもの成長を支えている。

子どもが、スポーツや文化芸術、様々な遊び、地域活動やボランティア活動等を体験しながら伸び伸びと成長している。

通学路の安全対策、地域ぐるみの見守り等による安心の通学環境、休日夜間に子どもがスムーズに医療を受けられる環境が確保されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
朝食を食べる児童生徒の割合	79%以上 (令和6年4月～7月調査)	90%以上
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学5年生男子 55.1% 小学5年生女子 30.9%	小学校男子 70% 小学校女子 50%
SNSを利用する場合の注意点及びその内容を知っている児童生徒の割合	小学5年生 28.3% 中学2年生 63.5% 高校2年生 71.2% (令和3年7月調査)	小学5年生 40% 中学2年生 70% 高校2年生 80%
家庭での子どものインターネット利用についてルールを設けていないと回答した保護者の割合	小学2年生 4.8% 小学5年生 4.9% 中学2年生 10.3% 高校2年生 10.8% (令和3年7月調査)	小学2年生 3% 小学5年生 3% 中学2年生 7% 高校2年生 7%

地域学校協働本部を設置している学校の割合	74.9% (令和6年5月1日時点)	100%
----------------------	-----------------------	------

参考：関連事項の掲載

- ・ 4 (1) ②「家庭・地域での子どもの育成」

② 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実

【現状と課題】

「学力向上推進プラン」に基づき、子どもたち一人一人の関心意欲の向上・確かな学力の定着、子どもたちが「わかった」「できた」を実感できる授業づくりを目指し、取組を進めている。

県独自の「とっとり学力・学習状況調査」によって明らかとなった児童生徒を伸ばした指導の好事例や非認知能力を経年で把握できる分析シートの活用等について、各市町村教育委員会や各学校に対し更に周知していくことが必要である。

【取組の方向性】

- 国に先んじて市町村と協働して進めてきた本県独自の少人数学級を令和7年度に向けて段階的に拡充する。
- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導にかかる教師の指導力・能力を高めるため、指導主事による学校訪問の充実、教育研究団体等の支援、研修教材の提供、研修会の開催等を行う。
- 授業改善に向け、重点項目の徹底、「今、求められる資質・能力」の育成に焦点化した研修会の開催、子どもが主体的に学ぶ授業づくりやICTを活用した授業改善の推進を図り、各学校での実践につなげていく。
- 高校生への地元定着促進を図るため、県内企業の魅力発信講座の開催や専門高校や普通科高校インターンシップの実施など、生徒に対して県内で働く魅力を伝えるとともに、主体的で意欲的な進路選択及び地元企業等への理解につなげる。

【目指す姿】

デジタル技術を活用したデータに基づく教育活動等によって「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、児童生徒が学びの主体となり、「今、求められる資質・能力」や「活用力」を身に付けている。

③ 子どもの居場所づくり

【現状と課題】

学童期の子どもの居場所について、放課後児童クラブや放課後等デイサービスを設置運営する市町村等を支援するとともに、認定研修等を通じて、放課後児童クラブの職員の人材確保及び資質向上を図っているが、一部地域において待機児童が発生している。また、学校の空き教室や公民館等で地域住民の参画を得て、放課後子ども教室を実施したり、放課後児童クラブと一体的に実施している。

子ども食堂は、市町村や民間団体による取組が進み充足率（小学校区に子ども食堂がある割合）は全国第2位と高いが、財政面、スタッフ面で運営基盤の脆弱性に課題がある。

また、児童生徒から、校外自習スペースの利便性の向上や利用時間の拡大を求める声も多数寄せられている。

【取組の方向性】

- 地域の資源や人材（子育て経験者、高齢者、若者、民間団体等の取組）を活用しながら、地域全体で子どもの居場所づくりを支援する。また、居場所を利用したい子どもや居場所づくりに参加したい者に情報が届くよう情報発信を強化するとともに、学童期だけでなく就学前の子どもも含め居場所に参加しやすい環境づくりを行う。

- 放課後児童クラブの受け皿が不十分な市町村や放課後等デイサービスを実施する事業所等の施設整備を支援するとともに、研修等の実施により職員の資質向上を図る。
- 学校支援ボランティア等による学校支援、放課後子ども教室、外部人材を活用した教育支援活動（土曜授業等）等の地域学校協働活動の取組を支援する。
- 公民館等の社会教育施設が、多様な主体と連携・協働して地域のつながりや多世代間交流を深める場となるよう支援する。
- 子ども食堂の立ち上げ及びネットワークづくりを支援するとともに、市町村や子ども食堂の設置者の意見を聞きながら、円滑に活動を継続できるよう市町村を通じて必要な支援を行う。

【目指す姿】

子ども・若者が年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
放課後児童クラブの待機児童数	42人 (令和6年5月1日時点)	0人
子ども食堂の数	101か所 (令和7年3月末時点)	115か所
子ども食堂の充足率	60.68% (令和7年3月末時点)	62%

参考：関連事項の掲載

- ・4（1）②「家庭・地域での子どもの育成」
- ・4（3）①オ「遊びや体験活動の推進」
- ・4（3）①ケ「互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成」
- ・5（2）①「地域の資源・人材の活用」

④ いじめ防止、こころのケアの充実

【現状と課題】

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、潜在的事案の早期発見を含め、早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など対策の強化が必要である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、人間関係づくりの基礎的な力を身に付ける機会が少なかったため、円滑なコミュニケーション力や人間関係における課題解決力を高める取組が必要である。

【取組の方向性】

- 人権学習並びに道徳の学習の充実といじめの未然防止・早期発見・適切な対応力を高める教職員研修を推進する。
- いじめ防止のための児童生徒の自主的な活動、交流活動を推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び有機的な連携を推進する。
- いじめ事案の早期解決に向けた関係機関との多職種連携を推進する。

【目指す姿】

各学校において、いじめの未然防止、早期発見、事案の早期解決に向けた適切な対応がなされている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
「いじめが解消しているもの」の割合	鳥取県 75.6% 全国 77.1%	全国平均を上回るとともに 前年度を上回る

⑤ 不登校の子どもへの支援

ア 保護者への情報提供、相談体制

【現状と課題】

令和5年度の調査によると、不登校の割合は、小学校、中学校で全国平均を上回り、増加傾向にある。その背景に応じて不登校児童生徒一人一人に合わせた支援の充実が必要である。

また、不登校児童生徒は、休みが長期になると学校との関係性が希薄になる傾向があることに加え、不登校などに関する相談窓口や、学校以外にも選択肢となる学びの受け皿があること等が十分に周知されていないため、保護者が一人で悩みを抱え込んでしまう傾向がある。

【取組の方向性】

- 多様化、複雑化する不登校の要因・背景を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法の共有や個々の子どもに応じたきめ細かな支援、ICT等の活用による児童生徒の心身の状況を把握しながら関わる校内支援体制づくりを進める。
- 保護者が相談しやすい環境を整え、社会的自立に向けた多様な居場所があること等、広く情報を伝えるため、相談窓口周知のリーフレットの配布やインターネットを通じた情報提供を推進する。
- 県内の不登校支援施設情報を集約したポータルサイトでの情報発信、保護者同士が不登校の悩みや不安を相談し合うオンラインコミュニティの設置を委託し、不登校の子どもや保護者への支援メニューを充実させる。

イ 学校以外の学ぶ環境の受け皿づくりの充実

【現状と課題】

県内には、市町設置の教育支援センターが11か所、学校の出席扱いとなる民間のフリースクールが10か所あり、不登校児童生徒のための学校以外の多様な学びの場の充実が必要である。

また、様々な理由により義務教育の機会を十分に得られなかった人に対しては、個々の状況に応じた中学校の学びを提供するため、令和6年4月に県立まなびの森学園を開校した。

【取組の方向性】

- 校内サポート教室の設置、学校生活適応支援員の配置による校内支援体制の充実を図る。フリースクールの補助金交付、フリースクール等の通所費用の助成を継続する。県教育支援センターの支援の充実、市町教育支援センターとの連携、自宅学習支援員によるICT等を活用した自宅学習支援の拡充など、子どもの成長にふさわしい安全・安心な居場所づくり、多様な学びの機会の確保を図る。
- 各フリースクールにおいて発達障がい等の児童生徒の特性の多様化への対応が課題となっていることから、フリースクールの伴走支援を委託し、指導力の向上を図る。

ウ 高校中退者への支援

【現状と課題】

令和4年度の調査によると、国公立高等学校中途退学者数は183人（退学率は1.3%）であり、その理由は「学校不適応」、「進路変更」がそれぞれ約30%を占めている。

【取組の方向性】

○本人・保護者の心理的サポートを図るとともに、高等学校等中途退学時や中学校卒業時に進路が未決定の者の個人情報同意のもとに収集して、教育支援センター（ハートフルスペース）における支援に結び付けたり、市町村等の支援機関に情報を提供したりするなど、学校教育から切れ目のない就学や就労に向けた支援を推進する。

【目指す姿】

不登校の子どもたちの学び等の支援が学校内及び学校外の機関で保障され、多様な学びの場の中で、一人一人の児童生徒の社会的自立が図られている。

中途退学時等に進路未決定の者については、市町村と情報共有を図り、切れ目のない支援が行き届いている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
不登校の出現率	小学校 県 2.27% 全国 2.14% 中学校 県 7.19% 全国 6.71% 高校 県 2.02% 全国 2.35% (令和5年度)	全国平均を下回るとともに、前年度数値から低減
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	小学校 75.7% 中学校 73.5% (令和5年度)	各年度で前年度数値を上回る
不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合	85%	86%以上

（４）青年期の取組

青年期（概ね18歳から30歳まで）は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していく準備期間であり、高等教育・就職・結婚・出産・子育てなど大きなライフイベントが重なる時期です。

若者が、良質な雇用環境の下で、経済的な不安がなく将来への展望を持って生活できることが重要であり、社会的・職業的自立に向けた支援と必要な資質・能力が身に付くよう取組を推進します。

また、結婚を望む方も望まない方も尊重しながら、望む方に対して、出会いの機会・場の創出に係る効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

なお、学童期、思春期から継続した取組が求められる啓発や学習機会の提供については、早期から取り組んでいきます。

① 若者の経済的、社会的自立を応援

ア 若者の自立に向けた支援

【現状と課題】

若者が社会生活を円滑に営めるよう、教育、労働・雇用、福祉等の各分野において専門機関による支援が行われているが、困難を抱えているにもかかわらず、制度のはざままで個別の支援機関の支援が及んでいない若者がいる。

【取組の方向性】

- 若者への支援を行っている機関でネットワークを構成し、就職後早期に離職した者や、成人等一定年齢になったため支援の対象外となった者など、制度のはざままで支援が及んでいない若者の存在を表面化し、個別事案への対応を含め、それらの若者を取り残さない具体的な支援体制を構築する。

イ 雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援

【現状と課題】

県内外の大学等の学生を県内就職までつなげることを目的とした「とっとりインターンシップ」を推進するとともに、県立ハローワークにおいて、求人・求職マッチング、カウンセリング、セミナー及び企業説明会を行っている。また、通常の職業相談だけでは就職が困難な若者への支援を充実させるため、「若者サポートステーション」への臨床心理士の配置も行っている。

【取組の方向性】

- 低年次からのキャリア教育プログラムを拡充するとともに、学生が一層参加しやすく魅力のあるインターンシップにするため、学生のニーズを把握した学生向けの支援・取組を充実・拡大させるほか、企業のプログラムの作成・改良を支援する。
- 県内5高等教育機関¹⁸において行う、県内企業と連携したキャリア支援や、学生が主体となって学生目線で県内定着を促進していく「県内定着学生プラットフォーム」活動を支援することにより、学生が本県の魅力を知る機会を創出して、学生の県内就職に繋げるとともに、学生主体の取組を拡大・共有し、県内企業や地域と触れ合う学生の増加を目指す。
- 鳥取大学内に「地域未来共創センター」が新設されるなど、大学と地域との協働を強化する動きがあることから、鳥取大学と連携し、学生が参画する地域課題解決の取組を推進する。
- 精神障がい、生活困窮、ひきこもり等の事情を複合的に抱える若者も多く、関係機関との連携をより強め、相談者の事情を考慮した支援と相談体制及び支援メニューの充実を進めていく。

ウ 労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応

【現状と課題】

鳥取県中小企業労働相談所（愛称：みなくる）に寄せられる労働相談の件数は年間3,000件超と、コロナ禍で減っていたが再び増加傾向にある。相談内容は、労働契約や賃金などの労働条件に関するもの、次いで職場の人間関係（ハラスメント含む）に関するものが多い。

【取組の方向性】

- 若年層が相談しやすいLINE相談窓口の設置など、相談体制を充実させるとともに、労働トラブル自体を防止するため、事業所内や高等学校、高等教育機関等での研修・出前セミナー、経営者・労働者を対象とした労働セミナーを行う。

エ 消費者トラブルの未然防止

【現状と課題】

小・中・高等学校や特別支援学校等において、学習指導要領に基づいた消費者教育授業の充実が図られ、大学等においては、体系的な消費者教育として「くらしの経済・法律講座」を実施している。一方、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」、「活用できる教材が少ない」、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」といった課題が現場からあげられている。

¹⁸ 鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校

【取組の方向性】

- 教育機関が充実した消費者教育を行うことができるよう、教員の指導力向上を目的とした研修の実施、消費者問題に精通した外部講師の派遣、最新の消費者トラブル事例、活用しやすい教材の情報提供等の必要な支援を行う。
- 大学、専門学校、高校等において開催される「情報モラル教室」、「非行防止教室」等の各種機会を通じて、消費者トラブルを含めた犯罪被害防止に関する啓発活動等の取組を推進する。

【目指す姿】

若者が孤立することなく、社会の一員として疎外感なく安心して生活できている。

若者が生き生きと職場で活躍し、若手社員の職場定着率が上がるとともに、経済的・社会的に自立している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
県立ハローワークにおける就職決定者数	2,210人 (令和7年3月末時点)	2,600人
県立ハローワークにおける就職決定率	72.8% (令和7年3月末時点)	86.0%
若手社員の職場定着率	高卒：63.0% 大卒：67.7% (令和4年度)	高卒：65%以上 大卒：70%以上

② 出会い・結婚、人とのつながりを応援

ア 結婚を望む方の出会いから結婚までを応援

【現状と課題】

婚姻数の減少傾向が続く中、令和4年度に実施したアンケート調査結果では独身者の8割が、相手が見つかりたいと回答しており、とっとり出会いサポートセンター「えんトリー」において、縁結びナビゲーター（ボランティア仲人）による引き合わせや結婚支援コンシェルジュ（市町村や企業・団体との連携の推進役）を配置し結婚を望む方の支援を推進している。

【取組の方向性】

- 「カップル成立500組」を目標に、えんトリー会費を無償化し、会員の増加につなげ、市町村や民間事業者との連携・協力関係を構築しながら、出会いを希望する方への機会創出を更に拡大していく。
- 民間マッチングアプリと連携し、若者の提案や工夫を取り入れた出会いのイベントを展開する。
- 自然な出会いの創出及びメタバース空間を活用した婚活イベントなど、多様なニーズに対応した出会いの機会の創出を拡大する。

イ 結婚に伴う新生活への支援

【現状と課題】

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る家賃、引越費用等のコストを支援する結婚新生活支援事業を市町村が実施し、若年世帯の結婚に係る経済的負担を軽減している（令和6年度時点で9市町村が実施）。実施自治体を更に拡大していくことが課題である。

【取組の方向性】

- 結婚新生活支援事業を実施する市町村の拡大を図り、県全体として結婚を応援する体制構築や機運醸成を目指す。

ウ 職場・地域における支援

【現状と課題】

企業間の交流、新たな出会いをサポートする事業所間コーディネーターや、市町村や企業・団体との連携に係る推進役となる結婚支援コンシェルジュをえんトリに配置し、地域全体で結婚応援の機運を高めている。企業・団体の理解と協力や、地域で活動する仲人の掘り起こしが課題である。

【取組の方向性】

○えんトリと連携する企業や団体、市町村の拡大を図り、職場や地域、官民全体で結婚を応援する機運を醸成する。

エ 若年期からのライフデザイン

【現状と課題】

将来、鳥取県での就職や子育てをしてもらう動機付けを図るため、中・高校生、大学生、専門学校生等を対象に、ファイナンシャルプランナーや子育て支援サークル、助産師会等の多様な主体によるライフプランセミナーを開講している。若年期から鳥取での暮らしを具体的にイメージしてもらうこの取組を学校等と広く共有し、関係機関と連携しながら、拡大していくことが必要である。

【取組の方向性】

○講座への興味関心を持ってもらうよう普及啓発を実施し、若年層やこれから結婚・子育て期を迎える層へライフプランを真剣に考える場を提供する。

【目指す姿】

若者が、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての一連のライフプランを具体的にイメージでき、ライフステージにおいて多様な選択肢や機会が提供されており、結婚を希望する方も希望しない方も尊重されながら、必要な支援を受けることができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
えんトリによる年間カップル成立数	415組 (令和6年度)	500組
結婚新生活支援事業実施市町村数	9市町村 (令和6年度)	19市町村
縁結びナビゲーター登録者数	80名 (令和7年3月末時点)	100名
各ライフプランセミナー等の啓発講座の開催回数	134回 (令和7年3月末時点)	150回

5 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

令和4年度の調査では、経済的負担を理由に、望む子どもの数と現実に持てると思う子どもの数に差が生じています。子どもの医療費の負担軽減、幼児教育・保育の無償化、私立中学校の就学支援、高校生への通学費助成など、これまで進めてきた子育てに係る経済的負担の軽減施策について、子育て当事者の意見を聴き、関係機関及び市町村の意見を踏まえながら、更なる充実を図っていきます。

① 医療費の負担軽減

【現状と課題】

令和6年4月から市町村と協働し、子どもの医療費を完全無償化することにより、子育て家庭の負担は一層軽減されるものの、子どもの入院に付き添う家族の経済的負担等、さらに検討すべき課題がある。

【取組の方向性】

○子どもの医療に係る経済的支援等について当事者や医療機関等の意見を聞き、市町村や医師会などの関係機関と調整しながら、支援の充実を図っていく。

【目指す姿】

子どもの体調不良や怪我、病気などの際に経済的負担を気にすることなく受診でき、持続可能なかたちで医療が提供され、頻繁な通院や長期入院が必要な子どもがいる家庭への支援が充実し、子どもたちが健やかに成長できている。

② 保育料の無償化

【現状と課題】

全国に先駆けた本県独自の保育料軽減策により、市町村と連携して子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってきているが、更なる保育料の軽減にあたっては、市町村から新たな財政負担への対応、入所希望児童の増加に対応するための保育人材の確保などの課題の声がある。一方、国において、更なる負担軽減支援の拡充に向けて検討の動きがある。

【取組の方向性】

- 市町村や保育現場の意見を踏まえながら、子育て世帯の経済的負担軽減のために、国の動きも見ながら、本県独自の更なる保育料の軽減策について検討を進めていく。
- 市町村と連携しながら、潜在保育士の復職支援や地域限定保育士制度の活用など保育人材不足を解消する取組を進める。（4(2)②「多様な保育ニーズへの対応」欄の再掲）

【目指す姿】

本県独自の更なる保育料軽減の取組により、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られている。

③ 在宅育児世帯への支援

【現状と課題】

在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村に対し、「おうちで子育てサポート事業」として経費の補助を行っている。

【取組の方向性】

- 現在の支援を継続しつつ、支援の対象年齢や上限額の引上げ等、更なる支援拡充についても、市町村の意見を踏まえながら検討する。

【目指す姿】

県内全域で在宅育児世帯に対する現金給付・現物給付等の支援が行われ、保護者が在宅育児と施設保育を希望に応じて選択できる状況になっている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
在宅育児世帯の保護者を対象とした現金給付・現物給付・サービス利用料の支援に取り組む市町村数	16市町村 (令和6年度)	19市町村

④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等

【現状と課題】

家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくるため、国による就学支援金制度に加え県独自の私立中学校就学支援金制度、総合支援金制度により、家庭の経済的負担の軽減を図っている。

また、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、高校生等奨学給付金の支給、鳥取県育英奨学資金の貸与等を行っている。国においては、就学支援金制度の所得制限の一部を事実上撤廃し、授業料支援の対象者範囲を拡充した。

【取組の方向性】

○必要な方に支援が十分行き届くよう、国の動きを見ながら関係制度の周知に努める。また、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にしながら、奨学金の制度を安定的に継続する。

【目指す姿】

家庭の状況に関わらず、全ての中学生・高校生が安心して勉学に打ち込み、全ての人の可能性を引き出す学びの環境が整っている。

⑤ 高校生への通学費助成

【現状と課題】

通学圏域が全県一区と広域になる高校生の保護者の通学費用に係る経済的負担を軽減するため、市町村への補助事業として令和2年度から高校生等通学費助成事業を開始した。令和5年度からは市町村独自助成成分についての補助率を引き上げ、更なる負担軽減を図っている。

【取組の方向性】

○制度の確実な周知に努めるとともに、市町村の意見を聴きながら、引き続き必要な助成を行っていく。

【目指す姿】

進学を望む子どもが、経済的負担により希望する学びを諦めることなく高校を選択し、通学することができている。

⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援

【現状と課題】

国の制度である修学支援新制度により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の一定の要件を満たした学生について、授業料・入学金の免除または減額や返還を要しない給付型奨学金の支援が行われている。

一方、少子化対策等に対する意識調査では、子どもを持たない・持たないを選択する者の理由として「大学進学の経済的負担が大きい」ことがあげられている。

また、県では経済的理由により修学が困難な者に対して、鳥取県育英奨学資金の貸与等を行っている。

【取組の方向性】

○社会で自立し活躍できる人材の育成のための大学等の修学支援の拡充が検討されており、さらなる高等教育の費用負担軽減等が国制度として実施されるよう求めていく。

○必要な方に支援が十分行き届くよう、関係制度の周知に努める。また、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にしながら、奨学金の制度を安定的に継続する。

【目指す姿】

若者が、家庭の状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保する。

⑦ その他経済的負担の軽減等

【現状と課題】

県の子育て応援市町村交付金を活用し、市町村の実情に応じて出産祝い金、チャイルドシートの購入助成など子育て当事者の負担軽減となる支援が行われている。一方で、おむつ、粉ミルクなどの必需品、給食費や副教材にかかる経費、塾・習い事にかかる経費、住宅費用等に対する支援及び多胎児の家族への支援の充実について、子育て当事者の声が多数寄せられている。

学校給食費、住宅支援について、負担軽減のための助成や公営住宅における優先入居制度等があるが、市町村によって支援の内容にばらつきが生じている。

なお、学校給食費の無償化の実現に向けては、国の「子ども未来戦略」において、全国ベースでの実態調査の結果を基に課題の整理が行われ、今後まずは小学校から検討することとされている。

【取組の方向性】

- 子育て支援等に取り組む市町村に財政的支援を継続するとともに、その拡充について検討する。
- 地域のニーズ・実情に応じて、地方自治体が独自のサービス・事業を柔軟に、かつきめ細やかに実施できるよう、地方財源の確実な措置を引き続き国に求めている。
- 学校給食費の無償化の実現に向けた国の動向を注視する。併せて、子どもの医療費や学校給食費など財政負担の大きい包括的な仕組みづくりについては、国の責任と財源をもって全国一律で実施することを、引き続き国に求めている。
- 家賃低廉化助成や公営住宅における子育て世帯への優先入居制度の導入を市町村へ働きかけていく。

【目指す姿】

国及び県の交付金制度を活用して、市町村が実情に応じた子育て支援策を実施している。また、国において学校給食費ほか、全国一律での無償化・負担軽減の取組が進められている。住宅支援については、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の公営住宅や賃貸住宅への円滑な入居と居住の安定確保が進められている。

(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

市町村や民間団体において、子育て中の方の相談・交流の拠点づくりの取組を進められていますが、当事者からは「もっと身近に」「もっと気軽に」相談、交流できる場が望まれています。地域全体で「こどもまんなか」の機運を高め、本県ならではの顔が見える関係を生かした支援の充実を「シン・子育て王国とっとり運動」として推進していきます。

① 地域の資源・人材の活用

【現状と課題】

子育て世代の相談拠点として、市町村において子育て世代包括支援センターやこども家庭総合支援拠点、相互援助を行うファミリーサポートセンターが設置されているが、子育ての日常的な困りごとをもっと気軽に身近で相談できる場所を求める声がある。

また、公園など屋外の遊び場は多くあるが、悪天候時や夏の猛暑時などに気軽に利用できる屋内の遊び場が少ないといった声が多数寄せられており、県、市町村、民間とで地域の資源・人材を活用した子育て応援の更なる工夫や取組が求められる。

【取組の方向性】

- 「シン・子育て王国とっとり運動」の取組（以下の目標指標欄に記載）を推進する。
- 地域の高齢者や子育てのノウハウを持った方々が子育て世代をサポートするような取組（居場所づくり、相談支援等）、親子連れの方が気軽に立ち寄れる屋内施設の整備（校区内公民館・コミュニティセンターの活用促進等）を行う市町村を支援する。

- 児童の預かりなど、子育ての手助けをして欲しい者と手助けをしたい者のネットワークを構築し、地域の中で子育てをサポートし合う体制の充実を図っていく。
- 鳥取砂丘こどもの国においては、子どもが一層楽しめる遊具の充実を図り、多様な年齢層が楽しめる遊びや体験、学びのコンテンツを提供するとともに、都市公園等において、誰でも安全・安心に利用できる遊具等の設置を検討する。（４（３）①オ「遊びや体験活動の推進」欄の再掲）

【目指す姿】

- 地域全体で子育て中の方を応援する機運が高まり安心して子育てできる環境にある。
- 日常的な困りごとを気軽に相談できる場所や、子どもや親子連れの方が気軽に利用できる屋内施設が身近に設置されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こどもまんなか応援サポーター宣言実施自治体数	2 (令和7年3月末時点)	20 (県及び全市町村)
こどもファスト・トラック導入施設数	4施設 (令和7年3月末時点)	10施設
子育て応援駐車場設置数	29か所 (令和7年3月末時点)	100か所
とっとり子育てプレミアムパートナーの登録数	35 (令和7年3月末時点)	150
鳥取砂丘こどもの国入園者数	88,213人 (令和6年度)	78,000人

② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供

【現状と課題】

子育て応援パスポート事業¹⁹について、パスポートの電子化や協賛店検索機能子育て王国とっとりアプリに付加し、利用者の利便性を高めている。パスポートの登録世帯数は年々増加し、制度の定着が進んでいるが、協賛店舗数は横ばいで、子育て世帯の利用が多い業種の登録店舗数が少ない状況にある。

子育て当事者からは、授乳室、おむつ台等の設置拡大、イベントやサービス利用時における託児を求める声があり、子どもを連れて出かけやすい環境づくりを広げていくことが課題である。

【取組の方向性】

- 子育て王国とっとりアプリの利用者を拡大するとともに、アプリのプッシュ通知機能等を改修し、店舗等のサービスの必要な情報が適時に対象者に届く環境を構築する。
- 子育て世帯のニーズを踏まえて協賛店の開拓を行っていく。
- こども・ファストトラック、子育て応援駐車場の設置を促進する。
- 授乳室、おむつ台等の設置拡大、イベント時や店舗での託児など子どもを連れて出かけやすい環境づくりに取組む。

【目指す姿】

子育て王国とっとりアプリが子育て世帯の多くの方に利用され、子育て世帯の利用が多い業種の店舗が多数協賛店に登録し、子育て世帯の負担軽減に寄与している。

シン・子育て王国とっとり運動の取組が、地域や社会全体で認知され、子育て世帯を応援する機運が醸成されている。

¹⁹ 協賛店が子育て家庭に対して、商品の割引、サービスの提供などを行う制度

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
子育て王国とっとりアプリ登録者数	9,471人 (令和7年3月末時点)	30,000人
子育て応援パスポート協賛店舗数	1,974店舗 (令和7年3月末時点)	2,200店舗

③ 家庭教育の支援**【現状と課題】**

家庭環境の多様化、少子化等で地域のつながりが希薄化する中、保護者が家庭での教育の不安や悩みを相談できる身近な人間関係や解決のための学習機会が必要となっている。市町村では、地域の実態に応じた支援が行われているが、家庭教育支援に携わる人材の不足や、教育分野と子育て支援分野の連携・協働体制を推進する必要がある。

【取組の方向性】

- 保護者への多様な学習機会及び保護者同士のつながりを作る機会を提供していく。
- 関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による届ける家庭教育支援体制の構築を目指すなど、教育部門と子育て支援部門と連携した家庭教育への支援を充実させる。

【目指す姿】

学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちの教育を支える環境が構築されている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
多様な手法によって家庭教育支援を届ける市町村数	12市町村 (令和6年7月時点)	19市町村

④ 子育て当事者への情報の提供**【現状と課題】**

子育て支援の情報について、「もっと早く知りたかった」「情報がまとまっているサイトがあるといい」との声が届いている。子育て王国とっとりサイト、メールマガジン及び令和5年3月に導入した「子育て王国とっとりアプリ」等により、子育て世帯が必要とする情報を提供しているが、必要な情報が対象者に十分届いていない状況がある。

【取組の方向性】

- 子育て王国とっとりサイトを改修し、子育て支援ガイドブックを電子化して掲載するなど、必要な情報にアクセスしやすい環境を整備する。
- 地域で子育て支援活動を行う個人・団体を広く紹介し、支援が必要な方への周知を促進する。
- 子育て王国とっとりアプリの利用者を拡大するとともに、アプリのプッシュ通知機能等を改修し、必要な情報を適時に対象者に届けていく。
- 子育て王国とっとりアプリにおいて、県だけではなく市町村からの情報発信を促進する。
- 子育て支援者・団体が子育て当事者と行政を繋ぐ仕組みを検討する。
- 子育て王国とっとり会議において情報発信の改善策について検討する。

【目指す姿】

子育て王国とっとりアプリの活用のほか、必要な情報を必要な方に、適時・的確に届けることができる。

(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

本県では、育児をしている者の有業率が93.4%（令和4年就業構造基本調査結果）と全国の都道府県で最も高くなっています。職業生活と家庭生活の両立が成り立っているとも言えますが、男性の育児休業取得率は依然低い状況にあることから、性別に関わりなく誰もが気兼ねなく安心して希望する期間の育休を取得できる環境が整い、男性が家事・子育てに参加することが当たり前となるよう、企業や地域の理解を進めていきます。

① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、依然として家事、育児等家庭での役割が女性に偏っている。産後うつなどの発生を抑制するためにも、男性の家事・育児参画、育児休業の取得の推進が重要な課題となっているが、男性の家事や育児への参画は個人や周囲の意識に影響され、いまだ定着しているとは言い難い。

【取組の方向性】

- 男性が自ら家事・子育てに積極的に参画したいと希望する動機付けのため、本人や家族の幸福感向上や職場復帰後に育児経験が生かせるなど、プラスの変化を促すポジティブな普及啓発を図る。
- 助産師による赤ちゃんへの接し方などを伝える出前講座などを通じて、家事・育児、介護等への男性の積極的参画に向けた環境づくりを行う。
- セミナー開催や広報等を通じて、地域・団体等による男女共同参画推進のための取組支援や人材育成を図り、意思決定過程への更なる女性参画促進に向けた社会的意識の醸成、固定的な性別役割分担意識の解消のための取組展開を図る。

【目指す姿】

性別や年齢に関わりなく、誰もが家庭・地域・職場のあらゆるところで参画し、自分らしく、より良く暮らせる社会の実現に向けた取組が継続的に行われている。行政のほか民間団体や地域が男女共同参画に向けて取り組み、家族が相互に協力しながら安心して子育てできる環境が整備されている。

② 安心して子育てできる就労環境の整備

【現状と課題】

県内民間企業においても子育てに対する理解が進みつつあり、男性従業員の育児休業取得率も37.6%（令和6年度）と上昇しているが、まだ十分とは言えない。男女問わず育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、キャリアの継続に不安を感じることなく、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを促進する必要がある。

【取組の方向性】

- 男女共同参画推進企業の認定拡大、イクボス・ファミボス理念の普及を進める。
- 働き方改革や子育て期の従業員のキャリア継続・形成のための取組を行う企業等への支援を行うとともに、育児休業中の女性に対する復帰支援を行う。
- 男性従業員の育休取得の促進に取り組む企業に対する専門家による助言・伴走支援や奨励金支給を行い、国の育児と仕事の両立支援策と併せて、男女問わず子育てしやすい職場環境整備を支援する。
- 「男性の育児休業取得が当たり前」の機運醸成機運醸成のため、県民・企業を対象とした普及啓発を行う。

【目指す姿】

子育て期においても、個々の従業員がそれぞれの育児事情に応じて柔軟な働き方を選択でき、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、自身のキャリアをあきらめることなく、生き生きと働くことができる。また、男性の育児休業取得率のトップランナー県として全国をリードし、男性の育児休業取得が当たり前となり、県内企業で男女ともに仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりが進んでいる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
男女共同参画推進企業認定数	1,100 社 (令和7年3月末時点)	概ね1,280 社程度
イクボス・ファミボス宣言企業数	936 社 (令和7年3月末時点)	概ね1,100 社程度
男性育児休業取得率	37.6% (令和6年度)	85% (令和7年度の早期目標)

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への生活や経済面での支援を充実させ、安心できる子育てと、子どもの進路選択等の希望が叶うよう支援を行っていきます。

① 子育てや生活支援の充実**【現状と課題】**

ひとり親家庭では、親の残業や疾病、冠婚葬祭などの場合に子どもの世話ができなくなる場合がある。また子育てや就労に追われることで、子どもの体験活動や親子でのふれあい体験が不足しがちになったり、地域から孤立してしまいがちな状況にある。

【取組の方向性】

- 市町村との連携のもと、学習支援、保育所への優先入所のほか多様な保育サービスの提供等の制度を充実させる。
- 子どもの体験活動の機会を提供し、親同士の交流を図っていく。さらに、生活面での様々な悩みについての相談体制の一層の充実を図る。

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、身近なところや様々な手段で困りごとを相談でき、適時適切に子育てや生活支援に係る支援を受けることができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ひとり親家庭学習支援事業費補助金活用市町村数	7 市町村 (令和7年3月末時点)	10 市町村
母子・父子自立支援プログラム策定事業実施市町村数	3 市町村 (令和6年度)	5 市町村
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数	19,979 件 (令和4年度)	25,000 件

② 就業支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭の親は約9割が就業しているものの、特に母子世帯の母の非正規就労割合が高く、不安定な雇用形態におかれている。また、就業に対するニーズや悩みは様々であるため、個々の家庭状況に応じたきめ細やかな就業支援が求められている。

【取組の方向性】

○ひとり親家庭が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、親に対する職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援などを行う。

【目指す姿】

ひとり親家庭が就業支援に関する情報に容易にアクセスでき、必要なときに給付金等が受給できるとともに、関係機関からニーズや悩みに応じたきめ細やかな就業支援を受けながら、子育てや仕事に取り組むことができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ひとり親家庭自立支援給付金事業 実施市町村数	10市町村 (令和6年12月末時点)	13市町村

③ 養育費の確保及び親子交流の推進

【現状と課題】

協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「養育費の分担」と「親子交流」があるが、依然として取り決めが進んでいない。また、養育費の取り決めが行われていても支払われないケースが多く見られ、ひとり親家庭の生活困窮の一因となっている。さらに離婚時や離婚後に、養育費等について誰にも相談していない場合が多い。このような中、令和6年に民法が改正され、「共同親権の導入」や、「法定養育費の請求権」が創設され、令和8年5月までの施行が予定されている。

【取組の方向性】

- 市町村や国の養育費相談支援センター等と連携し、親権や養育費の取り決めに関する啓発や弁護士等による相談支援を行う。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長のため、離れて暮らす親との親子交流の取り決めや実施促進に関する啓発を行うとともに、相談支援にあたる母子父子自立支援員の資質向上を図る。

【目指す姿】

離婚の際に、専門機関の支援を受けながら養育費や親子交流の取り決めが行われ、取り決めに沿ってその後の養育費の支払いや親子交流が適切に行われ、子どもが安定して健やかに生活することができる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
養育費に係る公正証書等作成促進事業実施市町村数	18市町村 (令和6年度)	19市町村
親子交流支援事業実施市町村数	7市町村 (令和6年度)	10市町村

④ 経済的支援の充実

【現状と課題】

生活費について悩みを抱えている家庭が多く見られるため、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金、医療費助成をはじめとした各種助成や、保育サービス等の利用料の減免等の各種経済的支援策を講じ制度の周知を図っているが、認知度が低いことが課題となっている。また、ひとり親家庭の子どもが経済的負担を理由に進学を諦めることがないよう経済的支援を充実させる必要がある。

【取組の方向性】

- 各種経済的支援施策を周知し、支援を必要とする方に必要な支援が行き届くよう努める。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、その能力や適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、保育や教育にかかる費用を助成する。

【目指す姿】

ひとり親家庭の保護者等が、各種経済的支援策に関する情報に容易にアクセスでき、必要なときに経済的支援を受けることができる。また、保育や教育にかかる費用の負担が軽減され、子どもが家庭の環境や経済状況に左右されることなく進学できる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
母子父子寡婦福祉資金貸付金新規貸付数	10件 (令和6年度)	27件
鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数(再掲)	19,979件 (令和4年度)	25,000件

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1) 孤独・孤立への対応

本県では地域の絆を生かし、ヤングケアラー²⁰、産後うつ等で困っている方に、ちょっとした手助けを行うあいサポートの精神で孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定しています(令和5年1月1日施行)。本人が望まない孤独・孤立の課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではありません。周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要です。

① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援

【現状と課題】

周囲が気付くこと、ケアラー自身が自認すること、具体的な支援につなげること、この3点を重視し、令和3年4月に各児童相談所に相談窓口を設置するとともに、県内の小中高生にリーフレットを配布するなど、啓発を行っている。

また、実態調査や対策会議の結果を踏まえ、LINE相談窓口やオンライン上の集いの場開設事業者への補助など、支援体制を充実させているが、認知されていない支援対象者に支援が届いていない可能性がある。

なお、国はヤングケアラーを国や自治体の支援の対象として令和6年に子ども・若者育成支援推進法に明記した。

²⁰ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

【取組の方向性】

- 引き続き、啓発により認知度の向上を進める。
- 実態把握や関係者との協議を進め、身近な相談窓口である市町村や多くの関係機関に意識を持っていただき、支援体制の充実を図る。

【目指す姿】

関係機関同士が互いの支援内容等について情報共有し、連携強化して必要な家庭に支援を提供している。

② ひきこもりに関する支援

【現状と課題】

「とっとりひきこもり生活支援センター」を通じた理解促進や職場体験事業、相談窓口の設置（東・中・西部3か所）を行い、鳥取市保健所、総合事務所県民福祉局、精神保健福祉センター等において家族支援等を実施しているが、身近な窓口で支援を要する当事者や家族がアクセスしやすい環境づくりをさらに進める必要がある。

県教育支援センター「ハートフルスペース」では、概ね20歳までの青少年の居場所及び社会的自立に向けたサポートを行っているが、社会参加や進路実現に関する情報や支援が行き届いていない不登校又はひきこもり傾向のある対象者とのつながりをどのように広げていくのが課題である。

【取組の方向性】

- 官民連携プラットフォームや重層的支援体制の整備などにより、市町村の体制整備を進め、理解啓発によりひきこもりに対する正しい理解を県民全体に広げていく。
- 医療や福祉サービスの入り口（適切な相談窓口）を義務教育や高等教育の時期から教えることは有益であり、子どもが自らのこととして捉える機会を関係機関の協力を得ながら提供する。
- 県教育支援センター「ハートフルスペース」でアウトリーチを活用し、地域の関係機関とつながり、対象者のニーズに合わせた情報及び支援を提供していく。

【目指す姿】

関係機関同士が互いの支援内容等について情報共有し、連携強化して支援が必要な方を適正な関係機関につなぎ、切れ目なく支援している。

③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援

【現状と課題】

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、県民の性的マイノリティ²¹に関する理解は進みつつあるものの、引き続き周知を進める必要がある。また、令和5年10月より「とっとり安心ファミリーシップ制度」²²の運用を開始した。

【取組の方向性】

- 多様な性のあり方についての理解や認識を深めるよう啓発を進めていく。
- 相談窓口等による相談支援体制を充実させる。
- とっとり安心ファミリーシップ制度の定着と円滑な運用を図る。

²¹ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない方、性自認（自己の属する性別についての認識）が戸籍上の性と一致しない方、自身の性を認識していない方等をいう。

²² お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティのカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度。法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はないが、当該カップルやそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指している。

【目指す姿】

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会が実現している。

④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

【現状と課題】

県内在住外国人は近年増加傾向にあり、「特定技能2号」の拡大に伴い今後外国人材のさらなる流入加速が見込まれ、鳥取県国際交流財団に委託し県内3か所に英・中・ベトナム語の国際交流コーディネーターによる相談窓口を設置している。併せて日本語指導が必要な児童生徒等は年々増加しており、市町村教育委員会が主となり就学に関する情報提供や学校への支援員の派遣等を行っている。鳥取県国際交流財団等関係機関と連携し、受入れ体制を整備するなど、学校全体できめ細かな対応を図ることが重要である。

【取組の方向性】

- 各市町村教育委員会における日本語指導担当教員の配置等の支援を行う。
- 独立行政法人教職員支援機構主催「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」に教員・指導主事等を派遣し、学校全体での受入れ体制の整備、特別な教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法の習得等、組織的な体制づくりを推進する。
- 教育委員会の担当者や各学校の担当教員等を対象とした研修会等の開催
- 10言語に対応した「学校生活ガイドブック」の活用により、日本語の理解に不安がある外国籍保護者等に義務教育諸学校の学校生活の状況を案内し、子どもが安心して学校生活を送れるように支援していく。
- 外国人児童生徒の個々の状況に配慮した対応を行うため、就学状況、日本語能力、家庭環境等を把握するため作成する「家庭環境票」の活用を各学校に働きかけていく。
- 日本人と外国人の文化的背景や慣習等の違いによるギャップを把握し課題解決に取り組むため、鳥取県国際交流財団に「多文化共生コーディネーター」を配置し、問題解決につなげる。

【目指す姿】

外国人児童生徒等が安心して学校生活、地域での生活を送っている。外国人相談窓口が多くの県内在住外国人に認知され、日本人も外国人とともに暮らしやすいまちづくりが実現している。

(2) 子どもの貧困対策

本県ではこれまで、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援を四本柱に取組を進めてきました。全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化していくことが必要です。

① 教育の支援

【現状と課題】

生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率、大学等進学率は、ともに県全体の高等学校等進学率、大学等進学率より低く、特に大学等進学率は大きく下回っている。

【取組の方向性】

- 学校でスクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、福祉との連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。
- 放課後や土曜日等における子どもたちの多様な学習支援や体験活動の機会を提供し、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行う。

【目指す姿】

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが学ぶ意欲を喚起され、質の高い教育を受けて能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにし、一人一人の豊かな人生の実現につなげる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
就学援助を受けた児童生徒の割合	15.09% (令和5年度)	15.00%
生活保護世帯の子どもの高等学校進学率	94.0% (令和5年度)	92.5%

② 生活の安定に資するための支援**【現状と課題】**

令和4年国民生活基礎調査における相対的貧困率（全国値）のうち、17歳以下の子どもを対象とした子どもの貧困率をみると、約9人に1人の子どもが貧困に陥っている。貧困の状況にある家庭やその子どもは、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多様な課題を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立や理解者の不在などにより、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう可能性がある。

【取組の方向性】

- 貧困が世代を超えて連鎖することがないように、妊娠から子育てまでのワンストップ支援を充実させる。
- 住居、介護、就労、健康、家族関係等に関する課題について関係機関と連携して支援を行う。
- 社会性や規則正しい生活習慣を取得するための子どもの居場所づくりの推進等、地域と行政が一体となり、支援が必要な家庭や子どもへのアウトリーチを進める。
- 子どものときから金融・金銭教育に関する学習を推進する。

【目指す姿】

子どもとその保護者が、適時適切に生活の安定に資するための支援を受けることができ、地域社会から孤立することがない。また、世代を超えた貧困の連鎖が減少する。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
県全体の19歳以下の人数に占める生活保護の19歳以下の被保護者の割合	0.63% (令和4年度)	0.4%

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**【現状と課題】**

ひとり親家庭の親の就業率について、令和2年度国勢調査によると、本県の母子世帯の母の就業率は、おおむね全国平均と同水準であるが、正規雇用率は全国平均より高い。また父子世帯の父の就業率及び正規雇用率は、概ね全国平均と同水準である。ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯について、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を行う必要がある。

【取組の方向性】

- 非正規で就労している子育て世代の求職者に対し、企業との間で就職条件の調整等の伴走的な一貫支援を行い正規雇用への結びつけを促進し、子育てや介護にも配慮した働きやすい職場環境づくりを推進する。

- 相談支援を充実し、生活困窮者や生活保護受給者に対しては、ハローワークと福祉事務所等、関係機関が連携して支援を行う。
- 資格取得のための職業訓練費用の給付等により職業生活の向上を後押ししていく。

【目指す姿】

ひとり親のみならず生活が困難な状態にある世帯が、就労支援に関する情報に容易にアクセスでき、ニーズ・悩みに応じたきめ細やかな就労支援・能力開発を関係機関から受けることができる。

【目標指標】

項目	現状（令和2年度）	令和10年度（※）
母子世帯の母の就業率	83.7%	87.2%
母子世帯の母の正規雇用率	56.8%	58.0%
父子世帯の父の就業率	86.9%	90.3%
父子世帯の父の正規雇用率	71.5%	73.0%

※目標値として令和10年度の数値を掲げるが、把握できる数値は国勢調査実施年度（次回令和7年度）のものになる。

④ 経済的支援

【現状と課題】

県全体の19歳以下の人数に生活保護の被保護者が占める割合は年々減少傾向にあり、全国よりも低い水準で推移している。一方で、本県の就学援助率²³は増加傾向にあり、平成28年度以降毎年度全国水準を上回っている。

【取組の方向性】

- 子育てに関する経済的負担の軽減を促進するとともに、義務教育段階での就学支援の推進をはじめ、勉学への意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒への授業料減免や就学支援金、高校生等奨学給付金の支給等、支援が必要な家庭や子どもを確実に把握し、支援が届くために必要な体制の構築を進める。

【目指す姿】

生活困窮等の困難を抱える家庭が、様々なサポートを受けつつ、地域社会から孤立することなく、生活の安定を得ながら自立に向けて取り組むことができる。また家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが多様な学習や体験の機会を与えられ、能力や適性に応じて希望する進路に進み、それぞれの夢に挑戦できる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	7.7% (令和4年度)	8.0%
母子世帯の母のうち養育費の取り決めをしている割合	57.9% (令和5年度)	70.0%

（3）慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

慢性の疾病、難病を抱える子どもとその家族は、身体的、心理的な負担に加えて、医療費などの経済的負担や社会的自立の難しさなど社会的な課題も抱えています。これらの負担の軽減や子どもの自立や成長を育むために、経済的支援や状態・環境に応じた自立に向けた支援を行っていきます。

【現状と課題】

慢性の特定疾病や指定難病は、その治療が長期にわたり医療費等の負担も高額となることから、患

²³ 経済的な理由により子どもを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して市町村が学用品費等を援助する「就学援助」を受けた児童生徒の公立小中学校の全児童生徒に占める割合。

者である児童に対し県外の医療機関を受診するための交通費助成や特殊寝台等の日常生活用具給付助成、訪問介護の提供等により患者家族の医療費等の負担軽減を図っているが、小児医療から成人医療への移行支援に向けた体制整備などの課題がある。

【取組の方向性】

- 引き続き小児慢性特定疾病や指定難病患者児童への医療費助成を実施するとともに、小児慢性特定疾病児童が県外の医療機関を受診する場合の交通費や長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用を支援する。
- 小児医療から成人医療へスムーズに移行できるよう、医療体制を整備するとともに、児慢性特定疾病児童等の自立に向け、関係機関が連携して支援を行っていく。

【目指す姿】

慢性の特定疾病や指定難病の患者である児童及びその家族の経済的負担が軽減され、児童が安心して健やかに成長できる環境が整えられ、成人期への移行にあたり、必要なケアを中断させることなく適切につなぐことができ、子ども・家族が社会的に自立した生活が送れるようになる。

(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

障がいのある子どもや、発達に特性のある子ども、医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できるよう、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、保護者、学校、関係機関が連携して支援を行うとともに、地域での理解及び関心を深めていきます。また、手話言語やスポーツ等を通じた地域での交流活動や啓発の機会を確保します。

① 障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実

【現状と課題】

県立療育機関において、保護者等からの療育相談に応じるとともに、家庭や幼稚園・保育所、学校等を訪問し、地域生活に関する相談に応じる地域療育支援を行っている。各市町村に1か所以上設置することとされている児童発達支援センターは、4市の設置にとどまっており、障がい児通所支援事業所の市部への偏在がある。

【取組の方向性】

- 県立療育機関で行っている地域療育支援を継続し、幼稚園・保育所、学校等における支援のスキルの向上を図るとともに、障害児相談支援事業所の指定増加や児童発達支援センターの早期設置を市町村に働きかける。
- 障害福祉サービス事業所等、県内障がい児福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備費等の支援を行う。

【目指す姿】

障がいのある子どもとその保護者が適時に必要な相談支援及びサービスを受けられ、安心して地域生活を送ることができている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
障害児相談支援事業所数	58 か所 (令和7年3月末時点)	71 か所
児童発達支援センターを設置している市町村数	4 市町村 (令和7年3月末時点)	19 市町村

② きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援

【現状と課題】

医療機関等と連携しながら新生児聴覚検査の実施と早期支援体制を推進するとともに、聴覚障がい児の支援拠点として「鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』」を設置し、保健・医療・教育・福祉の分野を超えた連携を強化するための協議会の設置や、家族支援の充実を図っている。子どもの発達状況、年齢や周辺環境等により必要な支援は様々であり、一人一人にあった適切な支援のため、支援体制を一層強化する必要がある。

【取組の方向性】

- 相談がセンターを設置する東部地域に集中しているため、中・西部地域への巡回相談やオンライン相談を増やし、きこえない・きこえにくい子どもの保護者等が相談しやすい環境を整え、早期支援につなげる。
- 新生児聴覚検査による聴覚障がい児の早期発見と関係機関の連携により、早期から切れ目のない支援を行う。

【目指す姿】

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に対し、適切な支援と情報が早期に提供される体制が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
全出生児に新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村数	19市町村 (令和7年3月末時点)	19市町村

③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化

【現状と課題】

医療的ケア児等支援センターの設置により相談支援が充実した一方で、医療的ケア児が利用できる障害福祉サービス事業所の不足や送迎の問題等、地域生活に関する課題が多く残っており、保護者は育児と仕事の両立が困難な状況にある。

【取組の方向性】

- 医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、医療的ケア児を受け入れる障害児通所事業所や医療型ショートステイ実施機関の確保、研修を通じた支援人材の育成を進める。

【目指す姿】

医療的ケア児の地域生活に必要な支援が充実し、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して暮らせる体制が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
医療的ケア児等送迎支援事業の実施市町村数	3市町村 (令和7年3月末時点) ※前年度は予定数を記載	19市町村
医療型ショートステイの実施機関数	8か所 (令和7年3月末時点)	10か所

④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進

【現状と課題】

発達障がいと診断される児童生徒は年々増加傾向にあるが、発達障がいは外見からは障がいがあると分からず、本人や家族であっても気付にくい障がいであり、引き続き保護者への情報提供や周囲の理解啓発を進める必要がある。

【取組の方向性】

- 乳幼児健診や保育所等で発達障がいの特性を早期に発見し、障害福祉サービスや『エール』鳥取県発達障がい者支援センター等での支援につなげていく。
- ペアレントメンター²⁴の活用やペアレントトレーニング²⁵の実施等の保護者支援も促進していく。

【目指す姿】

発達障がい児及びその保護者が適宜適切に必要な支援が受けられるとともに、発達障がいに関する県民の理解が進み、地域で安心して子育てできる環境が整っている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
ペアレントメンターの人数	84人 (令和7年3月末時点)	88人

⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備

【現状と課題】

乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進めるため、個別の教育支援計画を作成・活用し、障がいのある子どもの成長の記録や合理的配慮を含む支援の内容等に関する情報を関係機関と共有、連携するとともに、就学先となる学校に確実に引き継ぐことが必要である。

また、地域の学校で学ぶ医療的ケア児は年々増加しており、公立学校における医療的ケアの実施に当たり、市町村教育委員会や学校等における事前の準備等に係る整理が課題となっている。

【取組の方向性】

- 特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して支援を行う。
- 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が一層充実するよう、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用を推進する。
- 就学前における学校、医療、行政間での十分な情報共有に努めるほか、教育支援チームによる専門性の高い支援や助言を実施する。
- 学校看護師や教職員に対する医療的ケアや理解啓発に関する研修など市町村教育委員会と連携した支援の充実を図る。
- 「鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン」の周知や学校における医療的ケア実施体制の充実を目的に学校における医療的ケアに知見のあるアドバイザーを派遣する。
- 障がいのある子どもの多様な学びの場を構築する。
- 各種研修及び特別支援学校教諭免許状認定講習の実施等による教職員の専門性の向上を図る。
- 増加する発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒に対応するため、校内支援体制の充実

²⁴ 発達障がいのある子どもの子育て経験があり、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた先輩保護者。発達障がいのある子どもの保護者に対して共感的な支援を行い、自らの経験を踏まえた助言等を行う。

²⁵ 保護者が発達障がいのある子どもとの適切な関わり方を学び、褒め方や指示の方法等の養育スキルの獲得を通して子どもの問題行動の改善を図るもの。

を図るとともにLD等専門員や通級指導教室担当者の養成、発達障がい教育拠点のコーディネーターやLD等専門員による教育相談の実施など、早期から一人一人に応じた指導・支援の充実を図る。

○年々児童生徒数が増加している特別支援学級の支援を行う特別支援教育専門員を配置し、特別支援学級担任等への支援や学校組織として特別支援教育を推進する校内体制作りを支援する。

【目指す姿】

乳幼児からの一貫した切れ目ない支援をさらに進め、一人一人の子どもの特性にあった教育が各学校で行われている。

⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

【現状と課題】

県内の児童・生徒に対し、あいサポート運動学習会等による障がいへの理解促進と併せ、「手話チャレ」、手話ハンドブックの活用や手話普及支援員の派遣等により、子どもが手話言語にふれる機会を増やしている。地域や職場において、ろう者への理解や手話言語の普及を進めるとともに、手話フェス等を通じた手話を身近に感じてもらうための啓発や、きこえない・きこえにくい子どもや大人が手話言語を学べる場づくりに取り組んでいる。

特別支援学校においては、障がいの特性や程度に応じた文化芸術活動やスポーツに取り組んでいるが、地域における共生社会の一層の実現を目指し、在学中のみならず、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させる必要がある。

【取組の方向性】

- 令和6年度から全ての小学生にあいサポート学習の機会が提供されるよう取組を進め、あいサポートキッズの養成を推進する。
- あいサポーター研修の内容や周知方法を工夫するとともに、「あいサポート企業・団体」の認定数を増加させ、あいサポート運動の地域での定着を進める。
- 手話講座（県民向けミニ手話講座、きこえにくい人向け手話講座）及びICTの活用等により、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進める。
- 特別支援学校において、在学中の障がいの特性や程度に応じた文化芸術活動及びスポーツ活動を更に充実させる。
- 多様性を認め合い、障がいのあるなしに関わらず、持っている力を十分に発揮することができる「共生社会」の実現を果たすために、特別支援学校児童生徒と小中高等学校児童生徒との交流及び共同学習の推進を図る。
- 文化芸術活動を通じた地域との交流の促進、作品等の発表の機会の確保及び地域でスポーツを行う機会の確保、スポーツ大会等への参加を促進する。

【目指す姿】

一人一人が障がいを正しく理解するとともに、手話が言語であるとの認識のもと、手話言語の普及を通じて、ろう者ときこえる人が互いの個性・人格を尊重し共生する社会が広がっている。

また、多くの障がいのある子どもが、スポーツ活動や文化芸術活動に親しみ、体力増進や自己発現とともに地域における交流の輪が広がっている。

（５）児童虐待防止対策等の推進

虐待の早期発見に向けた啓発を一層進めるとともに、増大する虐待相談や対応が難しい相談事例に適切に対応するため、児童相談所の体制強化と人材育成を進める。また、児童養護施設等関係機関の資質向上と児童相談所との連携を強化し、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化していく。児童福祉法等の一部を改正する法律案で、令和7年10月から、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が明文化される予定であり、一層の子どもを守る連携を図る。

① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動

【現状と課題】

虐待から子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し延べる必要があり、児童虐待防止推進キャンペーン等を中心に啓発活動を実施しているが、令和4年度の本県の児童虐待相談対応件数は前年を上回っており、県民への啓発に一層努める必要がある。

【取組の方向性】

○これまでの啓発活動に加え、地域住民、若者、企業を対象に年間を通じた啓発活動を実施し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性の周知を図る。

【目指す姿】

児童虐待防止についての県民意識が高まり、困難を抱えている子どもを早期に把握する環境が社会全体で促進され、虐待を受けた子どもがためらわず周囲にSOSを発信し、直ちに適切な支援を受けて救われる社会になっている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
地域住民による見守りサポーターの認定者数	令和4年度:272人 令和5年度:307人 令和6年度:355人	年150人
鳥取県虐待防止全力宣言企業の認定企業数	38社 (令和7年3月末時点)	40社

② 児童相談所の体制強化及び資質向上

【現状と課題】

増大する児童虐待や対応困難な相談事例に児童相談所が適切に対応できる組織体制の整備を図るとともに、対人援助業務における専門的な知識や技術を高める取組を行う必要がある。

【取組の方向性】

○児童相談所の運営に関する第三者評価の受審や外部の有識者から助言を得られる体制を整備し、自己点検と第三者の意見を踏まえながら、児童相談所の体制強化を図る。

【目指す姿】

児童相談所が、子どもに関するあらゆる相談に適切に対応できる専門的相談機関としての役割を果たしている。

③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上

【現状と課題】

市町村は、子どもと保護者の最も身近な行政機関として、子育て相談はもとより、母子保健・児童福祉分野を中心とした幅広い相談に対応することが必要である。また、県内の全ての市町村が設置している要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や保護者を早期把握し、児童相談所等関係機関との連携支援を図る調整機能の強化が必要である。

【取組の方向性】

- 母子保健機能と児童福祉機能の双方の機能を一体的に運営し、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できる相談支援体制として市町村への「こども家庭センター」の整備を促進する。
- こども家庭センターに配置する統括支援員や市町村要保護児童対策地域協議会事務局に配置する調整担当者等の人材育成に取り組む。

【目指す姿】

県内全ての市町村に子ども家庭センターが設置され、母子保健と児童福祉の一体化による切れ目のない総合的な子ども支援体制のなかで、保護的支援を要する児童への早期かつ適切な支援が行われている。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
こども家庭センター設置市町村数（再掲）	5市町 （令和6年度）	19市町村

参考：関連事項の掲載

- ・4(1)②「② 家庭・地域での子どもの育成」

④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

【現状と課題】

児童養護施設等を利用している児童に対し、児童の個別性を尊重した適切な支援を提供するためには、多様な支援ニーズに対応できるよう支援者側の資質向上を図ることが必要である。

また、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなど、要支援世帯に対する支援の充実のためには、地域で実施される子育て支援事業や児童相談所をはじめとする相談機関との連携による一体的な支援が必要であり、子育て短期支援事業や親子関係形成事業など地域に不足する社会資源の開拓や創出を図っていく必要がある。

【取組の方向性】

- 児童養護施設等に入所する子どもの意見を尊重した改善に取り組むなど、子どもの権利保障や支援の質の向上に取り組む。
- 児童養護施設等は、子育て支援に関する豊富なノウハウや人材を有しており、その機能等を活かし地域への子育て支援を提供できる社会資源となるよう、一時保護委託や子育て短期支援などを通じて地域貢献を図る。
- 児童養護施設等の小規模化・地域分散化や老朽化した施設の耐震化等の施設整備を推進する。
- 児童相談所等の児童福祉関係機関の対応困難事例を医療につなぐホットラインを設置するなど医療関係機関との連携強化に取り組み、児童福祉関係機関がかかわる子どもとその親の医学的な支援を強化するとともに、児童福祉及び児童精神科医療の人材育成を図る。

【目指す姿】

子どもを預かる機能に加えて、児童相談所等をはじめとする関係機関との連携により児童養護施設等が多機能化し、地域の子育て支援に関する在宅支援サービスも提供できるようになっている。

（6）社会的養護施策の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、里親制度の体制強化及び子どもの意見表明のサポートを行うとともに、社会的養護経験者等の自立を支援していきます。

① 里親支援の体制強化

【現状と課題】

家庭における養育が適当でない場合、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されることが必要であり、養子縁組による家庭、里親家庭及びファミリーホーム等の里親委託を一層進めることが重要なことから、里親に対する養育支援等の充実を図る必要がある。

【取組の方向性】

- 里親支援センターを設置し、里親の普及啓発、里親に対する相談援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整等の里親支援を実施する。
- 里親委託促進や里親支援のため、里親及び鳥取県里親会に対し、里親の養育技術の向上や、里親委託児童の生活環境向上等に係る各種経費の助成を行う。

【目指す姿】

県民に対して里親制度についての理解が広まり、委託先となる里親登録の充実や里親委託の促進に寄与している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
里親支援センターの設置数	1か所 (令和6年度)	2か所

② 社会的養護経験者等の自立支援の充実**【現状と課題】**

社会的養護経験者や虐待等支援を要する状況にありながら、公的支援につながらずにいた者の中には、頼ることのできる親族がいないなどの事情を抱え、孤立したり、自立生活のためにサポートが必要な場合がある。そのため、生活や就職、人間関係等の様々な相談に応じた支援、居場所づくりやネットワークづくりが必要である。

【取組の方向性】

- 社会的養護経験者等への生活、就労に関する相談支援の実施や相互に交流できる機会の提供等を行う社会的養護自立支援拠点の整備を図る。

【目指す姿】

社会的養護自立支援拠点が充実し、社会的養護経験者だけでなく、頼ることのできる親族がいない者等に対する支援の充実にも寄与している。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
社会的養護自立支援拠点数	2か所 (令和6年度)	2か所

③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり**【現状と課題】**

全ての子どもについて、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが必要であり、子どもの意見表明権を保障するための取組として、子どもの意見表明（希望や提案、苦情等）のサポートや代弁を行う新たな仕組みが必要である。

【取組の方向性】

- 県内で活動するアドボキット（意見表明支援員）を養成し、児童相談所や児童養護施設等に派遣して、子どもの意思表示のサポートや児童相談所や施設の職員に意見を伝えるサポートを行う取組を充実させる。

【目指す姿】

アドボキット派遣が、県内の児童相談所や児童養護施設等をはじめとする児童福祉施設においても実施され、子どもの意見表明や権利擁護に必要な環境の整備が充実している。

【目標指標】

項目	現状	令和 10 年度
アドボキット派遣か所数	4 か所 (令和 6 年度)	15 か所
アドボキット登録者数	16 人 (令和 6 年度)	20 人

④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート**【現状と課題】**

社会的養護の当事者や経験者が当事者団体を通じて、子どもの権利を学ぶ活動を行っているが、団体活動を持続・活性化させるためには、周囲のサポートが必要である。

【取組の方向性】

○県内の社会的養護施設を退所した社会的養護経験者による当事者団体の活動を支援し、子どもの権利を学習する機会をつくり、その活動を通じて、個人・団体として意見や提言の表明を行うなど、子ども自身で権利擁護の取組を行うことができる環境を整える。

【目指す姿】

当事者団体の活動の充実を通して、各児童福祉施設においても子ども自身による意見表明等の取組が進み、子どもの権利擁護に必要な環境の充実に寄与している。

(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

誰も自死に追い込まれることのないよう、生きることの包括的支援として子ども・若者への自死予防対策が必要です。また、性被害、犯罪被害からの安全を確保することが、全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、周知啓発を進めます。

① 子ども・若者の自死対策**【現状と課題】**

本県における 39 歳未満の自死者数は、全国同様に近年、増加傾向にあるほか、自死は 10～30 代の死因の 1 位となっている状況がある。若年層に向けた自死予防対策として、企業や教育機関に向けたメンタルヘルス出前講座、自死予防リーフレット等の配布、思春期・青年期を対象にうつ病の相談窓口の周知、とっとり SNS 相談の実施、学生を支援する担当職員を対象とした自死対策研修会の開催、大学祭等のイベントでのストレスチェックの実施を行っている。

【取組の方向性】

- 10～30 代までの若者の死因の 1 位が自死となっている深刻な状況に鑑み、メンタルヘルス出前講座や相談窓口の周知により自死予防を促す。
- 多職種の専門家で構成される「こども・若者の自死危機対応チーム」を設置する。
- リーフレットや子ども専用サイト「キッズポータル」に子どもが相談できる窓口情報を掲載する。

【目指す姿】

心身の健康の保持増進についての取組、自死やうつ病等についての正しい知識の普及啓発等、自死の危険性が低い段階から対応を行うことで自死を未然に防ぐ。
子ども・若者の自死対策を促進するための体制が整備される。

② 犯罪などから子ども・若者を守る取組

【現状と課題】

青少年が、SNS等による求人情報に潜む犯罪実行者を募集している情報（いわゆる「闇バイト」等の情報）に触れるなどし、事の重大性を認識することなく犯罪に加担してしまう事案が社会問題となっていることを踏まえ、注意喚起を図る必要がある。また、被害者の大半が高校生である自転車盗について、鍵掛けの徹底を呼び掛けるなど、自主防犯意識の高揚を図る取組を強化していく必要がある。

【取組の方向性】

- 非行防止教室等の場を活用して、SNS等を用いた犯罪の発生状況、手口、犯罪実行者募集情報等について情報発信するとともに、子どもが犯罪に逢わないよう、インターネットに係るトラブル予防法等について、専門家を学校に派遣し、子ども、青少年に対する安全教育、広報・啓発活動を推進する。
- 関係機関・団体と連携し、各種イベントや街頭広報等を通じて鍵掛けの習慣化を促進する。

【目指す姿】

- 子ども・若者の自主防犯意識が高まっている。
- 地域での見守りが積極的に行われるとともに、インターネットに係るトラブル予防等について学ぶ機会が充実し、子どもや若者が犯罪に巻き込まれる事案が少なくなっている。

③ 性犯罪・性暴力への対応

ア 広報・啓発等による抑止対策

【現状と課題】

子どもや若者が性犯罪被害に遭う事案が後を絶たない現状がある。令和6年6月には、こども性暴力防止法が成立し、子どもは性被害を被害であると認識できない場合も多く、声も上げにくいいため、保育施設や学校をはじめ子どもや若者に関わる全ての関係施設及び関係者が連携し、子どもの発達段階や被害者の多様性に配慮した性犯罪・性暴力の防止体制の強化に取り組む必要がある。

事件の発生を未然に防止するための防犯活動を促進し、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることを、社会全体で認識を共有する必要がある。

【取組の方向性】

- 保育施設、児童養護施設等の職員や学校の教職員への研修のほか、保育施設等を通じて、保護者へ性犯罪・性暴力に関する啓発、相談先等の周知を実施する。
- 鳥取県DV予防啓発支援員の養成とともに、子どもに対して、発達段階に応じて性の権利やデートDV²⁶予防等の啓発・学習会を行い、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための性に関する正しい知識や被害に遭った際の具体的な対応等の学習機会を提供する。
- 県の機関、市町村、関係団体等が連携を図りながら性暴力に関する広報・啓発を行っていく。
- 防犯活動を強化するとともに、若年層の性暴力被害予防月間（毎年4月）や女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から25日）など各種機会を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等が連携して広報・啓発活動を推進していく。
- こども性暴力防止法の施行（令和8年12月までが期限）までに示される、国のガイドライン等を周知する。

²⁶ 配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力。DVとはドメスティックバイオレンスの略称。

イ 被害者の支援

【現状と課題】

子ども・若者が性犯罪や性暴力の被害に遭っても、誰にも相談できず、適切な支援につながっていない状況が見られる。カウンセリング、医療費等の公費負担のほか、関係機関と連携し、被害者の様々な負担軽減を図るための支援活動を行っているが、被害の形態、被害者の置かれた現状は様々であることから、被害者の個々の事情に配慮した支援や被害者からの多岐にわたる要望や意見に応えるための取組が必要である。

【取組の方向性】

- 児童・生徒に対し、性暴力を含めた様々な悩みを相談できる窓口の周知を行い、電話等による相談支援を行う。
- 家庭や地域等においても、被害者等が安心して相談できる環境を整備し、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう被害者の早期回復に向けた支援を充実させる。
- 犯罪被害に係る総合相談窓口及び犯罪被害者等への支援を行うため県に設けた「犯罪被害者総合サポートセンター」をはじめ、関係機関とより緊密に連携・協力した支援を行っていく。

【目指す姿】

各施設や学校等において、性暴力について学ぶ機会がしっかりと設けられるとともに、家庭、学校、地域等あらゆる場において、子どもや若者が相談しやすい環境、しっかりと支援につながる環境が整備されている。また、関係機関の連携による迅速な支援及び被害者を社会全体で支える気運が醸成され、被害者が早期に被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになる。

【目標指標】

項目	現状	令和10年度
デートDV予防学習等の研修会への講師派遣数	133人 (令和6年度)	120人

④ 非行防止と立ち直りの支援

【現状と課題】

刑法犯で検挙、補導された県内の少年の数及び少年人口（14歳から19歳）1,000人当たりの刑法犯少年の数は、平成13年をピークに令和3年まで減少傾向であったものの、その後、増加に転じている。また、非行少年のうち、小・中学生の割合が5割を超えており、非行の低年齢化が高水準で推移している。

【取組の方向性】

- 少年の非行・被害防止等を目的に、非行防止教室等を開催し、万引きなどの犯罪防止、大麻等薬物の乱用防止や強盗、特殊詐欺等の犯罪に加担させられてしまう犯罪実行者募集情報（いわゆる闇バイト）に対する啓発を行い、少年の規範意識の向上を図る。
- 少年警察補導員等による継続的な面接や指導・助言を通じて、少年の立ち直りや問題行動のある少年の非行防止のため支援を行う。
- スクールサポーターによる学校訪問活動等により、学校における少年の問題行動への対応等に関する助言指導を行う。

【目指す姿】

青少年が非行を助長するような要因に巻きこまれず健全に成長できる環境が整えられ、非行や法に触れる行為をしてしまった青少年が周囲から必要な支援を受けて立ち直ることができる。

参考資料1 シン・子育て王国とっとり計画（計画期間：令和6～10年度）の全体像

1 計画策定の趣旨

本県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を「シン・子育て王国とっとり」として実現していく。

2 基本の方針

- ・子ども・若者を権利の主体として認識し、まんなかに据えた施策を展開
- ・良好な成育環境の実現、多様な価値観・考え方を前提とした施策の推進
- ・政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進
- ・子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 シン・子育て王国と通りの推進体制

- ・県、市町村等の責務、役割の明確化と各者が連携した施策の推進
- ・施策推進に係る審議会
- ・数値目標と指標の進行管理と毎年度の計画の点検・見直し

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1)子どものライフステージを通した取組

- ①情報提供、相談体制の充実（相談窓口周知、LINE相談窓口設置検討など）
- ②家庭・地域での子どもの育成（保護者の学びの機会提供、子ども会活動の活性化、こども家庭センターの設置・地域の資源・人材を活用した子どもの居場所や親子の相談・交流拠点づくりの推進）

(2)子どもの誕生前から幼児期までの取組

- ①妊娠・出産期、幼児期までの支援
 - ・切れ目のない保健・医療の確保
 - ・不妊治療等の助成
 - ・産前・産後ケアの充実
- ②多様な保育ニーズへの対応
 - ・保育・幼児教育の質の向上・量の確保
 - ・保育所等における安全確保
 - ・豊かな「遊びと体験」
 - ・保育におけるインクルージョンの推進
 - ・病児・病後児保育の充実
 - ・幼保小の連携促進

(3)学童期・思春期の取組

- ①子どもの心身の成長の支援
 - ・基本的な生活習慣の形成
 - ・命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実
 - ・子ども・若者が権利の主体であることの理解促進
 - ・運動意欲の増進、体力づくり、遊びや体験活動の推進
 - ・安全・安心の通学環境
 - ・インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発
 - ・互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成
- ②児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実
- ③子どもの居場所づくり
- ④いじめ防止、こころのケアの充実
- ⑤不登校の子どもへの支援

(4)青年期の取組

- ①若者の経済的、社会的自立を応援
 - ・若者の自立に向けた支援
 - ・雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援
 - ・労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応
 - ・消費者トラブルの未然防止
- ②出会い・結婚、人とのつながりを応援
 - ・出会いから結婚までを応援
 - ・結婚に伴う新生活への支援
 - ・職場・地域における結婚応援
 - ・若年期からのライフデザイン

5 子育て当事者への支援

(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ①医療費の負担軽減 ②保育料の無償化 ③在宅育児世帯への支援
- ④高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等 ⑤高校生への通学費助成 ⑥高等教育の奨学金貸与・修学支援 ⑦その他経済的負担の軽減等

(2)地域における子育て支援、家庭教育の支援

- ①地域の資源・人材の活用 ②企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供 ③家庭教育の支援
- ④子育て当事者への情報の提供

(3)安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

- ①男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ②安心して子育てできる就労環境の整備

(4)ひとり親家庭への支援

- ①子育てや生活支援の充実 ②就業支援の充実 ③養育費の確保及び面会交流の推進 ④経済的支援の充実

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1)孤独・孤立への対応

- ①ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援 ②ひきこもりに関する支援 ③性的マイノリティの子ども・若者への支援
- ④地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

(2)子どもの貧困対策

- ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援
- ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的支援

(3)慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援

(4)障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

- ①障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実
- ②きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援
- ③医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化
- ④発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進
- ⑤本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備
- ⑥手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

(5)児童虐待防止対策等の推進

- ①予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動
- ②児童相談所の体制強化及び資質向上
- ③市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上
- ④児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

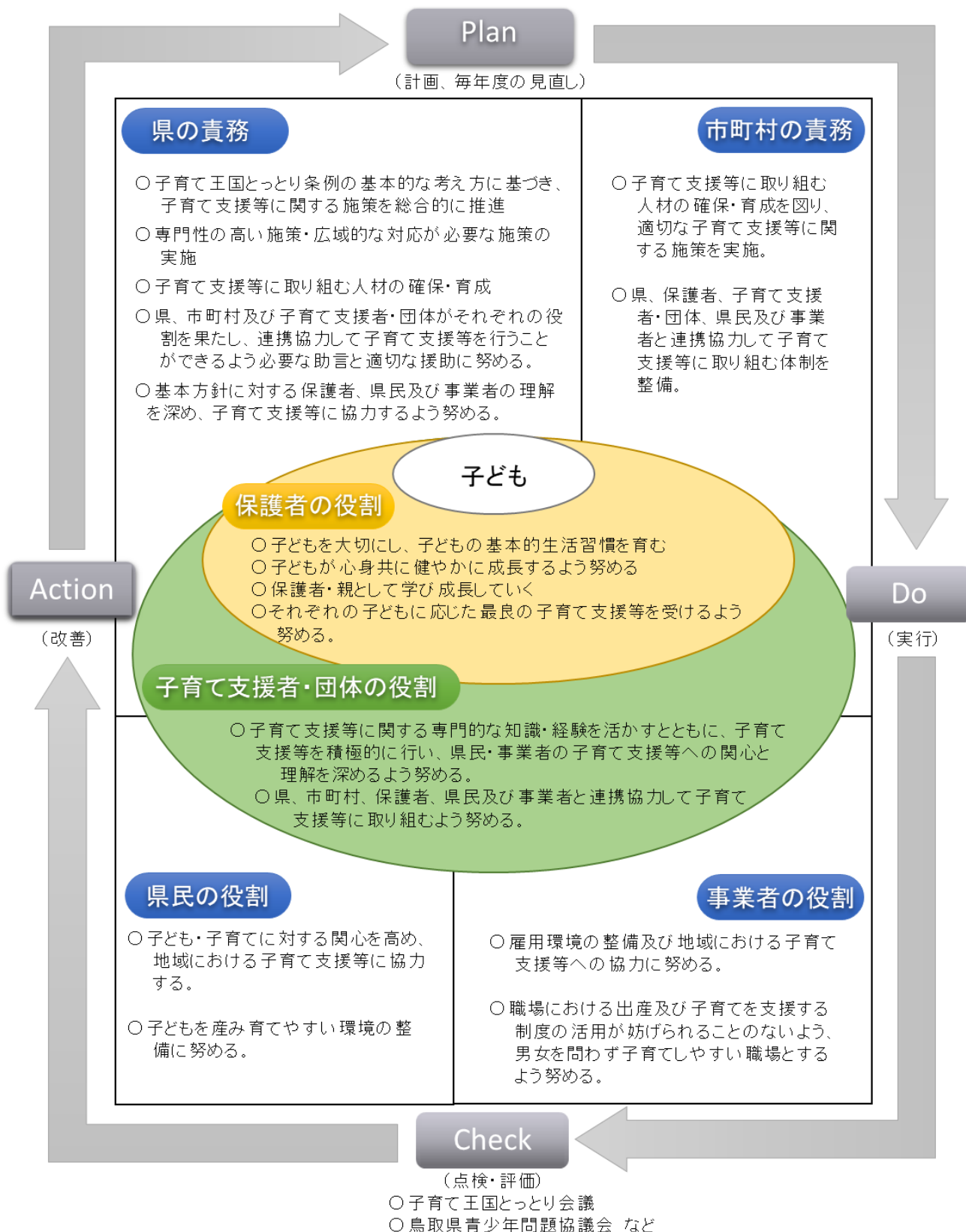
(6)社会的養護施策の推進

- ①里親支援の体制強化 ②社会的養護経験者等の自立支援の充実 ③子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり
- ④社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

(7)子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ①子ども・若者の自死対策 ②犯罪などから子ども・若者を守る取組
- ③性犯罪・性暴力への対応 ④非行防止と立ち直りの支援

参考資料2 シン・子育て王国とっりの推進体制



参考資料3 シン・子育て王国とっとり計画の目標指標一覧

計画の掲載箇所	指標項目	現状	目標値 (令和10年度)
4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援 (1)子どものライフステージを通じた取組 ②家庭・地域での子どもの育成	こども家庭センター設置市町村数	5市町 (令和6年度)	19市町村
(2)子どもの誕生前から幼児期までの取組 ①妊娠・出産期、幼児期までの支援 ウ 産前・産後ケアの充実	産後ケア施設数	26施設 (令和7年3月末時点)	27施設
②多様な保育ニーズへの対応	年度途中の保育施設の待機児童数	0人 (令和6年10月1日時点)	0人
(3)学童期・思春期の取組 ①子どもの心身の成長の支援	朝食を食べる児童生徒の割合	79%以上 (令和6年4月～7月調査)	90%以上
	小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学5年生男子 55.1% 小学5年生女子 30.9%	小学校男子 70% 小学校女子 50%
	SNSを利用する場合の注意点及びその内容を知っている児童生徒の割合	小学5年生 28.3% 中学2年生 63.5% 高校2年生 71.2% (令和3年7月調査)	小学5年生 40% 中学2年生 70% 高校2年生 80%
	家庭での子どものインターネット利用についてルールを設けていないと回答した保護者の割合	小学2年生 4.8% 小学5年生 4.9% 中学2年生 10.3% 高校2年生 10.8% (令和3年7月調査)	小学2年生 3% 小学5年生 3% 中学2年生 7% 高校2年生 7%
	地域学校協働本部を設置している学校の割合	74.9% (令和6年5月1日時点)	100%
③子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの待機児童数	42人 (令和6年5月1日時点)	0人
	子ども食堂の数	101か所 (令和7年3月末時点)	115か所
	子ども食堂の充足率	60.68% (令和7年3月末時点)	62%
④いじめ防止、こころのケアの充実	「いじめが解消しているもの」の割合	鳥取県 75.6% 全国 77.1%	全国平均を上回るとともに前年度を上回る
⑤不登校の子どもへの支援	不登校の出現率	小学校 県 2.27% 全国 2.14% 中学校 県 7.19% 全国 6.71% 高校 県 2.02% 全国 2.35% (令和5年度)	全国平均を下回るとともに、前年度数値から低減
	不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	小学校 75.7% 中学校 73.5% (令和5年度)	各年度で前年度数値を上回る
	不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合	85%	86%以上

(4) 青年期の取組 ①若者の経済的、社会的自立を 応援	県立ハローワークにおける 就職決定者数	2,210 人 (令和 7 年 3 月末時点)	2,600 人
	県立ハローワークにおける 就職決定率	72.8% (令和 7 年 3 月末時点)	86.0%
	若手社員の職場定着率	高卒：63.0% 大卒：67.7% (令和 4 年度)	高卒：65%以上 大卒：70%以上
②出会い・結婚、人とのつなが りを応援	えんトリーによる年間カッ プル成立数	415 組 (令和 6 年度)	500 組
	結婚新生活支援事業実施市 町村数	9 市町村 (令和 6 年度)	19 市町村
	縁結びナビゲーター登録者 数	80 名 (令和 7 年 3 月末時点)	100 名
	各ライフプランセミナー等 の啓発講座の開催回数	134 回 (令和 7 年 3 月末時点)	150 回
5 子育て当事者への支援 (1) 子育てや教育に関する経済的 負担の軽減 ③在宅育児世帯への支援	在宅育児世帯の保護者を対 象とした現金給付・現物給 付・サービス利用料の支援に 取り組む市町村数	16 市町村 (令和 6 年度)	19 市町村
(2) 地域における子育て支援、家 庭教育の支援 ①地域の資源・人材の活用	こどもまんなか応援サポ ーター宣言実施自治体数	2 (令和 7 年 3 月末時点)	20 (県及び全市町村)
	こどもファスト・トラック導 入施設数	4 施設 (令和 7 年 3 月末時点)	10 施設
	子育て応援駐車場設置数	29 か所 (令和 7 年 3 月末時点)	100 か所
	とっとり子育てプレミアム パートナーの登録数	35 (令和 7 年 3 月末時点)	150
	鳥取砂丘こどもの国入園者 数	88,213 人 (令和 6 年度)	78,000 人
②企業、店舗等が行う子育て家 庭へのサービスの提供	子育て王国とっとりアプリ 登録者数	9,471 人 (令和 7 年 3 月末時点)	30,000 人
	子育て応援パスポート協賛 店舗数	1,974 店舗 (令和 7 年 3 月末時点)	2,200 店舗
③家庭教育の支援	多様な手法によって家庭教 育支援を届ける市町村数	12市町村 (令和 6 年 7 月末時点)	19市町村
(3) 安心して子育てのできるための 職業生活と家庭生活の両立 ①男性の家事・子育てへの主体 的な参画促進・拡大	男女共同参画推進企業認定 数	1,100 社 (令和 7 年 3 月末時点)	概ね 1,280 社程度
	イクボス・ファミボス宣言企 業数	936 社 (令和 7 年 3 月末時点)	概ね 1,100 社程度
	男性育児休業取得率	37.6% (令和 6 年度)	85% (令和 7 年度の早 期目標)
(4) ひとり親家庭への支援 ①子育てや生活支援の充実	ひとり親家庭学習支援事業 費補助金活用市町村数	7 市町村 (令和 7 年 3 月末時点)	10 市町村
	母子・父子自立支援プログラ ム策定事業実施市町村数	3 市町村 (令和 6 年度)	5 市町村
	鳥取県ひとり親家庭等支援 サイトの年間アクセス数	19,979 件 (令和 4 年度)	25,000 件
②就業支援の充実	ひとり親家庭自立支援給付 金事業実施市町村数	10 市町村 (令和 6 年度)	13 市町村
③養育費の確保及び親子交流の 推進	養育費に係る公正証書等作 成促進事業実施市町村数	18 市町村 (令和 6 年度)	19 市町村
	親子交流支援事業実施市町 村数	7 市町村 (令和 6 年度)	10 市町村
④経済的支援の充実	母子父子寡婦福祉資金貸付 金新規貸付数	10 件 (令和 6 年度)	27 件

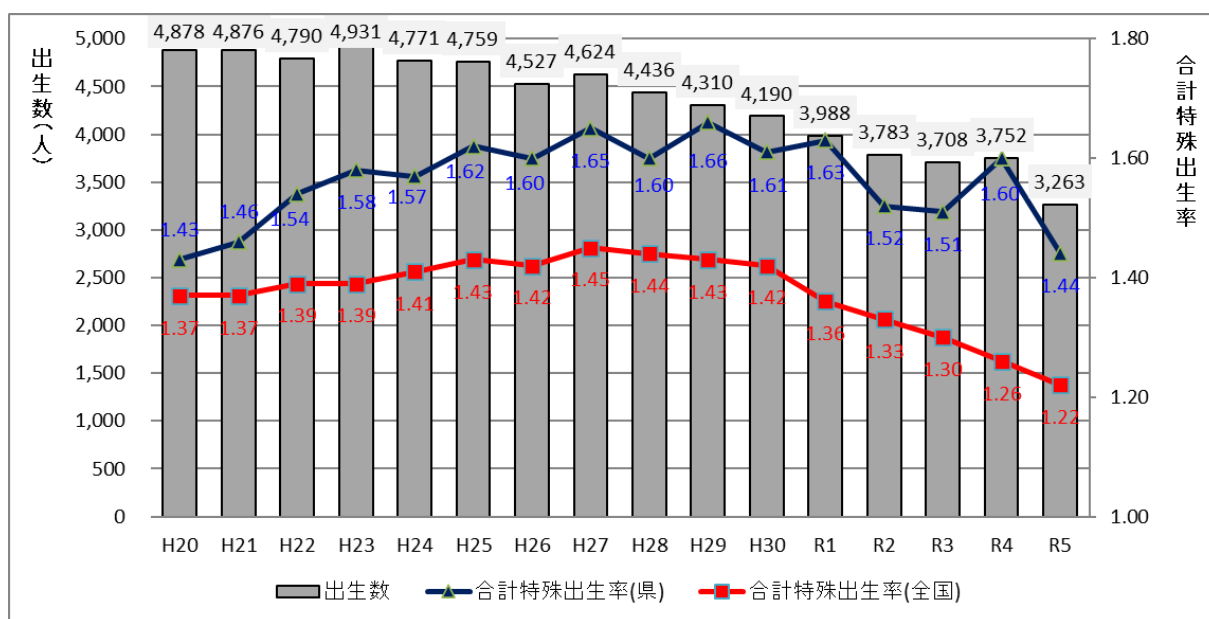
④経済的支援の充実	鳥取県ひとり親家庭等支援サイトの年間アクセス数（再掲）	19,979 件 （令和4年度）	25,000 件
6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援	就学援助を受けた児童生徒の割合	15.09% （令和5年度）	15.00%
(2) 子どもの貧困対策	生活保護世帯の子どもの高等学校進学率	94.0% （令和5年度）	92.5%
①教育の支援	県全体の19歳以下の人数に占める生活保護の19歳以下の被保護者の割合	0.63% （令和4年度）	0.4%
②生活の安定に資するための支援	母子世帯の母の就業率	83.7% （令和2年度）	87.2%
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ※次回数値の把握は令和7年度の国勢調査	母子世帯の母の正規雇用率	56.8% （令和2年度）	58.0%
	父子世帯の父の就業率	86.9% （令和2年度）	90.3%
	父子世帯の父の正規雇用率	71.5% （令和2年度）	73.0%
④経済的支援	全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合	7.7% （令和4年度）	8.0%
	母子世帯の母のうち養育費の取り決めをしている割合	57.9% （令和5年度）	70.0%
(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援	障害児相談支援事業所数	58 か所 （令和7年3月末時点）	71 か所
	児童発達支援センターを設置している市町村数	4 市町村 （令和7年3月末時点）	19 市町村
②きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援	全出生児に新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村数	19 市町村 （令和7年3月末時点）	19 市町村
③医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化	医療的ケア児等送迎支援事業の実施市町村数	3 市町村 （令和7年3月末時点）	19 市町村
	医療型ショートステイの実施機関数	8 か所 （令和7年3月末時点）	10 か所
④発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進	ペアレントメンターの人数	84 人 （令和7年3月末時点）	88 人
(5) 児童虐待防止対策等の推進	地域住民による見守りサポーターの認定者数	令和4年度:272 人 令和5年度:307 人 令和6年度:355 人	年150 人
①予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動	鳥取県虐待防止全力宣言企業の認定企業数	38 社 （令和7年3月末時点）	40 社
③市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上	こども家庭センター設置市町村数（再掲）	5 市町 （令和6年度）	19 市町村
(6) 社会的養護施策の推進	里親支援センターの設置数	1 か所 （令和6年度）	2 か所
①里親支援の体制強化	社会的養護自立支援拠点数	2 か所 （令和6年度）	2 か所
②社会的養護経験者等の自立支援の充実	アドボキット派遣か所数	4 か所 （令和6年度）	15 か所
③子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり	アドボキット登録者数	16 人 （令和6年度）	20 人
(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	デートDV予防学習等の研修会への講師派遣数	133 人 （令和6年度）	120 人
① 性犯罪・性暴力への対応			

参考資料 4 子育て王国とっとり条例第 10 条に定める子育て支援等に関する施策

区分	施策の主な内容
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1 結婚を望む者が、自らが望む形で地域を舞台に結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援すること。 2 職場や地域において安心して喜びに満ちた結婚、妊娠及び出産ができる環境の整備を図ること。 3 妊娠、出産、不妊等に関する情報提供及び相談体制の充実、不妊治療への助成等により、妊娠及び出産に対して支援すること。 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の援助に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 子どもに対して、命の大切さ並びに性、妊娠及び出産に関する正しい知識を教える等、親になるために必要な教育を推進すること。
安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1 保護者の多様な希望に対応した保育所及び認定こども園における保育、幼稚園における預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、待機児童を出さないように、提供する保育の量を確保すること。 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援、子育て家庭への訪問その他の地域での子育てを支援すること。 3 保育士、幼稚園教諭等を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施等により、保育及び幼児教育の質を確保すること。 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を推進すること。 6 保育所等において自他の命を大切にする心を育成する取組を充実させること。 7 保育所等における安全の確保並びに施設及び設備の整備、保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図ること。 8 保育所、認定こども園、幼稚園及び児童発達支援センターの保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減すること。 9 森、海、川等で行われる自然体験活動を基軸にした教育及び保育の取組を支援すること。
安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策	1 県民の一人一人が、誇りを持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進すること。 2 育児休業の取得に対する支援、子育てのための短時間勤務等の制度化、長時間労働の抑制、休暇等が取得しやすい職場風土づくり等により、安心して子育てができる就労環境の整備を図ること。
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1 積極的に育児に参加する日を設定して啓発を行う等により、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図ること。 2 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の団体及び個人の子育て支援等の活動を促進すること。 3 子どもが多様な世代と交流しながら遊び、伝統芸能その他の活動を行う場を提供すること。

	4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供、祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備、地域において子育てに関わる青少年団体、公民館等の活動の支援及びそれを担う人材の育成等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。 5 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む取組を支援及び促進すること。 6 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の子育て支援等の取組を促進すること。 7 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 8 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。
子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策	1 子どもの意見を聞く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。 2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。 3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	1 貧困の状況にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと。 2 保護者がいない又は保護者が養育することが適当でないと認められる子どもの社会的養護並びに社会的自立の支援及び援助を行うこと。 3 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待の対策を行うこと。 4 ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援等により、ひとり親家庭の自立を支援すること。 5 障がい児が地域で安全かつ安心して生活できるよう、人生の段階に応じた支援を行い、並びに障がい児に対する理解及び関心を深めること。 6 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。 7 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。

参考資料5 鳥取県の出生数及び合計特殊出生率の推移



参考資料6 シン・子育て王国とっとり計画[R7年度当初予算ベース]「事業一覧」

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
3 シン・子育て王国ととりの推進体制							
3(1) 政策の推進体制	1		シン・子育て王国とっとり推進事業	18,003	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
	2	新規	市町村と連携した少子化対策検討モデル事業	11,000	本県の出生数は、全国と同様に減少傾向に歯止めがかかっておらず、少子化対策は喫緊の課題である。市町村も更なる対策が必要と考えている中で待ったなしの少子化対策に向かうため、市部、中山間地、移住対策に力を入れてきた自治体等、多様な地域課題を発見できる市町村と県とが連携し、これまでの施策の足らざる部分を見極めて必要な事業へ繋げ、他市町村への横展開により県全体の少子化対策の底上げを図る。	子ども家庭部	子育て王国課
4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援							
4(1)① 情報提供、相談体制の充実	3		教育相談事業	2,251	幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	教育委員会	生徒支援・教育相談センター
	4	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業	17,882	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室 ・遠方の分娩施設への交通費等支援事業 ・【新規】遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	子ども家庭部	家庭支援課
	5		母子保健指導振興費	1,353	妊娠、出産及び育児に関する相談に対して、必要な指導及び助言を行い、市町村、関係団体の活動を支援すること等により、母子保健活動を推進する。	子ども家庭部	家庭支援課
	6	新規	プレコンセプションケア推進事業	16,913	プレコンセプションケアを推進するため、市町村と協働でプレコンセプションケア健診事業を実施する。また、県民に対して、正しい情報発信や思春期以降の心身に関する相談対応を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	7	新規	シン・子育て王国とっとり加速化事業 (旧:シン・子育て王国とっとり本格始動事業)	10,723	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・若者、子育て当事者等が必要な情報に簡単に辿り着けるようにするための子育て王国とっとりサイトのシステム改修 ・スマートフォンから見やすいため、既存の子育て応援ガイドブック(冊子)の電子化 ・子育て王国とっとりサイトのリニューアルをPRするリーフレットの作成 ・効果的な情報発信方法を検討するための部会設置	子ども家庭部	子育て王国課
	8		子ども・子育て支援交付金	776,462	市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」に必要な費用に充てるため、交付金を交付する。 【事業内容】 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(国庫補助事業分) ・病児保育事業 ・一時預かり事業 ・利用者支援事業 など	子ども家庭部	子育て王国課
4(2)① 妊娠・出産期、幼児期までの支援	9		受動喫煙防止対策推進事業	1,300	健康増進法の改正により受動喫煙防止対策が強化されたことを受け、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、既存の小規模な飲食店が施設を全面禁煙化する場合の施設改装費用や従業員の卒煙に積極的に取り組む企業・団体の経費を助成することにより、県民の望まない受動喫煙を防ぐ。	福祉保健部	健康政策課
	10		周産期医療対策事業	4,329	安全、安心な出産に資するために患者情報の共有等を行う周産期医療情報システムを運営する。 ・周産期医療協議会を開催し、周産期医療体制の整備・充実等について協議する。 ・総合周産期母子医療センター(鳥取大学医学部附属病院)に搬送コーディネーターを設置し、県内医療機関の重症患者及びハイリスク患者の把握を行う。	福祉保健部	医療政策課
	11		助産師等待機手当支援事業	1,425	分娩の際の救急呼出に備えて、助産師・看護師が自宅等において待機した場合に、待機1回につき手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成する。	福祉保健部	医療政策課
	(4)	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業(再掲)	(17,882)	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室 ・遠方の分娩施設への交通費等支援事業 ・【新規】遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	子ども家庭部	家庭支援課
	12	拡充	願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	92,838	不妊・不育に係る経済的負担の軽減及び精神的なサポートを行うため、費用を支援するほか、専門家による相談・指導、知識の普及啓発等を行う。 ・願いに寄り添う妊娠・出産応援ネットワーク会議 ・不妊検査費助成金交付事業 ・特定不妊治療費助成金交付事業 ・保険外併用で実施された先進医療への補助 ・【拡充】全額自費診療で実施される治療への補助 ・保険適用外治療で実施されるPGT-A検査の補助 ・自己負担上限額定額補助 ・着床前検査(PGT-M)助成金交付事業 ・不育症検査費助成事業 ・不妊専門相談センター運営事業	子ども家庭部	家庭支援課
	13		妊婦のための支援給付交付金事業 (旧:出産・子育て応援交付金)	14,550	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、市町村が実施する、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等の必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業への支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	14	新規	鳥取県新生児マススクリーニング推進事業	35,460	新生児の先天性代謝異常を早期発見して適切な治療を行うことで、その疾患から生じる重篤な症状や心身の発達障がい等を予防するため、県が新生児に対する先天性代謝異常検査を実施するとともに、近年、検査法・治療技術の進歩によって、早期発見、早期治療を行うことで症状の改善が見込まれるようになっていくにつれて、疾患を対象にしたマススクリーニング検査もあわせて実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	15		乳児医療費等支援事業	7,092	医療を必要とする未熟児に対して市町村が行う未熟児養育医療に係る経費の一部を負担するとともに、妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるための経費の一部を支給する。 ・併せて、心理的な負担が大きい低出生体重児の子育てを支援するため、低出生体重児用とその家族に対する理解促進のための啓発を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	16	拡充	産後ケアータルサポート事業 (旧:産後ケア実施のための施設整備支援事業)	37,949	支援が必要な方がためらわず産後ケアを受けるための環境を整備するため、市町村と連携して産後ケアの充実に取り組む。	子ども家庭部	家庭支援課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
4(2)②ア 保育・幼児教育の質の向上・量の確保	17		医学的検証によるこどもの安全・安心創出モデル事業	10,761	成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、子どもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえた子どもの死亡の予防策を県へ提言を行う「予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備」に係る厚生労働省モデル事業を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	18		鳥取県保育士等修学資金貸付事業	23,258	経済的な理由により進学できない学生の保育士資格等の取得・経済的自立を支援することを目的とし、鳥取県保育士等修学資金貸付事業(鳥取短期大学向け)、保育士等修学資金貸付事業(県社協補助)による貸付を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	19		鳥取短期大学(幼児教育保育学科)教育充実支援事業	3,177	鳥取短期大学では、平成26年度から定員を増やし、保育専門学院廃止後の県内の保育士養成課程の維持を図っており、保育実習に力を入れてきた保育専門学院の伝統を鳥取短期大学において引き継ぎ、実習を充実させるため同短大で雇用している1名の専任教員の経費について支援を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	20		保育・幼児教育の質の向上強化事業	25,767	保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修等各種研修の実施、地域における多様な保育や子育て支援分野の担い手となる子育て支援員の養成により、保育・幼児教育の質の向上と充実を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
	21	拡充	「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業	91,520	学生や潜在保育士等への就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置・運営するほか、学生等若い世代に対し、保育の仕事内容や職場の魅力を発信することで、将来的な保育人材の確保を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
	22	統合	保育サービス多様化促進事業(低年齢児受入施設保育士等特別配置事業)	319,845	保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。また、1歳児担当保育士等の加配を行うための経費を助成し、各保育所等に配置される保育士等の増員を図り、児童の健全な育成に資することを目的とする。	子ども家庭部	子育て王国課
	23		幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	4,204	義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。また、県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	教育委員会	小中学校課
4(2)②イ 保育所等における安全確保など保育環境の改善	24		私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業	106,739	質の高い環境で子どもを安心して育てることができる教育環境を整備するため、私立幼稚園等の施設整備事業(大規模修繕、改築等)や環境整備事業に対する補助を行う。また、特別支援教育や子育て支援活動の充実を促進し、私立幼稚園等の教育振興を図る。	子ども家庭部	子育て王国課
	25	拡充	子どものための教育・保育給付費負担金	2,866,926	市町村が、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)に対して行う施設型給付及び地域型保育事業に対して行う地域型保育給付に要する費用に対して、県がその一部を負担する。	子ども家庭部	子育て王国課
	26	拡充	教育・保育施設等における安全・安心推進事業	11,046	教育・保育施設等における重大事故の未然防止の取組や事故発生時の適切な事故対応の推進、再発防止の徹底を図ることを目的として、安全管理研修の実施や子どもの性犯罪・性暴力被害の防止啓発、送迎用バスの安全装置設置や睡眠中の事故防止対策への補助等を行い、保育施設等における安心・安全に係る環境整備を進める。	子ども家庭部	子育て王国課
	27	新規	幼稚園・保育施設における性被害・不適切保育等防止対策事業	12,000	教育・保育施設等における子どもの性被害や不適切な保育を防止するため、施設内へのカメラの設置や、子どもが着替える際にプライバシーを確保するための仕切りの導入に必要な経費に対する助成を行う。(令和5年度予算の繰越)	子ども家庭部	子育て王国課
4(2)②ウ 幼児期までのこどもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」	28		鳥取県自然保育促進事業	32,178	本県の恵まれた環境を活かし、子どもたちが「豊かな自然」の中で「遊びきる」経験を待てる環境を提供するため、自然保育を行う施設等に対する取組の支援等を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	29		文化芸術活動支援事業(鳥取県アートスタート活動支援事業補助金)(旧・ととりの文化芸術活動支援関係事業)	1,300	未就学児に作品や公演の鑑賞及び創作体験の機会を提供するアートスタート活動を支援し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。	地域社会振興部	文化政策課
4(2)②オ 病児・病後児保育の充実	(21)	統合	保育サービス多様化促進事業(低年齢児受入施設保育士等特別配置事業)(再掲)	(319,845)	保護者の勤務形態の多様化、核家族化の進行、特別な支援を必要とする児童の増加などに伴う様々な保育需要に柔軟に対応することにより、安心して子どもを生み育てやすい環境を整備するとともに、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。また、1歳児担当保育士等の加配を行うための経費を助成し、各保育所等に配置される保育士等の増員を図り、児童の健全な育成に資することを目的とする。	子ども家庭部	子育て王国課
	30		病児・病後児保育普及促進事業	2,529	病児・病後児保育施設の開設や質の向上に向けた取組等に対して県独自に支援を行う等により県内の病児・病後児保育体制の拡充・強化を図り、保護者が働きながら安心して子育てのできる環境づくりを推進する。	子ども家庭部	子育て王国課
4(2)②カ 幼保小の連携促進	(23)		幼児教育推進体制の充実・活用強化事業(再掲)	(4,204)	義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開のために、「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。また、県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	教育委員会	小中学校課
4(3)①ア 基本的な生活習慣の形成	31		食育地域ネットワーク強化事業	504	食育関係者が各圏域で取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食育実践者同士のネットワーク強化を図る。	福祉保健部	健康政策課
	32		「食の応援団」支援事業	4,382	「健康づくり文化創造プラン」に定める栄養・食生活分野及び「鳥取県食育推進計画」の目標を達成するための取組を行う団体に対して県が助成する。(子どものための食育教室「おやつに野菜を!」)	福祉保健部	健康政策課
	33		未来とろっこわくわく大作戦～心とからだいきいきキャンペーン～	1,000	鳥取県教育振興基本計画の基本理念を実現するための基盤となる「自己肯定感」を育むため、子どもたちに身に付けてほしい「4つの力と姿勢」の育成を目指して「未来とろっこわくわく大作戦」を実施する。また、「未来とろっこわくわく大作戦」の中で子どもたちの望ましい生活習慣の定着に向けた啓発運動「心とからだ いいききキャンペーン」を実施する。	教育委員会	教育総務課
	34		学校給食・食育推進事業	347	栄養教諭、学校栄養職員等の資質向上を図る研修会や、指導用教材の作成、県立学校への専門家派遣などを通じて、児童生徒への食に関する指導を充実させることにより、学校における食育を推進するとともに、地産地消の推進を図る。	教育委員会	体育保健課
4(3)①イ 命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実	35		児童生徒健康問題対策事業	1,712	がん教育や心や性の健康問題について、教職員への研修会などを通して教職員の指導力向上に努めるとともに、医師や助産師の専門家を学校に派遣し、指導体制の充実を図る。	教育委員会	体育保健課
	(4)	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業(再掲)	(17,882)	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセリング活動支援事業 ・描こう! ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室 ・遠方の分娩施設への交通費等支援事業 ・【新規】遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	子ども家庭部	家庭支援課
4(3)①ウ 子どもが権利の主体であることの理解促進	(1)		シン・子育て王国とっとり推進事業(再掲)	(18,003)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
4(3)①エ 運動意欲の増進、体力づくり	36		競技力向上対策事業(ジュニア期の競技力向上対策)	97,295	本県中学生・高校生等のジュニア期の競技者が、国内外の大会で活躍できるよう、競技者や指導者の育成・支援を行う。また、幼児期の運動能力向上のための取組を行う。	地域社会振興部スポーツ振興局	スポーツ課
	37	拡充	鳥取ジュニアアスリート事業	24,618	国内外の大会に挑戦したいと意欲あるジュニア・パラジュニアの夢を後押しするため、競技団体等と協調してその発掘や育成を行う。	地域社会振興部スポーツ振興局	スポーツ課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	38		トッパスリート強化支援事業	36,900	(1)本県ゆかりの日本代表選手が、ロスオリンピック・パラリンピックに出場する為に強化に必要な費用を支援する。 (2)本県ゆかりの競技者及び指導者に対して、日本代表として国際大会へ参加した場合の遠征費を支援するとともに、世界的に優秀な指導者や元オリンピック選手等を招聘するための経費を支援する。	地域社会振興部スポーツ振興局	スポーツ課
	39		子どもの体力向上推進プロジェクト事業	4,950	子どもの体力・運動能力が低下、二極化の傾向にある鳥取県の課題を解決し、運動の習慣化及び体力の向上を図るため、学校や地域における支援を行うとともに、その成果を県内に普及し、学校、地域での体力向上への取組を推進する。	教育委員会	体育保健課
4(3)①オ 遊びや体験活動の推進	40		「鳥取県の文化財」情報発信事業	5,827	文化財の展示会や見学会、職員による出前講座や講演会などによる情報発信を行う。	地域社会振興部文化財局	文化財課
	41		「とっとり誇り」文化遺産活用推進事業	3,878	・国・県指定無形文化財保持者・保持団体を講師とした体験学習「ふるさと未来創造工房」を開催する。 ・学校教育の中でふるさとの文化財を活用した学習活動等への支援（「本物に触れる～ふるさとの文化財を学ぶ知家塾～」を行う）。	地域社会振興部文化財局	文化財課
	42		「とっとり弥生の王国」知・楽・学事業	15,094	鳥取県が全国に誇る「妻木晩田遺跡」「青谷上寺地遺跡」の価値と魅力を多くの方に知っていただくため、両遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的に情報発信するとともに、イベントやものづくり講座、シンポジウム、遺跡を活用した様々な体験活動を行う。	地域社会振興部文化財局	とっとり弥生の王国推進課
	43		文化芸術活動支援事業（芸術鑑賞教室開催補助金）（旧・文化芸術団体活動支援関係事業）	8,000	県内の高校・特別支援学校等の生徒を対象に、文化施設や学校の体育館などで優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、豊かな情操を培うとともに、健全な育成に貢献する。	地域社会振興部	文化政策課
	44		第23回鳥取県ジュニア美術展覧会開催事業	21,053	児童・生徒の創作作品を発表する場を提供することで、創作活動への意欲を高め、県内の青少年の文化芸術活動の振興を図る。	地域社会振興部	文化政策課
	(29)		文化芸術活動支援事業（芸術鑑賞教室開催補助金）（再掲）（旧・文化芸術団体活動支援関係事業）	(1,300)	未就学児に作品や公演の鑑賞及び創作体験の機会を提供するアートスタート活動を支援し、子どもたちの豊かな感性と創造性を育む。	地域社会振興部	文化政策課
	45		美術館との連携によるアート活動振興事業（表現ワークショップ開催事業）	4,000	小・中・高校生を対象に演劇の手法を用いた表現ワークショップ（授業）を開催する県内演劇団体の取り組みを支援し、「思考力・判断力・表現力」を磨く。	地域社会振興部	文化政策課
	46		第23回鳥取県総合芸術文化祭・とりアート2025開催事業（次世代育成事業）	4,500	若い世代の活動発表の場の提供や、子ども向けの鑑賞事業・ワークショップを実施する。	地域社会振興部	文化政策課
	47		次代の文化芸術を担う輝く人材育成事業	7,100	子どもたちの文化活動の裾野の拡大・レベルアップに向けた支援を拡充するとともに、高い意欲や才能をもって取り組む子どもたちの活動や挑戦を支援する。	地域社会振興部	文化政策課
	48		CATCH the STARミュージックコンテスト開催事業	3,500	さまざまな音楽活動を行う中、高校生が活動の成果を発表し、挑戦やステップアップにつながるミュージックコンテストを開催する。	地域社会振興部	文化政策課
	49		伝統芸能等支援事業	9,220	無形民俗文化財の保存伝承を図るため、保存団体の保存伝承活動への支援を行う。 ・中国・四国ブロック民俗芸能大会の開催及び民俗芸能団体派遣 ・後継者育成に尽力した団体の顕彰 ・後継者育成・用具整備・公開に対する助成 ・保護団体の現状把握と関係構築	地域社会振興部文化財局	文化財課
	50		「あいサポート・アートとっとり祭」の開催	22,122	障がい児・者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。	福祉保健部	障がい福祉課
	51		「あいサポート・アートとっとり展」の開催	16,447	障がい児・者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。	福祉保健部	障がい福祉課
	52		知的・発達障がい児（者）にむけた舞台芸術体験プログラム	1,776	知的・発達障がい児（者）が、舞台芸術公演を鑑賞しながら音響や照明、鑑賞ルール等について学ぶプログラムを開催し、鑑賞機会の拡大を図る。	福祉保健部	障がい福祉課
	53		地域学校協働活動推進事業	64,868	公立学校に設置された学校運営協議会（学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールという。）と地域住民とが一体的に実施する地域学校協働活動の展開を通じ、地域の将来を担う子どもたちの育成や学校を核とした地域づくりを図る。	教育委員会	社会教育課
	54		県・市町村社会教育振興事業	2,068	県全体の社会教育の推進を図るため、地域づくり・人づくりの要となる、県市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	教育委員会	社会教育課
	55		社会教育関係団体による地域づくり支援事業	5,536	社会教育関係団体の教育力を活用して、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成する。	教育委員会	社会教育課
	56		児童養護施設等と連携した自然体験活動推進事業	452	家庭環境等の違いのため生じる「体験格差」の是正のため、県立青少年社会教育施設等で、児童養護施設及び母子生活支援施設と連携して自然体験活動を実施する。	教育委員会	社会教育課
	57		本の大好きな子どもを育てるプロジェクト	1,853	子どもたちが、乳幼児期から自然に本に親しみ、言葉遊び、感性を磨き、人生をより深く生きる力を身につけるために、妊娠期・乳幼児期の保護者等への啓発に取り組みるとともに、子どもの読書に関わる人材の技能向上を図る。また、不読率（一ヶ月に一冊も本を読まない児童・生徒の割合）の改善のため、子どもたちが本を手に取り、読書の楽しさを体感できるような啓発に取り組む。	教育委員会	社会教育課
4(3)①カ 安全・安心の通学環境	58		豊かな心をはぐくむ子どもの読書応援事業（仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業）	258	乳幼児期からの子どもの読書推進を図るため、子どもたちに日常接する職員（公共図書館職員、幼稚園・保育所職員等）の研修や、市町村図書館児童図書部門の支援を行う。	教育委員会	図書館
	(7)	新規	シン・子育て王国とっとり加速化事業（再掲）（旧・シン・子育て王国とっとり本格始動事業）	(10,723)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・若者、子育て当事者等が必要な情報に簡単に辿り着けるようにするための子育て王国とっとりサイトのシステム改修 ・スマートフォンから見やすくなるため、既存の子育て応援ガイドブック（冊子）の電子化 ・子育て王国とっとりサイトのリニューアルをPRするリーフレットの作成 ・効果的な情報発信方法を検討するための部会設置	子ども家庭部	子育て王国課
	59		支え愛交通安全総合推進事業	9,310	交通事故のない地域社会を実現するため、市町村、関係機関、団体等と連携を図りながら、県民への意識啓発など各種交通安全対策を推進する。	生活環境部	くらしの安心推進課
	60		犯罪のないまちづくり推進事業	2,962	県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭広報活動、優良防犯施設認定及び青色防犯バロール等の活動を推進する。	生活環境部	くらしの安心推進課
	61		学校安全対策事業	3,399	児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、学校の安全教育・安全管理及び学校・家庭・地域が連携した質の高い学校安全の取組を推進する。	教育委員会	体育保健課
4(3)①キ インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発	62		青少年育成推進事業	15,091	青少年問題協議会の開催、青少年育成鳥取県民会議への助成、青少年健全育成条例の運用及び啓発等を行うことにより、青少年の健全育成を推進するとともに、若者の自立を支援する。 ・青少年健全育成条例パンフレット等の印刷・配布 ・SNSトラブル防止標語「とりからあげ」ポスターデザイン・動画コンテストの開催	子ども家庭部	家庭支援課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
4(3)①ク 小児医療体制の充実	63	新規	「SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守る」SNS適正利用促進事業	5,465	SNSやデジタル技術を使った犯罪やトラブルの被害者・加害者になることから子どもたちを守るため、SNS等による被害の事例や適正な利用方法を子どもや保護者に周知し、情報リテラシーの向上及びベアレンタルコントロールに対する保護者の一層の意識向上を図る。また、子どもたちがSNS等による困りごとや悩みを気軽に相談できる相談窓口を創設する。	子ども家庭部	家庭支援課
	64		子どもたちを守るためのネットハトール事業	1,308	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をNPO法人に委託する。	教育委員会	生徒支援・教育相談センター
	65		インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業	4,560	保護者と子どもたちに対し、民間(関係企業・団体等)と連携して「電子メディア機器とのよい使い手」となるための教育啓発を行うとともに、知事部局とも連携しながらSNSやデジタル技術を使った犯罪やトラブルから子どもたちを守る。	教育委員会	社会教育課
4(3)①ク 小児医療体制の充実	66		鳥取県小児救急電話24時間相談対応事業	10,203	24時間365日体制で、休日・夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子をみるべきか等、判断に迷う保護者等からの相談に対し、医師又は、看護師が症状を電話で聴取(※8000)し、その対処方法の助言等を行う。	福祉保健部	医療政策課
	67		中山間地域を支える医療人材確保総合対策	45,694	中山間地域における医師をはじめとする医療人材を確保するため、地域の身近な医療提供体制の維持に向けて市町村が行う医師確保の取組の支援や、総合診療医の早期育成・確保に向けた対策の強化等を図る。	福祉保健部	医療政策課
	68		医師確保奨学金貸付事業	320,100	全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成・確保するため、鳥取大学医学部等の医学生に対して、奨学金の貸与を行うことにより、卒業後の県内定着の促進を図る。	福祉保健部	医療政策課
	69		看護職員修学資金等貸付事業	654,008	県内に就業する看護職員、理学・作業療法士、言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。	福祉保健部	医療政策課
	70	新規	医師・看護職員確保・定着促進事業	64,636	地域の安全・安心な医療提供体制の維持・確保に向け、郵便局を活用したオンライン診療の推進や、訪問看護サービスの強化等、特に喫緊の課題となっている中山間地域を含め、医師・看護師確保対策を強化する。	福祉保健部	医療政策課
	71		子ども会活性化事業「子ども王国わくわく体験隊事業」	2,569	県内の子ども会活動の活性化につなげるため、集団活動、体験活動、子ども会の会員同士の交流を図る全県的なイベントを開催するほか、子ども会の取組を次世代につないでいくための情報共有・意見交換を行い、活動の更なる充実に繋げられるネットワークづくりを推進する。また、子ども会の実態調査に係るアンケートを実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
4(3)①ケ 互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成	72		レクリエーション活動支援事業	1,752	レクリエーションを県民・地域に普及・定着させ、県民の豊かな余暇活動を推進するため、全県的な活動を行う鳥取県レクリエーション協会が行う事業に対し補助を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	73		特別支援学校における学校運営協議会制度推進事業	4,618	全ての県立特別支援学校(分校含む)に導入している学校運営協議会において、「地域とともにある学校づくり」を更に推進する。	教育委員会	特別支援教育課
	74		地域に根差した魅力ある学校づくり推進事業	60,382	地元自治体等、地域と連携しながらそれぞれの高校の魅力・特色の充実、向上を図るとともに、地域と協働して県外生徒等を受け入れるための住環境を整備することで、県内外からの入学生を増加させ、多様な価値観に触れ、切磋琢磨する環境を創出するとともに、学校・地域の魅力化、活性化を図る。また、専門高校、総合学科高校について魅力発信し、入学者を増加させるとともに、地域産業の担い手を育成する。	教育委員会	高等学校課
	(53)		地域学校協働活動推進事業(再掲)	(64,868)	公立学校に設置された学校運営協議会(学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールという。)と地域住民等とが一体的に実施する地域学校協働活動の展開を通じ、地域の将来を担う子どもたちの育成や学校を核とした地域づくりを図る。	教育委員会	社会教育課
	(54)		県・市町村社会教育振興事業(再掲)	(2,068)	県全体の社会教育の推進を図るため、地域づくり・人づくりの要となる県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	教育委員会	社会教育課
	(55)		社会教育関係団体による地域づくり支援事業(再掲)	(5,536)	社会教育関係団体の教育力を活用して、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成するため補助を行う。	教育委員会	社会教育課
	75	拡充	ICT環境整備事業	1,112,945	県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、各教室や情報処理室等にパソコン、プロジェクター等の情報環境を整備する。また、県内公立学校の情報教育や情報共有のインフラ基盤である教育情報通信ネットワーク(Torikyo-NET)において、安定したインターネット環境、メールサービス等の提供ができるよう整備・充実を図るとともに、情報漏洩の防止やサイバー攻撃からの防御のため、仮想環境に係るネットワーク・機器等の運用管理を行う。	教育委員会	教育センター
4(3)② 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	76		GIGAスクール運営支援センター事業	4,312	県内の自治体間の端末利用状況などの格差を埋めるために、新たにGIGAスクール推進協議会を設置し、市町村と連携しながら県全体の更なる子どもの学びのDX(デジタル・トランスフォーメーション)のを推進する。また、令和4年度に開設した「GIGAスクール運営支援センター(ヘルプデスク)」の支援対象を令和5年度から各市町村へ適用することで県全体の底上げを図りつつ、強固な支援体制を構築する。	教育委員会	教育センター
	77		学びの改革推進総合プロジェクト	75,096	全国学力・学習状況調査、とっとり学力・学習状況調査、英語教育実施状況調査及び英検IBA等で明らかになった学力等の課題解決に向けて、学力の伸びや非認知能力などの教育データに基づいた分析を行い、個に応じた指導や校内の取組の改善や児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上のため、市町村教育委員会と一体となった学力向上等の施策を進め、鳥取県ならではの一人一人を丁寧に見取り、確実に伸ばす教育を推進する。	教育委員会	小中学校課
	78	新規	次世代の学び創造プロジェクト	15,184	社会の在り方が急速に変化し予測困難な時代を迎える中、子どもたちが課題解決に向けて自ら判断し自分の考えを表現していく力を付けるため、教育課程を工夫した学校づくりや主体的に学ぶことができる授業づくり、生成AIを駆使した新しい学びを実現する取り組みを推進することで、子どもたちが主体的に学ぶことができる多様な学びの実現を図る。また、次世代のリーダーとして本県教育を牽引する人材を育成するため、県外派遣や大学教授による講義等を実施し、人材育成を推進する。	教育委員会	小中学校課
	79		DXを駆使した学力向上事業	9,436	学びの創造先進校等の事業校におけるPBL等の先進的な教育を、鳥取県ICT活用教育アドバイザー等の派遣により支援し、創出された好事例を全県に発信する。また、教育DX推進員が県内すべての公立小中学校を訪問し、実態把握と指導・支援を行うことで、授業と校務の両面から教育DXを推進する。さらに、児童生徒の主体的な学びのために不可欠である学習者用デジタル教科書の活用やプログラミング教育を充実させるため、研修会や講師派遣を行う。	教育委員会	小中学校課
	80		特別支援教育におけるICT活用教育充実事業	7,539	ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。また、同時双方向通信が可能なICT機器やロボットを活用した病気療養児の遠隔教育を推進し、学習機会の保障とともに円滑な学校復帰を進める。	教育委員会	特別支援教育課
	81		探究的な学び推進事業	2,548	「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を促進するために、アクティブ・ラーニングの視点やICT活用能力等を含めた教員の指導力向上を図る。また、生徒の「学力の3要素」(※)を育成するために、生徒が先端の知見に触れることなどを通して、知的好奇心を高め、課題発見等にかかる視野の拡大や多角的な視点を獲得することにより、質の高い探究活動を創出する。※学力の3要素…「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」	教育委員会	高等学校課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	82		高等教育機関と連携した学力向上事業	5,156	生徒の学力向上を図るために、生徒同士が互いに刺激を受け切磋琢磨することで、進路実現に向けての学習意欲や日々の学習効果を高めることをねらいとした、学校の枠を超えた連携、協働事業の実施を支援する。また、先端技術や各教科に関する専門分野の優れた知識・技能を有する大学教員を各教科の一部の領域を享受する講師として招聘する。 ・学校連携チャレンジ・サポート事業 ・「科学の甲子園」鳥取県大会 ・県立高校・大学教員交流事業 ・エネルギー教育支援事業	教育委員会	高等学校課
	83		国際バカロレア推進事業	23,998	令和6年度から開始された倉吉東高校の国際バカロレア(以下IB)教育の推進に向けて、引き続き学習環境の整備及び指導する人材の育成を進めるとともに、県内外に向けて倉吉東高校IB教育の認知を広げるために広報活動等を随時行う。また、IB生のキャリア形成について手厚いサポートを提供できる体制を整える。	教育委員会	高等学校課
	84		ICT活用推進事業	26,240	専門家を招いた授業等でのICT活用に係る研修等をおとして、教員のICT活用能力の向上を図り、授業の質的向上や個別最適化された学びを全県立高校に広める。また、県内どの地域のどの校種の学校においても多様で質の高い教育が展開できる環境構築するために遠隔授業が行える環境を構築する。	教育委員会	高等学校課
	(3)		教育相談事業(再掲)	(2,251)	幼児・児童・生徒等の教育上の様々な課題に関する保護者、本人、学校・園関係者等からの相談について、指導主事、相談員及び専門指導員が個別のニーズに応じた支援・指導を行う。加えて、幼児支援を終了した小学生に対して、必要に応じて、読み書きに対する個別支援プログラムを行う。また、専門医による教育相談会を毎月実施する。	教育委員会	生徒支援・教育相談センター
4(3)③ 子どもの居場所づくり	85		放課後児童クラブ設置促進事業	11,939	仕事と子育ての両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費、放課後児童クラブを実施するために必要な設備の整備に係る費用について、市町村に対して助成を行う。また、放課後児童クラブ職員等を対象とした研修会を開催する。	子ども家庭部	子育て王国課
	86		【統合】子どもの貧困対策総合支援事業(子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業)	44,002	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期)に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。 【統合】子どもと家庭の生活・相談支援拠点事業	子ども家庭部	家庭支援課
	87		子ども食堂運営費高騰対策支援事業	10,100	物価高騰の影響を受けている子どもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食材費の引上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。	子ども家庭部	家庭支援課
	(53)		地域学校協働活動推進事業(再掲)	(64,868)	公立学校に設置された学校運営協議会(学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールという。)と地域住民等とが一体的に実施する地域学校協働活動の展開を通じ、地域の将来を担う子どもたちの育成や学校を核とした地域づくりを図る。	教育委員会	社会教育課
	(54)		県・市町村社会教育振興事業(再掲)	(2,068)	県全体の社会教育の推進を図るため、地域づくり・人づくりの要となる、県・市町村の社会教育関係者の資質向上を図る。	教育委員会	社会教育課
	(55)		社会教育関係団体による地域づくり支援事業(再掲)	(5,536)	社会教育関係団体の教育力を活用して、家庭・地域の教育力向上を促進するとともに、社会教育関係団体で活動する人材を育成する。	教育委員会	社会教育課
	88		くらしに役立つ図書館情報発信事業(仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業)	144	経済的に困窮する家庭やひとり親家庭などのサポートを必要とする家庭を、図書館の「資料」や「場」の活用を通じて支援する。 あわせて、支援団体や関係機関と図書館との連携を推進する。 また、県内市町村立図書館や学校図書館と連携して、図書館の取組をサポートの必要な人へ届けるとともに、本を読むだけではない「居場所」としての図書館の可能性を追求する。	教育委員会	図書館
	(7)	新規	シン・子育て王国とっとり加速化事業(再掲)(旧・シン・子育て王国とっとり本格始動事業)	(10,723)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・若者、子育て当事者等が必要な情報に簡単に辿り着けるようにするための子育て王国とっとりサイトのシステム改修 ・スマートフォンから見やすいため、既存の子育て応援ガイドブック(冊子)の電子化 ・子育て王国とっとりサイトのリニューアルをPRするリーフレットの作成 ・効果的な情報発信方法を検討するための部会設置	子ども家庭部	子育て王国課
	89		中学校スクールカウンセラー配置	151,748	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。 ・56名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	90		高等学校スクールカウンセラー、教育相談員配置	19,538	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・スクールカウンセラー12名(全日制8校、定時制4校)、教育相談員4名(スクールカウンセラー未配置校を担当)(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
4(3)④ いじめ防止、こころのケアの充実	91		高等学校スクールソーシャルワーカー配置	35,668	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・5名(会計年度任用職員) ・配置校:東部・西部に各2名(鳥取緑風高校、米子白鳳高校等、私立学校への支援も行う)、中部1名(倉吉東高校)	教育委員会	教育人材開発課
	92		特別支援学校スクールカウンセラー配置	5,612	精神的な課題や不安等を抱えた児童生徒及びその保護者の精神的ケア、相談に対応するため、全県立特別支援学校に専門的な知見を有するカウンセラーを配置し、教育相談の支援を行う。 ・9名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	93		特別支援学校スクールソーシャルワーカー配置	20,205	児童生徒の貧困、いじめ、不登校、中途退学等の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを各園域ごとに配置し、全県立特別支援学校への教育相談の支援を行う。 ・3名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	94		いじめ防止対策推進事業	14,713	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、相談窓口の充実、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。学校の生徒指導担当者等を対象にした研修を行うとともに、校長会等で学校における校内研修を促すなど、教職員研修等の充実を図る。	教育委員会	生徒支援・教育相談センター
	95		スクールソーシャルワーカー活用事業	89,565	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。 (スクールソーシャルワーカーの主な業務内容) ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携、調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	教育委員会	生徒支援・教育相談センター
	96	新規	学校の諸課題未然防止・早期支援プロジェクト	3,800	様々な教育的課題を包括的に捉え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等を活用した学校組織体制づくりを指導・助言するスーパーバイザー(外部有識者)を配置し、学校や市町村への直接支援を行うことで課題の未然防止や早期支援を強化する。また、不登校、暴力行為をはじめとした問題行動など様々な困難を抱える児童生徒を早期の段階で発見し、対応するため小学校における支援を強化する。	教育委員会	生徒支援・教育相談センター
	(89)		中学校スクールカウンセラー配置(再掲)	(151,748)	不登校や問題行動等の改善を図るため、中学校に臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置する。中学校に配置したスクールカウンセラーは校区小学校の相談にも対応する。 ・56名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
4(3)⑤ 不登校の子どもへの支援	(90)		高等学校スクールカウンセラー、教育相談員配置(再掲)	(19,538)	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・スクールカウンセラー12名(全日制8校、定時制4校)、教育相談員4名(スクールカウンセラー未配置校を担当)(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	(91)		高等学校スクールソーシャル ワーカー配置(再掲)	(35,668)	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 ・5名(会計年度任用職員) ・配置校:東部・西部に各2名(鳥取緑風高校、米子白鳳高校等、私立学校への支援も行う)、中部1名(倉吉東高校)	教育委員会	教育人材開発課
	(92)		特別支援学校スクールカウ ンセラー配置(再掲)	(5,612)	精神的な課題や不安等を抱えた児童生徒及びその保護者の精神的ケア、相談に対応するため、全県立特別支援学校に専門的な知見を有するカウンセラーを配置し、教育相談の支援を行う。 ・9名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	(93)		特別支援学校スクールソー シャルワーカー配置(再掲)	(20,205)	児童生徒の貧困、いじめ、不登校、中途退学等の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを各園域ごとに配置し、全県立特別支援学校への教育相談の支援を行う。 ・3名(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
	(95)		スクールソーシャルワー カー活用事業(再掲)	(89,565)	社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を支援(市町村事業への補助)し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るとともに、県においてスクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修を行う。 (スクールソーシャルワーカーの主な業務内容) ・ケース会議のための事前調整やケースのアセスメントと課題解決に向けてのプランニングへの支援 ・様々な課題を抱える児童生徒と児童生徒の置かれた環境への働きかけ ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ・困難事例や自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助	教育委員会	生徒支援・教育相談セ ンター
	97	拡充	不登校児童生徒のつなが り・学びの充実推進事業	17,186	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教室以外の場に居場所を求めたり、学びたいと思ったときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。特に「校内サポート教室」、「自宅学習支援」の拡充を図る。また、全ての児童生徒の心の小さなSOSを見逃さず、安心して学校生活を過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。	教育委員会	生徒支援・教育相談セ ンター
	(96)	新規	学校の諸課題未然防止・早 期支援プロジェクト(再掲)	(3,800)	様々な教育的課題を包括的に捉え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等を活用した学校組織体制づくりを指導・助言するスーパーバイザー(外部有識者)を配置し、学校や市町村への直接支援を行うことで課題の未然防止や早期支援を強化する。また、不登校、暴力行為をはじめとした問題行動など様々な困難を抱える児童生徒を早期の段階で発見し、対応するため小学校における支援を強化する。	教育委員会	生徒支援・教育相談セ ンター
4(3)⑤イ 学校以外の学ぶ 環境の受け皿づくりの充実	98	拡充	不登校対策事業	57,603	不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するため、フリースクールを運営する事業者を支援するとともに、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。	総務部	教育学術課
	99	新規	官民連携によるフリース クール伴走支援事業	9,271	県内フリースクールの伴走支援体制や不登校児童生徒の保護者への情報提供・相談体制を構築し、不登校の子どもへの支援モデルを創出する。	総務部	教育学術課
	100	新規	官学連携による地域未来 共創事業	13,000	鳥取大学内に「地域未来共創センター」が新設されるなど、大学と地域との協働を強化する動きがあることから、鳥取大学と連携し、学生が参画する地域課題解決の取組を推進する。また、県内高等教育機関が行う、県内企業と連携したキャリア支援や、学生が主体となって学生目線で県内定着を促進していく「県内定着学生プラットフォーム」活動を支援することにより、学生が本県の魅力を知る機会を創出して、学生の県内就職に繋げるとともに、学生主体の取組を拡大し、県内企業や地域と触れ合う学生の倍増を目指す。	総務部	教育学術課
4(3)⑤ウ 高校中退者へ の支援	(90)		高等学校スクールカウ ンセラー、教育相談員配置(再 掲)	(19,538)	いじめ、不登校、中途退学等の問題行動等の諸課題に対して、臨床心理士資格を有する教育相談員、臨床心理士等によるスクールカウンセラーを学校に配置し、全県立高等学校におけるカウンセリング体制の充実を図る。 ・スクールカウンセラー12名(全日制8校、定時制4校)、教育相談員4名(スクールカウンセラー未配置校を担当)(会計年度任用職員)	教育委員会	教育人材開発課
4(4)①ア 若者の自立に 向けた支援	(1)		シン・子育て王国とっとり推 進事業(再掲)	(18,003)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト(キッズポータル)の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
	101	拡充	消費者教育推進事業	14,308	大学等において「くらしの経済・法律講座」を開催し、若年者に対する体系的かつ継続的な消費者教育を実施する。また、消費者トラブルの未然防止対策として、ポスターやリーフレット、デジタルサイネージ、SNS広告等を活用し、消費生活相談窓口の役割や相談方法等についての周知を強化する。	生活環境部	消費生活センター
4(4)①イ 雇用機会の確 保、若年者の早期就職・職 場定着の支援	102		とっとり若者Uターン・定住 拡大事業(鳥取県未来人材 奨学金支援事業)	76,835	県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金の返還を助成し、Uターン並びに産業界の確保を促進する。	輝く鳥取創造 本部	人口減少社会対策課
	103		鳥取県立(鳥取・倉吉・米 子・境港)ハローワーク管理 運営事業	74,712	県の「産業施策」「雇用政策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「JUターン就職」「企業サポート」などの地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。また、子育てと仕事の両立を支援するため、市町の福祉施設等で、子育て応援出張相談会を開催する。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク 県立倉吉ハローワーク 県立米子ハローワーク 県立境港ハローワーク
	104		県立ハローワーク「キャリア デザインLab(ラボ)」設置事 業	13,522	鳥取県立ハローワーク(鳥取・倉吉・米子)内に「キャリアデザインLab(ラボ)」を設置して、支援対象者(求職相談者)に対して就労意欲醸成のためのキャリア形成支援、リスケリング支援を行い、多様な人材を新たな労働力として就職へつなげていく。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク
	105		若者サポートステーション 運営事業	23,958	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図るために、国が委託設置している「鳥取県地域若者サポートステーション」に対し、事業の一部を上乗せし委託する。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク
4(4)②ア 結婚を望む方 の出会いから結婚まで応援	106	拡充	とっとり婚活応援プロジェ クト事業	47,412	未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、出会いから交際までを総合的に支援する。 ・とっとり出会いサポート事業(えんトリーの運営、縁結びナビゲーターによるお相手紹介) ・結婚支援コンシェルジュ配置事業 ・婚活イベント開催助成事業(民間事業者向け補助金) ・結婚に向けた出会いの機会等創出事業(市町村向け補助金) ・婚活イベント情報メール配信事業 ・仲人への成果報酬補助	子ども家庭部	子育て王国課
	107	拡充	カップル倍増プロジェクト推 進事業 (旧:カップル倍増プロジェ クトVer02推進事業)	23,481	マッチングアプリに代表される新たな形態の婚活サービスとの連携を図るとともに、若者のニーズの沿ったこれまでにない全く新しい切り口から出会い結婚支援を図り、カップル倍増プロジェクトを一層促進する。 ・えんトリー会費無償化 ・オミカレ連携事業(若い世代を対象とした大規模婚活イベントの周期開催及び婚活リテラシー向上セミナー) ・メタバースを活用した婚活イベントの実施 ・えんトリー開設10周年記念事業(えんトリーのサポートを受けて結婚された夫婦の体験談等を集めた事例集を作成し、SNS等で発信する) ・JA等各種業界団体と連携した婚活イベントの開催 ・縁ナビ倍増事業	子ども家庭部	子育て王国課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
5 子育て当事者への支援							
5(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	108		就学援助制度 (要保護・準要保護)	—	経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が就学に要する諸経費を援助する。 【要保護者】生活保護法に規定する要保護者 【準要保護者】市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 【対象品目】学用品費、体育実技用具費、新入児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費	教育委員会	小中学校課
5(1)① 医療費の負担軽減	109		「シ・子育て王国とっとり」こどもの医療費完全無償化事業	1,177,830	子育て世帯の経済的負担を一層軽減するため、市町村と協働して子どもの医療費完全無償化を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
5(1)② 保育料の無償化	110		保育料無償化等子育て支援事業	251,858	子どもを生み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の向上を促進するため、保育料の無償化等を行い保護者負担の軽減を行う市町村に対し助成を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	111		子ども・子育て支援施設等利用費負担金	34,801	届出保育施設や一時預かり等を利用した際に要する費用について県がその一部を負担する。	子ども家庭部	子育て王国課
5(1)③ 在宅育児世帯への支援	112		子育て支援市町村応援事業(子育て応援市町村交付金、おうちで子育てサポート事業)	78,336	子育て支援を総合的に推進するため、地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境づくり等に取り組む市町村に対し、財政支援を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
5(1)④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与・就学支援等	113	拡充	私立学校教育振興補助金	1,994,548	私立学校の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図るとともに、各私立学校の特色のある活動を支援する。	総務部	教育学術課
	114	拡充	私立高等学校等就学支援金等支給事業	1,384,039	家庭の状況にかかわらず、全ての中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、国の「高等学校等就学支援金」とともに、県独自の「総合支援金」「私立中学校就学支援金」等を支給し、家庭の教育費負担を軽減する。	総務部	教育学術課
	115		就学奨励費	88,467	特別支援学校における教育の普及奨励を図るため、特別支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の全部又は一部を支し、保護者等の経済的負担軽減する。	教育委員会	特別支援教育課
	116		公立高等学校就学支援事業	939,235	県立高校に在籍する生徒に対して、授業料と同額の「高等学校等就学支援金」を支給し、教育費負担軽減を図る。 また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業するまでの間の最長1年間(定時制・通信制は最長2年間)、一定の条件のもと、継続して授業料の支援を行う。	教育委員会	高等学校課
	117		教科書等給付費 (定時制通信制教育振興費の細事業)	283	定時制課程及び通信制課程に在学する生徒のうち、一定の条件を満たす者(90日以上勤務、授業料減免相当に該当)に対し、教科書及び学習書の購入費を支援する。	教育委員会	高等学校課
	118		高校生等奨学給付金事業	223,586	生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を給付する。 【対象】 ・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯又は生活保護(生業扶助)受給世帯 ・保護者、親権者等が県内に在住 ・就学支援金支給対象である学校(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1-3年生)、専修学校高等課程等)に在学している者(特別支援学校高等部生徒を除く) 【援助内容】 ・授業料以外の教育費に充当	教育委員会	人権教育課
	119		高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金(育英奨学事業の細事業)	1,512	高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する勤労学生の修学を奨励するため、修学資金を貸与する。	教育委員会	人権教育課
5(1)⑤ 高校生への通学費助成	120		高校生等通学費助成事業	43,000	通学費用を理由に子どもたちが高等学校等で希望する学びをあきらめることがないよう、県内の高等学校等へ通学する生徒に通学費を助成する市町村に支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
5(1)⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援	121		高等学校等奨学資金、大学等奨学資金(育英奨学事業費(特別会計)の細事業)	588,024	経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金を貸与する。 ・大学等奨学金 【対象】 ・県内に住所を有する者の子弟等で、経済的理由により修学が困難な者 ・高校2年時の学業の平均が3.0以上 【貸与額】国公立：月額45,000円、私立：月額54,000円 ・高等学校等奨学金 【対象】県内に住所を有する者の子弟等で、経済的理由により修学が困難な者 【貸与額】国公立：月額18,000円、私立：30,000円(自宅通学の場合)	教育委員会	人権教育課
	122		大学等進学資金助成金(育英奨学事業の細事業)	1,188	大学、専修学校等への進学に際して、金融機関から進学資金を借り入れた者に対して利子の一部を助成する。	教育委員会	人権教育課
5(1)⑦ その他経済的負担の軽減等	123		県営住宅の優先入居制度【制度記載】	—	県営住宅の入居者の募集において、子育て世帯、母子・父子世帯、妊婦がいる世帯は優先入居制度の対象としており、一般の入居希望者よりも優先して選考する取扱いを引き続き実施する。	生活環境部	住宅政策課
	124		住宅セーフティネット支援事業	17,266	住宅確保要配慮者(低額所得者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録促進及びセーフティネット専用住宅の改修や家賃低廉化に要する経費の一部を助成する市町村を支援する。また、住宅確保要配慮者の居住の安定・確保に向け、あんしん賃貸支援事業、家賃債務保証事業等を行う鳥取県居住支援協議会の活動を支援することにより、本県における住宅セーフティネット環境の充実に努める。	生活環境部	住宅政策課
	(112)		子育て支援市町村応援事業(子育て応援市町村交付金、おうちで子育てサポート事業)(再掲)	(78,336)	子育て支援を総合的に推進するため、地域の実情に応じて、主体的に子育て応援・子育て環境づくり等に取り組む市町村に対し、財政支援を行う。	子ども家庭部	子育て王国課
	125		生活困窮者総合支援事業	75,577	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状況に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。 【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 ○市町村バックアップ事業 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困窮者に対する支援】 ○生活困窮者自立支援事業 県が福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業(自立相談支援、住居確保給付金)及び任意事業(就労準備支援、家計改善支援、学習支援)を実施する。 ○生活困窮者の食糧支援 ・世帯訪問等のきっかけにもなる生活困窮者等の世帯に対する食料支援を行う。 ○ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業 生活困窮者の未然防止策として、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。 ○見舞金 県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。 ○低所得者等に係る中間的就労支援推進事業 中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。	福祉保健部	孤独・孤立対策課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
5(2)① 地域の資源・人材の活用	126		ミラ・クル・とっとり運動推進事業	81,582	環境・子育て・福祉・防災・地域文化・まちづくり・農林水産・観光など、様々な分野の活動団体がゆるやかにつながり、ネットワークを強化することで地域課題解決につなげる県民運動「ミラ・クル・とっとり運動（鳥取県の未来が来る（ミラ・クル）ための運動）」を推進するため、とっとり県民活動活性化センターによる地域活動等へのサポートの他、活動に対する助成や表彰・情報発信等を行う。	輝く鳥取創造本部	協働参画課
	127		とっとり若者活躍☆応援事業（旧：若者と共に！ととりの未来共創事業）	27,770	地域貢献・社会貢献したい県内大学生等と若者の力や関心をきっかけとした地域力の再興を求める地域団体とのマッチングを図り、地域で活躍する若者の裾野の拡大を目指す。また、若者による主体的な地域づくりや柔軟な視点による地域課題解決の取組を通じて、若者がチャレンジできる機運を醸成するため、高校生から30代の若者から成る「とっとり若者活躍局」を設置・運営する。	輝く鳥取創造本部	協働参画課
	128		持続可能な地域づくり団体支援事業（ギフ鳥）	28,320	ふるさと納税の仕組みを活用し、支援者が地域づくり団体を指定して寄附した額の4/5（企業版は10/10）を当該団体に交付する。	輝く鳥取創造本部	協働参画課
	(1)		シン・子育て王国とっとり推進事業（再掲）	(18,003)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト（キッズポートトリ）の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
	(1)	新規	子育て王国とっとり推進事業（再掲）	(18,003)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト（キッズポートトリ）の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
5(2)② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供	(1)		子育て王国とっとり推進事業（再掲）	(18,003)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト（キッズポートトリ）の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
	129		とっとりUD施設普及推進事業	18,379	建築物のバリアフリー化を推進するため、民間建築物のバリアフリー整備に係る経費について市町村と協同して支援するとともに、とっとりUD（ユニバーサルデザイン）施設普及推進プログラムを促進することで、全ての人の人にとって利用しやすいUD施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進する。	生活環境部	住宅政策課
	(7)	新規	シン・子育て王国とっとり加速化事業（再掲）（旧：シン・子育て王国とっとり本格始動事業）	(10,723)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・若者、子育て当事者等が必要な情報に簡単に辿り着けるようにするための子育て王国とっとりサイトのシステム改修 ・スマートフォンから見やすいため、既存の子育て応援ガイドブック（冊子）の電子化 ・子育て王国とっとりサイトのリニューアルをPRするリーフレットの作成 ・効果的な情報発信方法を検討するための部会設置	子ども家庭部	子育て王国課
5(2)③ 家庭教育の支援	130		とっとりふれあい家庭教育応援事業	8,089	全ての親が安心して子育て・家庭教育を行うことができるよう社会全体で支援し、家庭における保護者の教育力を高めることで、子どもたちの健全育成を図る。	教育委員会	社会教育課
5(2)④ 子育て当事者への情報の提供	(1)		子育て王国とっとり推進事業（再掲）	(18,003)	平成22年9月に建国宣言した「子育て王国鳥取県」の実現に向け、地域みんなで子育てを支える機運の醸成を図るとともに、各種施策を実施する。 ・「子育て王国鳥取県」の広報・普及啓発 ・子ども専用ウェブサイト（キッズポートトリ）の管理運営、子育て王国とっとりサイトによる情報発信 ・アプリ運用による子育て応援パスポートの利便性向上、情報発信の強化等 ・学生等を対象とした出前講座の実施等による鳥取県の子育て環境の周知 ・子育て王国とっとり会議の開催 ・とっとり子育てプレミアムパートナーの活動を通じた子育て応援の機運醸成	子ども家庭部	子育て王国課
	131		図書館で「すくすく子育て」応援事業（仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業）	480	子連れで図書館に來館された方のための託児サービスを実施する。	教育委員会	図書館
	(7)	新規	シン・子育て王国とっとり加速化事業（再掲）（旧：シン・子育て王国とっとり本格始動事業）	(10,723)	「シン・子育て王国とっとり」の本格始動に向け、子ども、若者、子育て当事者等から聴取した意見を踏まえて、地域における子育て環境の整備、及び県民全体の子育てへの機運醸成を図るため施策を実施する。 ・若者、子育て当事者等が必要な情報に簡単に辿り着けるようにするための子育て王国とっとりサイトのシステム改修 ・スマートフォンから見やすいため、既存の子育て応援ガイドブック（冊子）の電子化 ・子育て王国とっとりサイトのリニューアルをPRするリーフレットの作成 ・効果的な情報発信方法を検討するための部会設置	子ども家庭部	子育て王国課
5(3)① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	(4)	拡充	健やかな妊娠・出産のための応援事業（再掲）	(17,882)	地域で切れ目のない妊娠・出産支援の強化を進めるとともに、心身に関する相談の受付や正しい知識の普及を行い、安心・安全な妊娠・出産支援の充実を図る。 ・助産師への電話・メール・LINE相談事業 ・とっとり妊娠SOS相談体制整備事業 ・性と健康の相談センター事業 ・思春期ピアカウンセラー活動支援事業 ・描こう！ライフプラン出前講座事業 ・新米パパに贈る子育て教室 ・遠方の分娩施設への交通費等支援事業 ・【新規】遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	子ども家庭部	家庭支援課
	132		職業訓練生託児支援事業	1,173	産業人材育成センターが実施する職業訓練の訓練生が訓練期間中に子どもを保育所等において託児する場合に託児に要する経費の一部を奨励金として支給する。	商工労働部	産業人材課
	133		男女共同参画社会づくり推進事業（男女共同参画推進企業認定）	192	企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を図るため、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、県内企業における男女共同参画の機運づくりを図る。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	134		イクボス・ファミボス普及拡大事業	3,468	働きやすい職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」を県内企業で増やしていくほか、介護等支援コーディネーターの派遣、人事担当向けの研修会の開催により企業における介護離職を防止する。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	135		仕事と家庭の充実を！ワーク・ライフ・バランス推進事業（旧：家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業）	2,150	家事・育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、働く場や社会全体の機運醸成に向けた情報発信・普及啓発や、男性が自主的・意欲的に家事参画するきっかけとなるキャンペーン等、男性の家事等への参画を促進する取組を行う。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	(131)		図書館で「すくすく子育て」応援事業（仕事とくらしに役立つ図書館推進事業の細事業）（再掲）	(480)	男性が絵本の読み聞かせを行う「読みメン」を普及する取組を行う。	教育委員会	図書館

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
	136		「シン・子育て王国とっとり」 男性育児休業取得応援事業	11,336	令和7年の県内企業の男性の育児休業目標取得率85%を推進していくため、「男性の育児休業取得が当たり前」の機運を醸成するとともに、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりを後押しする。 ・休暇等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業者へ奨励金を支給 ・男性育休を取得する体制を整備した事業者への奨励金 ・企業の人事担当者等が自身の企業の育休取得に係る取組内容を紹介し、県内の若者等がその内容についてのトークセッションを行う。 ・県内企業におけるこの出生予定のある男性従業員に対して、子育てへの理解促進、育児スキルや知識の定着、仕事と育児の両立支援の制度への理解を目的とした企業版の父親学級を開催する。 ・企業経営者に対して男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーを開催 ・企業の人事・労務担当者に対して育児休業制度や各種保険手続き等に関する理解促進のための研修を開催 ・男性育休導入のための専門家による助言 ・男性育休導入のための専門家による伴走支援 ・くろみ認定に向けた社会保険労務士派遣	子ども家庭部	子育て王国課
5(3)② 安心して子育てできる就労環境の整備	137		育児・介護休業者生活資金 支援事業(労働者福祉・相談事業)	123	育児・介護休業者に生活資金を低利で貸し付けることにより、収入の減少を補い、仕事との両立を支援する。	商工労働部	雇用・働き方政策課
	138	拡充	働きやすい鳥取県づくり推進事業	14,126	県内企業が「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」の具体的な取組を進めるため、国・支援機関との連携、セミナーによる普及啓発、企業の課題に応じた専門家派遣による基盤づくり支援等を行う。また、カスタマーハラスメントが近年、社会問題化していることから、カスタマーハラスメントの発生防止や対策について周知する。 ・働きやすい職場づくり・人材活用のための専門家派遣事業 ・多様な雇用機会創出促進事業 ・カスタマーハラスメント防止対策事業	商工労働部	雇用・働き方政策課
	139	拡充	労働者相談・職場環境改善 事業(労働者福祉・相談事業)	40,594	鳥取県中小企業労働相談所(愛称:「みなくる」)を県内3か所に設置し、労働者・経営者からの労働・雇用に係る相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行い、労働問題の未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。また、幅広い世代が使用しているLINEによる相談窓口を開設する。	商工労働部	雇用・働き方政策課
	140		多様な人材の活躍による人で不足解消事業(地域活性化雇用創造プロジェクト)	44,877	「企業の採用力・定着力強化と人材掘り起こしによる人手不足解消」をテーマに、人手不足企業の働き方改革支援、採用・育成・定着の一貫支援、潜在労働力の掘り起こし、多様な人材に対応した就職支援等の多様なメニューを展開し、地域における良質で安定的な雇用の実現を図る。(令和5～7年度)	商工労働部	雇用・働き方政策課
	141	新規	誰もが活躍できる職場づくり事業	5,500	生活の事情や社会経験、障がい等、様々な事情を抱えている人材が企業で活躍できる職場環境を普及するため、企業への研修・環境整備助成、市町村等と連携した相談体制の整備、企業の人事・労務担当者向けの啓発セミナーを行う。	商工労働部	雇用・働き方政策課
	(133)		男女共同参画社会づくり推進事業(男女共同参画推進企業認定)(再掲)	(192)	企業におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を図るため、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、県内企業における男女共同参画の機運づくりを図る。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	(134)		イクボス・ファミボス普及拡大事業(再掲)	(3,468)	働きやすい職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスの実践リーダー「イクボス・ファミボス」を県内企業で増やしていくほか、介護等支援コーディネーターの派遣、人事担当者向けの研修会の開催により企業における介護離職を防止する。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	142		女性応援企業支援事業	4,876	誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを進め、女性従業員の人材育成や就業継続等に向けた取組を行う企業に対して支援するほか、企業経営者等向けに女性等が働きやすい職場づくりに向け課題対応研修を開催等を行う。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	(135)		仕事と家庭の充実を！ワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲) (旧:家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業)	(2,150)	家事・育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、働く場や社会全体の機運醸成に向けた情報発信・普及啓発や、男性が自主的・意欲的に家事参画するきっかけとなるキャンペーン等、男性の家事等への参画を促進する取組を行う。	男女協働未来創造本部	県民運動課
	(136)		「シン・子育て王国とっとり」 男性育児休業取得応援事業(再掲)	(11,336)	令和7年の県内企業の男性の育児休業目標取得率85%を推進していくため、「男性の育児休業取得が当たり前」の機運を醸成するとともに、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりを後押しする。 ・休暇等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業者へ奨励金を支給 ・男性育休を取得する体制を整備した事業者への奨励金 ・企業の人事担当者等が自身の企業の育休取得に係る取組内容を紹介し、県内の若者等がその内容についてのトークセッションを行う。 ・県内企業におけるこの出生予定のある男性従業員に対して、子育てへの理解促進、育児スキルや知識の定着、仕事と育児の両立支援の制度への理解を目的とした企業版の父親学級を開催する。 ・企業経営者に対して男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーを開催 ・企業の人事・労務担当者に対して育児休業制度や各種保険手続き等に関する理解促進のための研修を開催 ・男性育休導入のための専門家による助言 ・男性育休導入のための専門家による伴走支援 ・くろみ認定に向けた社会保険労務士派遣	子ども家庭部	子育て王国課
5(4)① 子育てや生活支援の充実	143		ひとり親家庭生活支援事業	22,057	ひとり親家庭等の生活向上のため、児童の学習支援や相談体制の充実に必要な経費を補助する。 ・ひとり親家庭学習支援事業(学習支援、送迎支援) ・ひとり親家庭生活向上事業(家庭生活支援員の派遣、ホームページやメールマガジン、LINEを活用した情報提供やメール相談、ひとり親家庭同士の交流事業の実施) ・ひとり親家庭寄り添い支援事業(託児付きサロンの実施)	子ども家庭部	家庭支援課
5(4)② 就業支援の充実	144		ひとり親家庭自立支援事業	8,948	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。 (就業支援、自立支援給付、母子父子自立支援員設置、高等職業訓練促進資金貸付)	子ども家庭部	家庭支援課
5(4)③ 養育費の確保及び面会交流の推進	145		ひとり親家庭子ども養育支援事業	430	父母が離婚した子どもの健全な成長を支えるとともに、ひとり親家庭の自立を支援するため、離婚時における養育費及び面会交流に係る取り決めの促進と面会交流の実施の支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
5(4)④ 経済的支援の充実	146		児童扶養手当支給事業	78,210	児童扶養手当(父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じっていない児童が養育されている母子家庭・父子家庭の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当)の支給、調査・認定・市町村指導監査等を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	147		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	51,723	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	148		特別医療費助成制度(ひとり親家庭)	61,090	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担部分の一部を助成する。 (対象者:ひとり親及びその18歳の年度末にある子)	子ども家庭部	家庭支援課
6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援							
6(1)① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援	149		ヤングケアラー支援強化事業	15,086	ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、相談窓口(LINE相談、電話相談)を設置する。また、子ども自身や周囲の大人がヤングケアラーに気付き、当事者を必要な支援につなげることができるようするため、多様な広告媒体(リーフレット、メディア広告等)により相談窓口や支援機関等を周知する。 さらに、広く県民にヤングケアラーについて周知し併せて支援者のスキルアップを図るため、フォーラムを兼ねた研修会を開催するとともに、ヤングケアラーの支援団体への研修費用の補助等を行う。 ヤングケアラー同士が悩みや経験をより気軽に共有しやすくなるため、オンラインツールを活用した集いの場(ヤングケアラーがチャットやビデオ通話等を通して意見交換をしたり悩みを共有したりする場)を設置するとともに管理者を配置して参加者に助言や情報提供を行う事業者に対して、運営費の補助を行う。 また、ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、子どもに対してヤングケアラーの概念や相談窓口等の理解促進を図る。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
6(1)② ひきこもりに関する支援	150		ひきこもり対策推進事業	50,444	ひきこもりに対する正しい理解を深めるとともに、市町村やとっとりひきこもり生活支援センター等関係機関との連携強化による相談体制及び職業体験事業所を充実し、ひきこもり状態にある方の自立を促進する。	福祉保健部	孤独・孤立対策課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
6(1)③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援	151		多様な性を認め合う社会づくり推進事業	3,581	性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、電話相談事業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業、「とっとり安心ファミリーシップ制度」の運用等を行う。	地域社会振興 部人権尊重社会推進局	人権・同和対策課
6(1)④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援	152		コミュニケーション支援事業 人材育成事業	16,458	日本語教育に携わる人材の育成や企業等関係機関の連携など全県的な日本語教育推進体制づくり、日本語クラスにおける日本語の指導、言葉の支援が必要な外国出身の子どもに対する通訳ボランティア派遣、派遣ボランティアの確保及びスキルアップ等を国際交流財団で実施する。	輝く鳥取創造 本部	交流推進課
	153	拡充	外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	17,778	共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図るため、日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、市町村の取組を支援する。	教育委員会	小中学校課
	(85)	拡充	【統合】子どもの貧困対策総合支援事業(子どもと家庭の生活・相談支援拠点サポート事業)(再掲)	(44,002)	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期)に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組み市町村等を支援する。 【統合】子どもと家庭の生活・相談支援拠点事業	子ども家庭部	家庭支援課
6(2)① 教育の支援	(130)		とっとりふれあい家庭教育応援事業(再掲)	(8,089)	全ての親が安心して子育て・家庭教育を行うことができるよう社会全体で支援し、家庭における保護者の教育力を高めることで、子どもたちの健全育成を図る。	教育委員会	社会教育課
	(53)		地域学校協働活動推進事業(再掲)	(64,868)	公立学校に設置された学校運営協議会制度(学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールという。)と地域住民等とが一体的に実施する地域学校協働活動の展開を通じ、地域の将来を担う子どもたちの育成や学校を核とした地域づくりを図る。	教育委員会	社会教育課
	(56)		児童養護施設等と連携した自然体験活動推進事業(再掲)	(452)	家庭環境等の違いのため生じる「体験格差」は是正のため、県立青少年社会教育施設等で、児童養護施設及び母子生活支援施設と連携して自然体験活動を実施する。	教育委員会	社会教育課
	(87)		子ども食堂運営費高騰対策支援事業(再掲)	(10,100)	物価高騰の影響を受けている子どもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食食材の引上げにより上昇した運営費の一部を支援することにより、子ども食堂の運営を支援する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(2)② 生活の安定に資するための支援	(31)		食育地域ネットワーク強化事業(再掲)	(504)	食育関係者が各圏域で取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食育実践者同士のネットワーク強化を図る。	福祉保健部	健康政策課
	154		官民連携による孤独・孤立対策支援事業 (旧:孤独・孤立対策の市町村支援強化事業)	26,329	・孤独・孤立に悩む方の相談の窓口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげることで支援の充実を図る。 ・施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会」を設置・運営する。 ・ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を上げて孤立を解消するため、ピアサポートに取り組む県内団体に対し、立ち上げ経費、活動費を補助する。 ※R7事業名変更・統合	福祉保健部	孤独・孤立対策課
	155		孤独・孤立対策市町村等支援強化事業	61,914	複雑化・複合化した課題に対しては、従来の属性別の支援体制では、狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村等が属性を問わない包括的な支援体制を構築し、創意工夫をもって円滑に実施する体制づくりを支援する。 ○孤独・孤立に係る人材育成 ・孤独・孤立の背景は複合的であり、当事者を幅広い視点で理解しつなげる力、様々な人や機関が連帯し支え合う力を高めるための人材育成研修を行う。 ○市町村のアウトリーチ・ネットワークづくり等支援 ・町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等について、その経費を支援 ○地域の社会資源を活用して制度の狭間に対応する市町村に対する支援 ・市町村が行う、孤独・孤立対策にかかる経費を補助することにより、安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりを行う。 ○包括的支援体制のための整備支援 ・包括的な支援体制については、住民に身近な市町村が主体となって実施することが重要であり、市町村が包括的な支援体制を整備、充実していけるよう、包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援する。	福祉保健部	孤独・孤立対策課
	(144)		ひとり親家庭自立支援事業(再掲)	(8,948)	ひとり親家庭の就業支援の促進を図るとともに、経済的な自立を支援するために各種事業を行う。 (就業支援、自立支援給付、母子父子自立支援員設置、高等職業訓練促進資金貸付)	子ども家庭部	家庭支援課
6(2)③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(103)		鳥取県立(鳥取・倉吉・米子・境港)ハローワーク管理運営事業(再掲)	(74,712)	県の「産業施策」「雇用政策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により、「若者」「女性」「中高年者」の活躍推進、「IJUターン就職」「企業サポート」などの地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを行う。また、子育てと仕事の両立を支援するため、市町の福祉施設等で、子育て応援出張相談会等を開催する。	県立鳥取ハローワーク 県立倉吉ハローワーク 県立米子ハローワーク 県立境港ハローワーク	県立鳥取ハローワーク 県立倉吉ハローワーク 県立米子ハローワーク 県立境港ハローワーク
	(104)		県立ハローワーク「キャリアデザインLab(ラボ)」設置事業(再掲)	(13,522)	鳥取県立ハローワーク(鳥取・倉吉・米子)内に「キャリアデザインLab(ラボ)」を設置して、支援対象者(求職相談者)に対して就労意欲醸成のためのキャリア形成支援、リスクリング支援を行い、多様な人材を新たな労働力として就職へつなげていく。	商工労働部	県立鳥取ハローワーク
	(140)		多様な人材の活躍による人で不足解消事業(地域活性化雇用創造プロジェクト)(再掲)	(44,877)	「企業の採用力・定着力強化と人材掘り起こしによる人手不足解消」をテーマに、人手不足企業の働き方改革支援、採用・育成・定着の一貫支援、潜在労働力の掘り起こし、多様な人材に対応した就職支援等の多様なメニューを展開し、地域における良質で安定的な雇用の実現を図る。(令和5～7年度)	商工労働部	雇用・働き方政策課
	(146)		児童扶養手当支給事業(再掲)	(78,210)	児童扶養手当(父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が養育されている母子家庭・父子家庭の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当)の支給、調査・認定・市町村指導監査等を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(2)④ 経済的支援	(147)		母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	(51,723)	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。	子ども家庭部	家庭支援課
	156		災害遺児手当助成事業	690	災害遺児の健全な育成を図るため、災害遺児について手当(1人に対し月2,000円)を支給する市町村に対して助成を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
	157	拡充	小児慢性特定疾病対策事業	108,545	慢性疾病(国が指定する疾病(762疾病))に限る。)により長期にわたり治療を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の健全な育成を図るため、慢性疾病児童等に対して医療費の助成、県外受診に要する交通費の一部及び日常生活用具の助成並びに小児慢性特定疾病児童が長期入院する場合の保護者の付き添いに要する費用を支援を行う。 また、慢性疾病児童等の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	子ども家庭部	家庭支援課
6(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援	158		特別医療費助成事業費	2,064,252	特に医療費の助成を必要とする者の医療費(本人負担分)のうち、市町村が助成した金額の2分の1を県が補助する。 ・重度心身障がい者・精神障がい者・特定疾患・小児・ひとり親家庭(うち、小児1,347,291千円、ひとり親家庭61,090は再掲)	福祉保健部 子ども家庭部	障がい福祉課 家庭支援課
	159		児童発達支援センター利用料軽減事業	717	児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対し、同一世帯内の第2子や第3子以降の同センターを利用する児童の利用者負担を軽減する。	子ども家庭部	子ども発達支援課
	160		【統合】重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業	13,894	重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービス上の、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)① 障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実	161		障がい児施設整備事業	0	障害福祉サービス事業所等、県内障がい児福祉関係の社会資本の整備を促進するため、施設整備事業を行う事業者に対して助成を行う。	子ども家庭部	子ども発達支援課
	162	新規	障がい児施設安全・安心推進事業	12,750	障がい児施設において、ICTを活用して職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障がい児支援を提供することで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。	子ども家庭部	子ども発達支援課
	163	新規	強度行動障がい児環境整備事業	4,500	強度行動障がい児の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備に係る経費の補助を行い、障がい児のサービス利用環境の向上を目指す。	子ども家庭部	子ども発達支援課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
6(4)② きこえない・きこえない子どもとその家族への切れ目のない支援	164		【統合】きこえない・きこえない子どもの総合支援事業	29,581	きこえない・きこえない子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能をつき付け、中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。また、聴覚障がい児は早期に発見され、適切な支援が行われることで、聴覚障がいによる音声言語発達への影響が最小限におさえられることから、聴覚障がいの早期発見、早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る検査体制や連携体制の整備を行う。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化	165		【統合】医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業	68,128	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進	166		【統合】発達障がいのある子ども等の総合支援事業	19,394	発達障がい等の当事者及びその家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。 また、発達障がいや不登校等の子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置づけ、医療・保健・福祉等のネットワークを構築するほか、エール発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。	子ども家庭部	子ども発達支援課
6(4)⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備	167	拡充	県立特別支援学校通学支援事業	269,541	県立特別支援学校に通学する児童生徒の安全確保及び保護者の負担軽減を図るため、通学バスを委託運行するとともに、通学支援員の外部委託や通学支援を行う市町村等への支援等を行う。	教育委員会	特別支援教育課
	168		特別支援教育充実費	8,642	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学齢期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行う体制を整備するとともに、小・中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の充実を図る。 特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	教育委員会	特別支援教育課
	(80)	拡充	特別支援学校におけるICT活用教育充実事業(再掲)	(7,539)	ICTを活用した教育を推進することにより、障がいのある子どもたちの学びの意欲を引き出すとともに、一人一人の能力を最大限に発揮できる指導・支援を展開し、将来の自立と社会参加に向けて情報通信技術を効果的に活用する力を育てる。 また、同時双方向通信が可能なICT機器やロボットを活用した病気療養児の遠隔教育を推進し、学習機会の保障とともに円滑な学校復帰を進める。	教育委員会	特別支援教育課
	169	拡充	特別支援教育専門性向上事業	17,665	・特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がいの特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。 ・インクルーシブ教育の推進に向けて特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援体制の整備を行う。 ・年々増加している特別支援学級の支援を行う特別支援教育専門員(3名)を配置し、特別支援学級担任の支援や学校組織として特別支援教育を推進する体制作りを支援する。	教育委員会	特別支援教育課
	170		県立特別支援学校早朝子ども教室	2,992	県立特別支援学校において、地域住民や保護者OB等からなる学校支援ボランティアとともに、学校受入時刻(9時前)までの早期時間帯の子ども達の居場所となる早朝子ども教室を実施し、児童生徒の活動支援や見守りを行う。	教育委員会	特別支援教育課
6(4)⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保	171		特別支援教育充実事業	5,386	平成30年度からの高校における通級による指導制度の運用開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)として、特別支援コーディネーターを配置し、特別支援教育の充実に向けて取り組むとともに、設置校以外の県立高校においても障がいのある生徒の自己理解と高校生への他者理解を深める取組を実施する。	教育委員会	高等学校課
	172		障がい者情報アクセスモデル県推進事業(聴覚障がい関連)	4,230	電話リレーサービス加入促進のため、同サービスを利用できる機器の導入支援等を行う。また、ICTを活用した公共施設等の情報アクセス向上を図る。	福祉保健部	障がい福祉課
	173		手話でコミュニケーション事業	112,850	手話講座等の開催や遠隔手話サービスの実施など、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進める。	福祉保健部	障がい福祉課
	174		とっとり手話フェス2025(全国高校生手話パフォーマンス甲子園)開催事業	46,254	手話言語への理解・普及推進、共生社会の実現及び今後の手話言語のさらなる認知度・普及率の向上のため、これまで手話とかかわりのなかった層や若年層にも広くアプローチし、手話言語の魅力・素晴らしさを体感できる手話パフォーマンス甲子園をはじめとする「とっとり手話フェス」を実施する。	福祉保健部	障がい福祉課
	175	新規	若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実(学校現場での普及啓発強化)	1,300	若年期からあいサポート運動を学び、あいサポートマインドを醸成させることで、未来のあいサポーターの確保、地域でのあいサポート運動の定着、普及を一層進めていくため、児童・生徒があいサポート運動について学ぶ環境の整備を一層進めるとともに、あいサポート運動やあいサポートマインドを根付かせるための協力者(教職員)を養成・確保するための取組を進める。	福祉保健部	障がい福祉課
6(5) 児童虐待防止対策等の推進	176		手話で学ぶ教育環境整備事業	7,642	ろう者とうろう者以外が互いに理解しあう共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話言語への理解が深まるよう、教育面における手話言語に関する環境整備の充実を図る。	教育委員会	特別支援教育課
	177	拡充	共生社会をめざす教育活動推進事業	4,543	障がいのある子どもと障がいのない子ども、あるいは地域の障がいのある人とが触れ合い、共に活動することを通して、障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶため、交流及び共同学習、文化芸術活動やスポーツ活動の推進等を行い、共生社会の基盤づくりを行う。 義務教育段階では、モデル地域を1圏域設け交流及び共同学習の推進を図る。また、高等学校年代では、モデル校を設定し、特別支援学校高等部生徒と高等学校生徒との教育課程上の交流及び共同学習の推進を図る。	教育委員会	特別支援教育課
	178		児童措置費	2,260,210	・要保護児童等が安心して暮らせる環境を確保・支援するため、児童福祉法の規定により施設入所措置等となった児童・母子の委託に要する経費、同法の定める最低基準を維持するための費用を負担する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動	179		【統合】児童相談所運営費(児童相談所体制整備事業)	129,709	・県内3カ所にある児童相談所の管理運営と、要保護児童対応や児童虐待防止に係る各事業を実施する。また、児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を行う。 ・施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所及び米子児童相談所において第三者評価を受審する。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。さらに、児童相談所業務へのICTの活用による業務の効率化により、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。 【統合】児童相談所費、児童相談所体制整備事業	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)② 児童相談所の体制強化及び資質向上	(179)		【統合】児童相談所運営費(児童相談所体制整備事業)(再掲)	(129,709)	・県内3カ所にある児童相談所の管理運営と、要保護児童対応や児童虐待防止に係る各事業を実施する。また、児童福祉法第33条の規定に基づき、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を行う。 ・施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、一時保護所及び米子児童相談所において第三者評価を受審する。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。さらに、児童相談所業務へのICTの活用による業務の効率化により、児童福祉司が支援の必要な子どもや家庭と向き合う時間を確保し、ケースへの対応力の向上を図る。 【統合】児童相談所費、児童相談所体制整備事業	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上	180	新規	こどもと親の心の健康サポート事業	6,000	児童相談所の対応困難事例を医療につなぐホットラインを設置するとともに、将来の児童精神科医の養成を図る。また、子ども心のケアをテーマとした住民向け講座を開催する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(5)④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化	181	統合	【統合】児童養護施設等体制強化補助事業(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業)	192,799	・児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や研修及び実習に係る経費等を補助する。 ・児童養護施設等を退所し就業した者、又は大学等へ進学した者に対する家賃相当額や生活費の貸付、及び児童養護施設に入所中の者等に対する資格取得費の貸付を行うための経費を補助する。 【統合】児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)① 里親支援の体制強化	182		里親養育包括支援事業	2,518	要保護児童を家庭的な環境で養育する里親の役割が重要となってきた中で、里親の養育技術の向上等の支援及び里親委託児童の養育環境の充実を図る。	子ども家庭部	家庭支援課

区分	番号	新規 拡充	事業名	予算額	事業概要	部等	担当課
6(6)② 社会的養護経験者等の自立支援の充実	183		社会的養護自立支援拠点事業(旧:退所児童等アフターケア事業)	40,494	・児童養護施設等を退所した児童・若者や過去に虐待経験がありながらも公的支援を受けたことがない者等に対して、就職や人間関係等の相談に応じ、必要な支援を行う。 ・また、児童養護施設等に入所している児童が進学・就労・賃貸住宅へ入居する際に、身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
	(181)		【統合】児童養護施設等体制強化補助事業(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業)(再掲)	(192,799)	・児童養護施設等における体制強化を図るため、国の配置基準を超えて職員を配置する際の人件費や研修及び実習に係る経費等を補助する。 ・児童養護施設等を退所し就業した者、又は大学等へ進学した者に対する家賃相当額や生活費の貸付、及び児童養護施設に入所中の者等に対する資格取得費の貸付を行うための経費を補助する。 【統合】児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	子ども家庭部	家庭支援課
	(62)	新規	「SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守る」SNS適正利用啓発事業(再掲)	(5,465)	SNSやデジタル技術を使った犯罪やトラブルの被害者・加害者になることから子どもたちを守るため、SNS等による被害の事例や適正な利用方法を子どもや保護者に周知し、情報リテラシーの向上及びベアレンタルコントロールに対する保護者の一層の意識向上を図る。また、子どもたちがSNS等による困りごとや悩みを気軽に相談できる相談窓口を創設する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり	184		こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	6,232	こどもの権利擁護に関する取組の質の向上を図り、改正児童福祉法の施行に伴いこどもの声を聞く取組を推進するため、こどもの意見表明の機会を確保し、社会的養護の枠組みの中で生活しているこどもの権利擁護の仕組みを整備する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(6)④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート	185		鳥取県子どもの権利学習支援事業補助金	600	児童養護施設等の入所児童や退所児童・若者がこどもの権利や意見表明の仕方等、こどもの自立性を高める取組を通して、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(7)② 犯罪などから子ども・若者を守る取組	(62)	新規	「SNSやデジタル技術を使った被害から子どもたちを守る」SNS適正利用促進事業(再掲)	(5,465)	SNSやデジタル技術を使った犯罪やトラブルの被害者・加害者になることから子どもたちを守るため、SNS等による被害の事例や適正な利用方法を子どもや保護者に周知し、情報リテラシーの向上及びベアレンタルコントロールに対する保護者の一層の意識向上を図る。また、子どもたちがSNS等による困りごとや悩みを気軽に相談できる相談窓口を創設する。	子ども家庭部	家庭支援課
6(7)③ 性犯罪・性暴力への対応	186	拡充	犯罪被害者寄り添い支援事業	59,653	行政が主体となり、民間支援団体等と連携して、犯罪被害者に被害直後から寄り添い中長期にわたリワンストップで支援を提供し、被害からの早期回復の実現等を図る。	生活環境部	くらしの安心推進課
	187		性暴力に係る啓発事業費	1,912	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通して情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援を行う。	地域社会振興部人権尊重社会推進局	人権・同和対策課

※予算額の()は再掲

20,983,772

子ども・若者に関する主な相談機関（全国統一共通ダイヤル、SNS相談等）

令和7年3月時点

名称	電話番号/受付	内容
こころの健康相談	0570-064-556 (おこなおう まもろうよ こころ) 	都道府県が実施している「こころの健康電話相談」等の相談機関に接続します
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310(なやみいおう)/ 24時間365日	いじめ等の悩みを相談できます
子どもの人権110番	0120-007-110/平日8:30～17:15	いじめ・体罰等の人権問題について相談できます
児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)/ 24時間365日	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できます
地域の警察署	鳥取県警察の警察署一覧 	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもや家族が相談できる窓口です
チャイルドライン	0120-99-7777/16:00～21:00 (12/29～1/3除く) 	電話・チャットで悩みを相談できる窓口です
いのちの電話	0120-783-556/毎日16:00～21:00 毎月10日8:00～翌日8:00 0570-783-556/毎日10:00～22:00 	電話、メールで悩みを相談できる窓口です
よりそいホットライン	0120-279-338/24時間受付 	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口です
性犯罪被害相談電話	#8103(ハートさん)/ 24時間受付	各都道府県警察につながる性犯罪被害相談電話窓口です
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	#8891(はやくワンストップ)/ 24時間受付	性暴力被害者を支援する「ワンストップ支援センター」の窓口です
鳥取県ヤングケアラーLINE相談	24時間365日受付 	ヤングケアラーや若者ケアラーの方などがより気軽にLINEで相談できる窓口です
鳥取県ひきこもりSNS(LINE)相談事業	月水金(祝日・年末年始を除く) 13:00～17:00(最終受付16:30) 	ひきこもりに関する悩みをLINEで相談できる窓口です
とっとりSNS相談	毎週月水金、毎月第2及び第4土曜 17:00～21:00 	いじめ、不登校、家庭での悩みや職場のハラスメントなど、どんな悩みでも専門の相談員が対応する窓口です
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115/24 時間受付	いじめの人権問題について相談できます

青少年SNS・ ネット悩み ごと相談窓 口	【電話相談】 0857-26-7787/毎週月曜日～金曜日 13:00～17:00 【メール相談】 E-mail: seishounensoudan@pref.tottori.lg.jp	インターネットやSNSトラブル などで困ったとき、悩んだときに、 18歳未満の子どもや保護者が相談 できる窓口です
消費者ホッ トライン	188(イヤヤ) 毎日(年末年始、祝日を除く) 8:30～17:00 	お近くの市町村又は県の消費生活 相談窓口につながり、消費者トラ ブルについて相談できます
助産師によ る電話相談・ メール相談・ LINE相談「と りともっと」	【電話相談】 090-7543-8206/毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 【メール相談】 E-mail: tori-josansi@hal.ne.jp 【LINE 相談「とりともっと」】 毎週火木土(祝日を除く) 14:00～21:00 	助産師に、体の変化の悩みや、妊 娠中・産後の体調や育児について 相談できる窓口です
性と健康の 相談センタ ー	開設日: 毎週月～金: 8:30～17:15 ・中部総合事務所倉吉保健所 性と健康の相談センター 0858-23-3146 ・西部総合事務所米子保健所 性と健康の相談センター 0859-31-9319 ・鳥取市健康こども部 こども家庭局 こども家庭センター 性と健康の相談センター 0857-30-8584	男女を問わず、全ての方を対象に、 あらゆる相談をお受けします
不妊専門相 談センター 「はぐてら す」	・東部不妊専門相談センター 0859-35-5209/火・金・土 8:00～17:00(正午～午後1時を除く) ・鳥取県西部不妊専門相談センター 0859-35-5209 月水金: 10:00～17:00 火木土: 10:00～12:00 (※祝日は休み)	不妊や不育について相談できる窓 口です
「とっとり 妊娠SOS」	070-3986-1325/火、土 10:00～20:00 (祝日、12月29日～1月3日を除く)	妊娠についての色々な相談ができ る窓口です

子ども・若者に関する主な相談機関（相談内容別）

令和7年3月時点

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号
ニート	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501・0857-51-0502
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112・0858-24-6113
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951・03-6274-6975
	県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786・06-6341-3972
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076・0858-72-1099
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060・0858-52-6465
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733・0859-44-1736
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	859-72-0065・0859-72-1371
ひきこもり	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	生徒支援・教育相談センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956
	とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222(ファクシミリ兼)
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616・0857-20-3962
	中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町	0858-23-3152・0858-23-4803
	西部総合事務所県民福祉局	米子市糺町	0859-38-2250・0859-34-1392
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
不登校	生徒支援・教育相談センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
高校中退	生徒支援・教育相談センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501・0857-51-0502
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112・0858-24-6113
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951・03-6274-6975
	県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786・06-6341-3972
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076・0858-72-1099
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060・0858-52-6465
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733・0859-44-1736
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号
ヤングケアラー	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	生徒支援・教育相談センター	鳥取市湖山町	0857-28-8718
非行・問題行動	鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町	0857-22-4318・0857-26-3878
	倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217・0857-23-1213
	米子市少年育成センター	米子市錦町	0859-35-0852・0859-23-5137
	境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014・0859-47-1109
	東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574(ファクシミリなし)
	東部少年サポートセンター中部分室	倉吉市駄経寺町	0858-22-1574(ファクシミリなし)
	西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574(ファクシミリなし)
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	鳥取県警察本部総合相談窓口	鳥取市東町	#9110(プッシュ回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110(代表・ファクシミリ兼)
	各警察署総合相談窓口		
	鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110・0857-32-0115
	郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110・0858-72-0112
	智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110・0858-75-0112
	浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110・0857-82-0114
	倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110・0858-26-7114
	琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碕	0858-49-8110・0858-49-8112
	米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110・0859-33-0112
	境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110・0859-44-0114
	黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110・0859-74-0112
自死	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616・0857-20-3962
	中部総合事務所倉吉保健所	倉吉市東巖城町	0858-23-3921・0858-23-4803
	西部総合事務所米子保健所	米子市糺町	0859-31-9310・0859-34-1392
	鳥取いのちの電話	-	0857-21-4343(ファクシミリなし)
障がい	『エール』 発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町	0858-22-7208・0858-22-7209
	ペアレントメンター鳥取	鳥取市瓦町	0857-30-0670・0857-30-2785
犯罪被害	鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター	鳥取市東町	0120-00-0325
	とっとり被害者支援センター (ペアーズとっとり)	鳥取市東町	0120-43-0874
	性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)	鳥取市東町	0120-94-6328
性的マイノリティ	鳥取県 LGBTQ 寄り添い電話相談窓口	-	0120-65-1010(ファクシミリなし) ※毎月第1・3水曜日18時～20時、毎月第2・4土曜日15時～17時
	生徒支援・教育相談センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956
外国の方(日本での生活)	(公財) 鳥取県国際交流財団	鳥取市扇町	0857-51-1165・0857-51-1175

子ども・若者に関する主な相談機関（相談機関別）

令和7年3月時点

名 称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分										
			ニート	ひきこもり	不登校	高校中退	ヤングケアラー・若者ケアラー	非行・問題行動	自殺	障がい	犯罪被害	性的マイノリティ	外国の方(言語・生活)

□県立ハローワーク

県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501	○			○							
県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112	○			○							
県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585	○			○							
県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395	○			○							
県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951	○			○							
県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786	○			○							

□ハローワーク

ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021	○			○							
ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076	○			○							
ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609	○			○							
しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060	○			○							
ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911	○			○							
ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733	○			○							
ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	0859-72-0065	○			○							

□若者サポートステーション

とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677	○			○							
よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678	○			○							

□その他の相談機関

精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031		○	○	○		○	○				
生徒支援・教育相談センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956		○	○	○						○	
		0857-28-8718					○						
とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222		○									
		0857-30-1201											
鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616		○					○				
中部総合事務所県民福祉局 倉吉保健所	倉吉市東巖城町	0858-23-3152		○									
		0858-23-3921							○				
西部総合事務所県民福祉局 米子保健所	米子市糺町	0859-38-2250		○									
		0859-31-9310							○				
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町			○	○			○					
鳥取いのちの電話	—	0857-21-4343							○				
『エール』発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町	0858-22-7208								○			
ペアレントメンター鳥取	鳥取市瓦町	0857-30-0670								○			
鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター	鳥取市東町	0120-00-0325									○		
とっとり被害者支援センター (ペアーズとっとり)	鳥取市東町	0120-43-0874									○		
性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	鳥取市東町	0120-94-6328									○		

名 称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分										
			ニート	ひきこもり	不登校	高校中退	ヤングケアラー・若者ケアラー	非行・問題行動	自死	障がい	犯罪被害	性的マイノリティ	外国の方(言語・生活)
(公財)鳥取県国際交流財団	鳥取市扇町	0857-51-1165											○

□児童相談所

福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460			○		○	○					
倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152			○		○	○					
米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020			○		○	○					

□児童家庭支援センター

子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153			○			○					
児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306			○			○					
児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085			○			○					

□少年愛護・補導・育成センター

鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町	0857-22-4318						○					
倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217						○					
米子市少年育成センター	米子市錦町	0859-35-0852						○					
境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014						○					

□少年サポートセンター

東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574						○					
東部少年サポートセンター 中部分室	倉吉市駄経寺町	0858-22-1574						○					
西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574						○					

□鳥取県警

鳥取県警察本部総合相談窓口	鳥取市東町	#9110(プッシュ 回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110						○					
---------------	-------	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

□各警察署総合相談窓口

鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110						○					
郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110						○					
智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110						○					
浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110						○					
倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110						○					
琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碕	0858-49-8110						○					
米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110						○					
境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110						○					
黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110						○					

※子ども・子育て支援法に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画として、令和11年度までの教育・保育の提供体制を添付。令和12年度以降の提供体制は、シン・子育て王国とっとり計画の令和11年度の見直しに併せて更新する。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第62条第2項第1号の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域（以下「市町村設定区域」という。）を勘案して、県が定める区域（以下「県設定区域（※）」という。）について、以下のとおり定めます。

（※）県設定区域とは、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位であり、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準の一つとなるものです。

（1）基本的考え方

県設定区域の設定に際し、以下の点を勘案します。

- 市町村が定める教育・保育提供区域
- 隣接市町村間等における広域利用等の実態

（2）県設定区域の内容

（1）の基本的考え方に基づき、県設定区域は、教育と保育とを区分し、以下のとおりとします。

ア 教育

私立幼稚園において、各圏域で広域的な利用が行われていることを踏まえ、以下の3区域を設定します。

県設定区域	対象市町村
東部区域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部区域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部区域	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

イ 保育

児童福祉法第24条第1項に規定されている市町村の保育の実施義務に基づいて、各市町村が、保育所の施設整備・統廃合等を計画的に実施してきている現状及び市町村間での広域利用も一部の隣接地域のみである実態等を踏まえ、各市町村を1区域として設定します。

2 教育・保育の提供体制の確保

（1）教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容に関する基本的考え方

各市町村においては、市町村計画に記載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定にあたり、住民に対して教育・保育施設の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等に関するアンケート調査を実施し、その結果や子ども・子育て会議での審議を踏まえて、最終的に認定区分（※）ごとに量の見込みとその確保策を定めています。

これを踏まえ、本計画における教育・保育の量の見込み・確保策の算定に当たっては、以下の考え方に基づいて定めます。

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本とする。
- ②広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合は、十分な調整を行う。
- ③各年度において、市町村と定期的な情報交換を行い、量の見込みが全て確保されるよう連携・調整を図る。

※保育・教育給付における子どもの認定区分（法１９条第１項）

認定区分	認定要件	受入施設
１号	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
２号	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
３号	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業

（２）各年度における教育・保育の量の見込み及び確保の内容

（１）の基本的考え方を踏まえた各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の県全域の内容については、以下のとおりです。（区域ごとについては、別表１及び別表２のとおり）

なお、計画中の量の見込みは、年度中途の潜在的な需要も含めたものであり、また、量の見込みに対し確保の内容が不足している部分についても、定員弾力化による一定の受入が可能であるため、現実の待機児童の発生状況と必ずしも一致するものではありません。

【参考】本県の待機児童の状況

本県では、平成１８年度以降、４月１日現在の待機児童は発生していません。年度途中においては、令和６年１０月１日現在の待機児童は０人でした。１０月１日現在の待機児童０人は調査結果が確認できる平成１４年度以降初めてです。（単位：人）

	４月１日現在	１０月１日現在
令和３年度	０	２８
令和４年度	０	７
令和５年度	０	１１
令和６年度	０	０

ア 教育

（単位：人）

年度	区分	１号認定	２号認定（教育）	合計
令和６年 （参考）	量の見込み（計画値）	２,０１０	５４８	２,５５８
令和７年	量の見込み①	２,１３７	４２５	２,５６２
	確保の内容			
	教育・保育施設			３,０４６
	確認を受けない幼稚園			９０
令和８年	計②			３,１３６
	差引②－①			５７４
	量の見込み①	２,０７０	４１３	２,４８３
	確保の内容			
令和９年	教育・保育施設			２,９７１
	確認を受けない幼稚園			９０
	計②			３,０６１
	差引②－①			５７８
令和１０年	量の見込み①	１,９９３	４０６	２,３９９
	確保の内容			
	教育・保育施設			２,９４３
	確認を受けない幼稚園			９０
令和１１年	計②			３,０３３
	差引②－①			６３４
	量の見込み①	１,９４３	３９７	２,３４０
	確保の内容			
令和１２年	教育・保育施設			２,９４２
	確認を受けない幼稚園			９０
	計②			３,０３２
	差引②－①			６９２
令和１３年	量の見込み①	１,８６９	３８７	２,２５６
	確保の内容			
	教育・保育施設			２,９２９
	確認を受けない幼稚園			９０
令和１４年	計②			３,０１９
	差引②－①			７６３

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、「確保の内容」は合計のみ記載。

イ 保育

(単位：人)

年 度	区 分	2号認定 (保育)	3号認定		合 計
			1・2歳児	0歳児	
令和6年(参考)	量の見込み(計画値)	9,509	5,966	1,495	16,970
令和7年	量の見込み①	9,390	5,535	1,639	16,564
	確保の 内 容	教育・保育施設	5,783	1,642	17,887
		地域型保育事業	367	187	554
		届出保育施設	15	10	35
		計②	10,477	1,839	18,476
	差引②－①	1,087	625	200	1,912
令和8年	量の見込み①	9,138	5,349	1,608	16,095
	確保の 内 容	教育・保育施設	5,705	1,658	17,759
		地域型保育事業	361	185	546
		届出保育施設	15	10	35
		計②	10,411	1,853	18,340
	差引②－①	1,273	727	245	2,245
令和9年	量の見込み①	8,776	5,342	1,583	15,701
	確保の 内 容	教育・保育施設	5,647	1,630	17,550
		地域型保育事業	357	177	534
		届出保育施設	15	10	35
		計②	10,288	1,817	18,119
	差引②－①	1,512	672	234	2,418
令和10年	量の見込み①	8,502	5,257	1,560	15,319
	確保の 内 容	教育・保育施設	5,567	1,609	17,296
		地域型保育事業	357	177	534
		届出保育施設	15	10	35
		計②	10,135	1,796	17,865
	差引②－①	1,633	677	236	2,546
令和11年	量の見込み①	8,216	5,177	1,534	14,927
	確保の 内 容	教育・保育施設	5,490	1,590	17,050
		地域型保育事業	357	177	534
		届出保育施設	15	10	35
		計②	9,985	1,777	17,619
	差引②－①	1,769	680	243	2,692

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

(3) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

「量の見込み」に対する確保を適切に行い、円滑に推進していくため、教育・保育施設の県の認可及び認定に係る需給調整については、国の基本指針に基づき以下のとおりとします。

ア 基本的考え方

- ①県は、認可・認定の申請があった教育・保育施設が適格性、認可基準を満たす場合は、原則、認可・認定する。
- ②ただし、支給認定の区分ごとに、県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、県計画で定める量の見込み(必要利用定員総数)に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになると認められるときは市町村の意向を踏まえた上で、認可・認定しないこともある。

【教育・保育施設の認可・認定に関する基本的考え方】

①需要(量の見込み＝必要利用定員総数)＞供給(利用定員の総数(※))	⇒ 原則認可(認定)
②需要(量の見込み＝必要利用定員総数)＜供給(利用定員の総数(※))	⇒ 需給調整(認可・認定しない場合もある)
※確認を受けない幼稚園も含む。	

イ 上記ア（基本的考え方）の例外

上記ア（基本的考え方）に関わらず、本計画の円滑な推進の観点から、以下の（ア）～（エ）の需給調整を行うこととします。

（ア）市町村計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない教育・保育施設の認可及び認定の申請に係る需給調整

市町村が各市町村計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、それら以外の教育・保育施設の認可又は認定の申請があった時で、アの②に該当するときは、県は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことがある。

なお、この場合においても、支給認定を受けた人数が、県計画で定めた当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、県は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行う。

（イ）幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

県は、認定こども園の普及を図る観点から、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園への移行を目指す場合は、以下のとおりの調整を行います。

①県は、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、その幼稚園が所在する県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数（2号認定・3号認定に係るもの）が、量の見込みに『県計画で定める数（※1）』を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

②同様に、県は、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合において、その保育所が所在する県設定区域における教育・保育施設の利用定員の総数（1号認定に係るもの）が、量の見込みに『県計画で定める数（※1）』を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

【既存施設が認定こども園へ移行する場合の認可・認定の取扱い】

需要（量の見込み＝必要利用定員総数）＋ <u>県計画で定める数</u> > 供給（利用定員の総数（※）） ⇒ 原則認可（認定）
需要（量の見込み＝必要利用定員総数）＋ <u>県計画で定める数</u> < 供給（利用定員の総数（※）） ⇒ 需給調整（認可・認定しない場合もある）
※ 確認を受けない幼稚園も含む。

※1 認定こども園の普及を図る観点から、既存施設が認定こども園への移行を希望する場合は、特段の事情がない限り全て移行できるよう、「県計画で定める数」は、当分の間、「利用定員の総数と量の見込みが同数以上になるために必要な数」とする。

（ウ）確認を受けない幼稚園が存在する場合に係る需給調整

県は、教育・保育施設の認可又は認定の申請があった場合において、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する県設定区域における当該年度の教育・保育施設の利用定員の総数（1号認定に係るもの）及び確認を受けない幼稚園の利用定員の総数の合計が、県設定区域における当該年度の教育・保育施設に係る必要利用定員総数（1号認定）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを超えることになると認められるときは、認可又は認定をしないこともある。

（エ）開所年度の翌年度の必要利用定員総数による需給調整

県は、教育・保育施設の認可又は認定の申請に係る需給調整において、待機児童が開所年度以降も引き続き発生することが予想されており、保育の受け皿整備が必要な場合（開所年度の翌年度の必要利用定員総数が開所年度の必要利用定員総数を上回っている場合）には、開所年度の翌年度の必要利用定員総数により需給調整を行うこととする。

別表 1 教育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期

令和7年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		1,047	0	1,047
	確保の内容	教育・保育施設			1,282
		確認を受けない幼稚園			90
		計②			1,372
	差引②－①				325
中部	量の見込み①		150	6	156
	確保の内容	教育・保育施設			214
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			214
	差引②－①				58
西部	量の見込み①		940	419	1,359
	確保の内容	教育・保育施設			1,550
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			1,550
	差引②－①				191

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和8年度

(単位：人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		1,006	0	1,006
	確保の内容	教育・保育施設			1,245
		確認を受けない幼稚園			90
		計②			1,335
	差引②－①				329
中部	量の見込み①		145	7	152
	確保の内容	教育・保育施設			219
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			219
	差引②－①				67
西部	量の見込み①		919	406	1,325
	確保の内容	教育・保育施設			1,507
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			1,507
	差引②－①				182

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和9年度

(単位:人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		948	0	948
	確保の内容	教育・保育施設			1,211
		確認を受けない幼稚園			90
		計②			1,301
	差引②－①				353
中部	量の見込み①		140	7	147
	確保の内容	教育・保育施設			219
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			219
	差引②－①				72
西部	量の見込み①		905	399	1,304
	確保の内容	教育・保育施設			1,513
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			1,513
	差引②－①				209

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

令和10年度

(単位:人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		919	0	919
	確保の内容	教育・保育施設			1,209
		確認を受けない幼稚園			90
		計②			1,299
	差引②－①				380
中部	量の見込み①		133	7	140
	確保の内容	教育・保育施設			220
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			220
	差引②－①				80
西部	量の見込み①		891	390	1,281
	確保の内容	教育・保育施設			1,513
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			1,513
	差引②－①				232

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

(単位:人)

区域	区分		1号認定	2号認定 (教育)	合計
東部	量の見込み①		876	0	876
	確保の内容	教育・保育施設			1,197
		確認を受けない幼稚園			90
		計②			1,287
	差引②－①				411
中部	量の見込み①		121	6	127
	確保の内容	教育・保育施設			219
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			219
	差引②－①				92
西部	量の見込み①		872	381	1,253
	確保の内容	教育・保育施設			1,513
		確認を受けない幼稚園			0
		計②			1,513
	差引②－①				260

※教育・保育施設と確認を受けない幼稚園のどちらを利用するかは不明なため、
「確保の内容」は合計のみ記載。

別表2 保育の量の見込み、提供体制の内容及びその実施時期

令和7年度

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,123	1,879	558	5,560
	確保の内容	教育・保育施設	3,487	1,991	557	6,035
		地域型保育事業		113	52	165
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	3,487	2,104	609	6,200
	差引②－①		364	225	51	640
米子市	量の見込み①		2,441	1,468	444	4,353
	確保の内容	教育・保育施設	2,685	1,470	396	4,551
		地域型保育事業		149	85	234
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	2,685	1,619	481	4,785
	差引②－①		244	151	37	432
倉吉市	量の見込み①		881	518	186	1,585
	確保の内容	教育・保育施設	1,047	597	190	1,834
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,047	597	190	1,834
	差引②－①		166	79	4	249
境港市	量の見込み①		485	358	87	930
	確保の内容	教育・保育施設	585	320	73	978
		地域型保育事業		26	12	38
		届出保育施設	15	10	5	30
		計②	600	356	90	1,046
	差引②－①		115	-2	3	116
岩美町	量の見込み①		184	118	27	329
	確保の内容	教育・保育施設	184	118	27	329
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	184	118	27	329
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		14	15	6	35
	確保の内容	教育・保育施設	14	15	6	35
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	14	15	6	35
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		77	29	15	121
	確保の内容	教育・保育施設	79	27	14	120
		地域型保育事業		2	1	3
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	79	29	15	123
	差引②－①		2	0	0	2

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		273	139	46	458
	確保の内容	教育・保育施設	280	150	50	480
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	280	150	50	480
	差引②－①		7	11	4	22
三朝町	量の見込み①		76	38	10	124
	確保の内容	教育・保育施設	76	38	13	127
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	76	38	13	127
	差引②－①		0	0	3	3
湯梨浜町	量の見込み①		399	216	74	689
	確保の内容	教育・保育施設	399	216	74	689
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	399	216	74	689
	差引②－①		0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①		278	157	40	475
	確保の内容	教育・保育施設	320	214	76	610
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	320	214	76	610
	差引②－①		42	57	36	135
北栄町	量の見込み①		315	152	22	489
	確保の内容	教育・保育施設	321	178	54	553
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	321	178	54	553
	差引②－①		6	26	32	64
日吉津村	量の見込み①		105	40	10	155
	確保の内容	教育・保育施設	120	35	9	164
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	120	59	15	194
	差引②－①		15	19	5	39
大山町	量の見込み①		255	138	41	434
	確保の内容	教育・保育施設	255	126	34	415
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	255	138	41	434
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		178	89	27	294
	確保の内容	教育・保育施設	226	118	37	381
		地域型保育事業		9	10	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	226	127	47	400
	差引②－①		48	38	20	106
伯耆町	量の見込み①		175	108	27	310
	確保の内容	教育・保育施設	253	116	21	390
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	253	129	27	409
	差引②－①		78	21	0	99
日南町	量の見込み①		48	30	7	85
	確保の内容	教育・保育施設	48	30	5	83
		地域型保育事業		0	2	2
		届出保育施設	0	0	5	5
		計②	48	30	12	90
	差引②－①		0	0	5	5
日野町	量の見込み①		45	24	6	75
	確保の内容	教育・保育施設	45	24	6	75
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	24	6	75
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		38	19	6	63
	確保の内容	教育・保育施設	38	0	0	38
		地域型保育事業		19	6	25
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	38	19	6	63
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		3,053	1,776	546	5,375
	確保の内容	教育・保育施設	3,470	1,935	578	5,983
		地域型保育事業		109	50	159
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	3,470	2,044	628	6,142
	差引②－①		417	268	82	767
米子市	量の見込み①		2,383	1,462	442	4,287
	確保の内容	教育・保育施設	2,685	1,470	396	4,551
		地域型保育事業		149	85	234
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	2,685	1,619	481	4,785
	差引②－①		302	157	39	498
倉吉市	量の見込み①		847	498	179	1,524
	確保の内容	教育・保育施設	1,047	597	190	1,834
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,047	597	190	1,834
	差引②－①		200	99	11	310
境港市	量の見込み①		474	346	85	905
	確保の内容	教育・保育施設	585	320	73	978
		地域型保育事業		26	12	38
		届出保育施設	15	10	5	30
		計②	600	356	90	1,046
	差引②－①		126	10	5	141
岩美町	量の見込み①		187	118	23	328
	確保の内容	教育・保育施設	187	118	23	328
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	187	118	23	328
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		18	12	6	36
	確保の内容	教育・保育施設	18	12	6	36
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	18	12	6	36
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		61	28	14	103
	確保の内容	教育・保育施設	63	26	13	102
		地域型保育事業		2	1	3
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	63	28	14	105
	差引②－①		2	0	0	2

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		270	124	44	438
	確保の内容	教育・保育施設	280	130	50	460
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	280	130	50	460
	差引②－①		10	6	6	22
三朝町	量の見込み①		69	38	7	114
	確保の内容	教育・保育施設	74	38	10	122
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	74	38	10	122
	差引②－①		5	0	3	8
湯梨浜町	量の見込み①		410	221	76	707
	確保の内容	教育・保育施設	410	221	76	707
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	410	221	76	707
	差引②－①		0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①		256	144	40	440
	確保の内容	教育・保育施設	320	214	76	610
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	320	214	76	610
	差引②－①		64	70	36	170
北栄町	量の見込み①		309	150	21	480
	確保の内容	教育・保育施設	348	210	66	624
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	348	210	66	624
	差引②－①		39	60	45	144
日吉津村	量の見込み①		105	42	10	157
	確保の内容	教育・保育施設	120	35	9	164
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	120	59	15	194
	差引②－①		15	17	5	37
大山町	量の見込み①		230	131	40	401
	確保の内容	教育・保育施設	230	119	33	382
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	230	131	40	401
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		175	84	26	285
	確保の内容	教育・保育施設	177	90	24	291
		地域型保育事業		9	10	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	177	99	34	310
	差引②－①		2	15	8	25
伯耆町	量の見込み①		162	104	27	293
	確保の内容	教育・保育施設	253	116	21	390
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	253	129	27	409
	差引②－①		91	25	0	116
日南町	量の見込み①		48	30	10	88
	確保の内容	教育・保育施設	48	30	8	86
		地域型保育事業		0	2	2
		届出保育施設	0	0	5	5
		計②	48	30	15	93
	差引②－①		0	0	5	5
日野町	量の見込み①		45	24	6	75
	確保の内容	教育・保育施設	45	24	6	75
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	24	6	75
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		36	17	6	59
	確保の内容	教育・保育施設	36	0	0	36
		地域型保育事業		17	6	23
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	36	17	6	59
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		2,830	1,813	536	5,179
	確保の内容	教育・保育施設	3,405	1,900	567	5,872
		地域型保育事業		109	50	159
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	3,405	2,009	617	6,031
	差引②－①		575	196	81	852
米子市	量の見込み①		2,327	1,454	440	4,221
	確保の内容	教育・保育施設	2,677	1,429	381	4,487
		地域型保育事業		149	85	234
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	2,677	1,578	466	4,721
	差引②－①		350	124	26	500
倉吉市	量の見込み①		815	479	171	1,465
	確保の内容	教育・保育施設	1,047	597	190	1,834
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,047	597	190	1,834
	差引②－①		232	118	19	369
境港市	量の見込み①		473	338	84	895
	確保の内容	教育・保育施設	585	320	73	978
		地域型保育事業		26	12	38
		届出保育施設	15	10	5	30
		計②	600	356	90	1,046
	差引②－①		127	18	6	151
岩美町	量の見込み①		187	115	23	325
	確保の内容	教育・保育施設	187	115	23	325
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	187	115	23	325
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		23	12	6	41
	確保の内容	教育・保育施設	23	12	6	41
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	23	12	6	41
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		52	26	14	92
	確保の内容	教育・保育施設	53	24	13	90
		地域型保育事業		2	1	3
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	53	26	14	93
	差引②－①		1	0	0	1

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		215	138	43	396
	確保の内容	教育・保育施設	220	150	50	420
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	220	150	50	420
	差引②－①		5	12	7	24
三朝町	量の見込み①		63	37	5	105
	確保の内容	教育・保育施設	68	37	8	113
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	68	37	8	113
	差引②－①		5	0	3	8
湯梨浜町	量の見込み①		427	245	78	750
	確保の内容	教育・保育施設	427	245	78	750
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	427	245	78	750
	差引②－①		0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①		251	131	40	422
	確保の内容	教育・保育施設	320	214	76	610
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	320	214	76	610
	差引②－①		69	83	36	188
北栄町	量の見込み①		303	148	20	471
	確保の内容	教育・保育施設	348	210	66	624
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	348	210	66	624
	差引②－①		45	62	46	153
日吉津村	量の見込み①		105	42	10	157
	確保の内容	教育・保育施設	120	35	9	164
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	120	59	15	194
	差引②－①		15	17	5	37
大山町	量の見込み①		241	111	38	390
	確保の内容	教育・保育施設	241	99	31	371
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	241	111	38	390
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		175	78	26	279
	確保の内容	教育・保育施設	177	90	24	291
		地域型保育事業		3	2	5
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	177	93	26	296
	差引②－①		2	15	0	17
伯耆町	量の見込み①		167	102	27	296
	確保の内容	教育・保育施設	253	116	21	390
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	253	129	27	409
	差引②－①		86	27	0	113
日南町	量の見込み①		48	30	10	88
	確保の内容	教育・保育施設	48	30	8	86
		地域型保育事業		0	2	2
		届出保育施設	0	0	5	5
		計②	48	30	15	93
	差引②－①		0	0	5	5
日野町	量の見込み①		45	24	6	75
	確保の内容	教育・保育施設	45	24	6	75
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	24	6	75
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		29	19	6	54
	確保の内容	教育・保育施設	29	0	0	29
		地域型保育事業		19	6	25
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	29	19	6	54
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		2,734	1,776	529	5,039
	確保の内容	教育・保育施設	3,283	1,831	547	5,661
		地域型保育事業		109	50	159
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	3,283	1,940	597	5,820
	差引②－①		549	164	68	781
米子市	量の見込み①		2,269	1,448	438	4,155
	確保の内容	教育・保育施設	2,677	1,429	381	4,487
		地域型保育事業		149	85	234
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	2,677	1,578	466	4,721
	差引②－①		408	130	28	566
倉吉市	量の見込み①		784	460	165	1,409
	確保の内容	教育・保育施設	1,047	597	190	1,834
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,047	597	190	1,834
	差引②－①		263	137	25	425
境港市	量の見込み①		470	332	81	883
	確保の内容	教育・保育施設	585	320	73	978
		地域型保育事業		26	12	38
		届出保育施設	15	10	5	30
		計②	600	356	90	1,046
	差引②－①		130	24	9	163
岩美町	量の見込み①		177	114	23	314
	確保の内容	教育・保育施設	177	114	23	314
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	177	114	23	314
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		26	14	6	46
	確保の内容	教育・保育施設	26	14	6	46
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	26	14	6	46
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		39	25	13	77
	確保の内容	教育・保育施設	40	23	12	75
		地域型保育事業		2	1	3
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	40	25	13	78
	差引②－①		1	0	0	1

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		222	134	42	398
	確保の内容	教育・保育施設	230	150	50	430
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	230	150	50	430
	差引②－①		8	16	8	32
三朝町	量の見込み①		60	30	6	96
	確保の内容	教育・保育施設	65	30	10	105
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	65	30	10	105
	差引②－①		5	0	4	9
湯梨浜町	量の見込み①		423	244	77	744
	確保の内容	教育・保育施設	423	244	77	744
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	423	244	77	744
	差引②－①		0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①		221	131	40	392
	確保の内容	教育・保育施設	320	214	76	610
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	320	214	76	610
	差引②－①		99	83	36	218
北栄町	量の見込み①		297	146	19	462
	確保の内容	教育・保育施設	348	210	66	624
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	348	210	66	624
	差引②－①		51	64	47	162
日吉津村	量の見込み①		105	42	10	157
	確保の内容	教育・保育施設	120	35	9	164
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	120	59	15	194
	差引②－①		15	17	5	37
大山町	量の見込み①		229	108	37	374
	確保の内容	教育・保育施設	229	96	30	355
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	229	108	37	374
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		153	77	26	256
	確保の内容	教育・保育施設	177	90	24	291
		地域型保育事業		3	2	5
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	177	93	26	296
	差引②－①		24	16	0	40
伯耆町	量の見込み①		173	103	26	302
	確保の内容	教育・保育施設	253	116	21	390
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	253	129	27	409
	差引②－①		80	26	1	107
日南町	量の見込み①		48	30	10	88
	確保の内容	教育・保育施設	48	30	8	86
		地域型保育事業		0	2	2
		届出保育施設	0	0	5	5
		計②	48	30	15	93
	差引②－①		0	0	5	5
日野町	量の見込み①		45	24	6	75
	確保の内容	教育・保育施設	45	24	6	75
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	24	6	75
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		27	19	6	52
	確保の内容	教育・保育施設	27	0	0	27
		地域型保育事業		19	6	25
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	27	19	6	52
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
鳥取市	量の見込み①		2,620	1,749	523	4,892
	確保の内容	教育・保育施設	3,186	1,777	531	5,494
		地域型保育事業		109	50	159
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	3,186	1,886	581	5,653
	差引②－①		566	137	58	761
米子市	量の見込み①		2,215	1,440	435	4,090
	確保の内容	教育・保育施設	2,677	1,429	381	4,487
		地域型保育事業		149	85	234
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	2,677	1,578	466	4,721
	差引②－①		462	138	31	631
倉吉市	量の見込み①		753	443	158	1,354
	確保の内容	教育・保育施設	1,047	597	190	1,834
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	1,047	597	190	1,834
	差引②－①		294	154	32	480
境港市	量の見込み①		456	326	79	861
	確保の内容	教育・保育施設	585	320	73	978
		地域型保育事業		26	12	38
		届出保育施設	15	10	5	30
		計②	600	356	90	1,046
	差引②－①		144	30	11	185
岩美町	量の見込み①		174	112	22	308
	確保の内容	教育・保育施設	174	112	22	308
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	174	112	22	308
	差引②－①		0	0	0	0
若桜町	量の見込み①		20	14	6	40
	確保の内容	教育・保育施設	20	14	6	40
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	20	14	6	40
	差引②－①		0	0	0	0
智頭町	量の見込み①		37	24	12	73
	確保の内容	教育・保育施設	38	22	11	71
		地域型保育事業		2	1	3
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	38	24	12	74
	差引②－①		1	0	0	1

(単位：人)

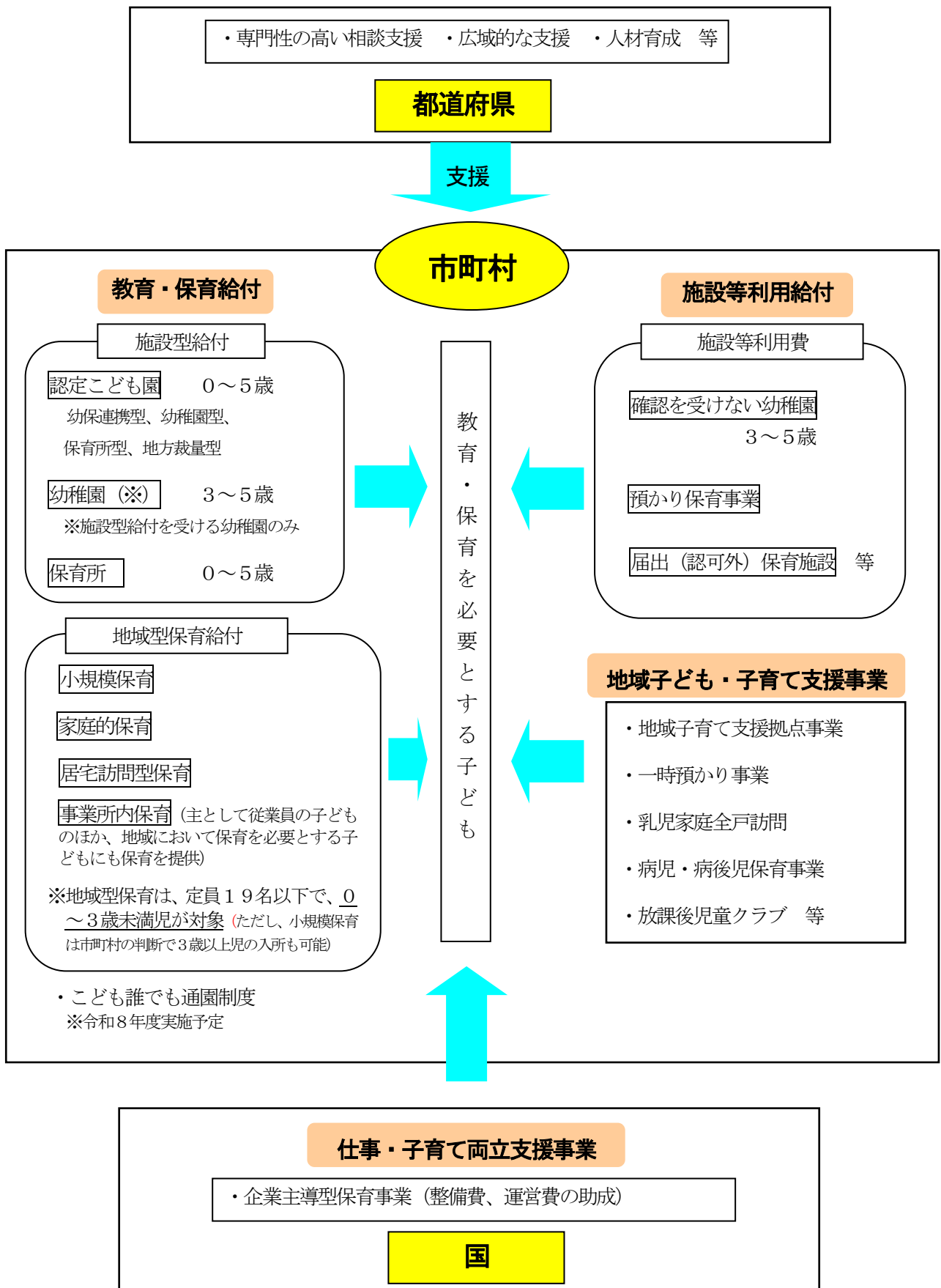
市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
八頭町	量の見込み①		204	131	40	375
	確保の内容	教育・保育施設	210	140	50	400
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	210	140	50	400
	差引②－①		6	9	10	25
三朝町	量の見込み①		56	26	7	89
	確保の内容	教育・保育施設	61	26	11	98
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	61	26	11	98
	差引②－①		5	0	4	9
湯梨浜町	量の見込み①		419	243	77	739
	確保の内容	教育・保育施設	419	243	77	739
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	419	243	77	739
	差引②－①		0	0	0	0
琴浦町	量の見込み①		216	131	40	387
	確保の内容	教育・保育施設	320	214	76	610
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	320	214	76	610
	差引②－①		104	83	36	223
北栄町	量の見込み①		291	144	18	453
	確保の内容	教育・保育施設	348	210	66	624
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	348	210	66	624
	差引②－①		57	66	48	171
日吉津村	量の見込み①		105	42	10	157
	確保の内容	教育・保育施設	120	35	9	164
		地域型保育事業		24	6	30
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	120	59	15	194
	差引②－①		15	17	5	37
大山町	量の見込み①		217	103	35	355
	確保の内容	教育・保育施設	217	91	28	336
		地域型保育事業		12	7	19
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	217	103	35	355
	差引②－①		0	0	0	0

(単位：人)

市町村名	区分		2号認定 (保育)	3号認定		合計
				1・2歳児	0歳児	
南部町	量の見込み①		145	77	25	247
	確保の内容	教育・保育施設	177	90	24	291
		地域型保育事業		3	2	5
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	177	93	26	296
	差引②－①		32	16	1	49
伯耆町	量の見込み①		170	99	25	294
	確保の内容	教育・保育施設	253	116	21	390
		地域型保育事業		13	6	19
		届出保育施設		0	0	0
		計②	253	129	27	409
	差引②－①		83	30	2	115
日南町	量の見込み①		48	30	10	88
	確保の内容	教育・保育施設	48	30	8	86
		地域型保育事業		0	2	2
		届出保育施設	0	0	5	5
		計②	48	30	15	93
	差引②－①		0	0	5	5
日野町	量の見込み①		45	24	6	75
	確保の内容	教育・保育施設	45	24	6	75
		地域型保育事業		0	0	0
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	45	24	6	75
	差引②－①		0	0	0	0
江府町	量の見込み①		25	19	6	50
	確保の内容	教育・保育施設	25	0	0	25
		地域型保育事業		19	6	25
		届出保育施設	0	0	0	0
		計②	25	19	6	50
	差引②－①		0	0	0	0

※「確保の内容」に係る企業主導型保育施設については、地域枠の定員を教育・保育施設に、企業枠の定員を届出保育施設等を含めている。

【参考】 子ども・子育て支援法の体系図



(用語の定義)

基本指針	……	子ども・子育て支援法第60条第1項に基づき国が定める基本的な指針。〔「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」〕
確認を受けない幼稚園	……	子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく施設型給付費の支給に係る施設として市町村長からの <u>確認を受けない幼稚園</u>
企業主導型保育施設	……	子ども・子育て支援法第59条の2による仕事・子育て両立支援事業として、国から支援を受け設置・運営される認可外の事業所内保育施設。（平成28年度創設）

シン・子育て王国とっとり計画

令和7年7月

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

電 話 0857-26-7148

ファクシミリ 0857-26-7863



地域みんなで子育て応援！

シン・子育て王国とっとり